

平成 3 0 年 9 月 7 日（金）

（第 1 日目）

平成30年第21回苓北町議会定例会会議録（第1日目）

平成30年第21回苓北町議会定例会は、平成30年9月7日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期決定の件

日程第3 諸般の報告

日程第4 行政報告

日程第5 一般質問

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から平成30年第21回苓北町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、1番、松本良人君、2番、廣田幸英君を指名します。

-----○-----

日程第2 会期決定の件

○議長（山本政人君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に日程案を作成し配付しておりますとおり、本日から9月14日までの8日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの8日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（山本政人君） 次に、日程第3、諸般の報告を申し上げたいと思いますが、諸般の報告の前に、今月に入ってから、先ほどから意見も出ましたように、台風21号の襲来、日本列島の縦断という強い勢力を保ったままでの日本列島縦断というのは滅多にないことでありまして、風雨ともに大変な災害が発生をいたしました。そして、又、昨日の未明、発生をいたしました北海道地震、つい先年、熊本でも大地震が起きましたが、それと同じような規模か、もしくはそれ以上の規模と思われる北海道地震が発生をいたしまして、私たちが到底想像を絶するような、想像ができないような、そういう大震災が発生をいたしました。お亡くなりになられた方のご冥福を心から哀悼の誠を捧げますとともに、被災された皆さん方に心からお見舞いを申し上げるものでございます。

それでは、これより諸般の報告を申し上げます。

6月13日、苓北町観光協会総会に出席をいたしました。

7月6日、天草陶石研究開発推進協議会総会に出席をいたしました。

7月9日、益城町グランメッセ熊本で開催された、町村議会議長会、常任委員長・議会運営委員長研修会に、松野町民福祉常任委員長、田嶋建設経済常任委員長とともに出席をしました。地方創生まちづくりと題しての総務省地域力創造アドバイザー高野誠鮮氏の講演がございました。

7月18日、苓北町青少年育成町民会議総会に出席をいたしました。

7月23日、天草市牛深町で開催された天草・出水県際交流促進協議会総会、並びに天草長島架橋建設促進期成会総会及び講演会に出席をいたしました。

次に、7月24日天草広域連合議会運営委員会に出席をいたしました。8月議会提出議案等について協議をいたしました。

7月31日、熊本県自治会館で開催された県町村議会議長会第2回理事会に出席をしました。平成29年度決算等について説明が行われました。

8月8日、天草広域連合議会定例会に出席をしました。

8月9日、天草郡市原爆死没者追悼式に出席をしました。

8月24日、天草地域国県道整備促進期成会総会に、田嶋建設経済常任委員長とともに出席をいたしました。

8月30日、天草ジオパーク推進協議会に出席をしました。

なお、資料は議会事務局に保管をいたしておりますので、ご覧ください。

以上で、諸般の報告を終わります。

—————○—————

日程第4 行政報告

○議長（山本政人君） 日程第4、行政報告を行います。

町長。

○町長（田嶋章二君） 行政報告をさせていただきます。

まず、7月からこれまでの主な行事についての報告でございます。

7月29日日曜日に長崎市で開催されました、平成30年度長崎ペーロン選手権大会に、本年も苓北町から都呂々若獅子会が出場しました。都呂々若獅子会は予選第3組の3着で準決勝に進みましたが、準決勝はその組の4着で惜しくも決勝進出はなりませんでした。

次に、8月26日日曜日に、唐津市の西の浜海水浴場で開催されました、第14回唐津ペーロン大会に、苓北町から「浜千鳥」チームが参加し、姉妹都市唐津市の皆さま方と、より一層交流を深めて帰ってきております。

次に、今後の諸行事についてのお知らせでございます。

熊本県民体育祭特別大会が9月8日と9日、15日と16日、22日と23日の3週間にわたり、県内各会場で開催され、苓北町からも9競技12種目に出場をいたしま

す。

次に、各地区の町民体育祭であります。9月30日日曜日には、坂瀬川地区で坂瀬川公民館グラウンドで、都呂々地区は都呂々小学校グラウンドで、10月7日日曜日には、志岐地区は志岐小学校グラウンドで、富岡地区は富岡小学校グラウンドでそれぞれ開催をいたします。

次に、10月5日から9日までの5日間、苓北町5窯元、天草町4窯元が参加をしまして、第30回天草西海岸秋の窯元めぐりが開催されます。なお、開会式は10月5日金曜日午前11時から内田皿山焼窯元で開催されます。

次に、敬老会の日程でございます。10月16日火曜日に、坂瀬川地区は坂瀬川小学校体育館で、都呂々地区は都呂々公民館で、10月17日水曜日に、志岐地区は志岐小学校体育館で、富岡地区は富岡公民館で、それぞれ午前10時から開催をいたします。

次に、熊本天草間幹線道路の早期完成を求める天草島民集会在10月27日土曜日午前10時から、天草市民センターで開催されます。

次に、富岡城お城まつりが10月27日土曜日、28日日曜日の両日開催されます。27日にはオルレ富岡まち歩き、苓北イルカウォッチング、天草西海岸クルージングや苓北海鮮バーベキュー等の催しが行われます。28日には百間土手前をメインステージとして、郷土芸能、餅投げ等の催しや飲食物産展、マルシェの出店が行われます。又、富岡城内施設等においては、絵画展や写真展等の催しも計画されております。

次に、苓北夕やけマラソン2018大会の開催についてでございます。11月3日土曜日午後2時10分から、農村運動広場前をスタート・ゴールとしてハーフマラソン・10キロ・4キロのコースで開催いたします。なお、今回もゲストランナーの参加も予定されております。

次に、第24回吟詠「泊天草洋」全国大会が11月4日日曜日午前8時30分から志岐集会所で開催されます。本年は、頼山陽来訪200周年記念大会となります。

次に、苓北町防災訓練についてのお知らせであります。11月11日日曜日午前8時30分から、天草灘地先を震源とした震度5強の地震発生を想定した津波発生の情報伝達訓練並びに避難訓練を実施いたします。又、この訓練に引き続き、坂瀬川小学校の建物火災を想定した消火活動・避難誘導・人命救助等の防災訓練も実施をいたす予定でございます。これらの訓練を通しまして、相互協力体制の確立と防災意識の高揚を図ってまいります。

又、昨日起こりました北海道の大地震につきましても、いつどこでどんな災害が起こるかわからない、常にそういう態勢を町民全員の方々にお持ちいただければとそういう気持ちの中で行いたいと思います。

次に、4年に1回開催しております苓北町産業文化祭を本年11月17日土曜日、1

8 日 日曜日の両日、町民総合センター農村運動広場を中心に開催いたします。各種展示、出店のほか、保育園、小中学校の音楽会、県警察本部音楽隊による音楽祭やふれあい文化祭等の催しを計画しております。

最後に、11月25日 日曜日、東京都の霞ヶ関ビル「東海大学校友会館」におきまして、関東ふるさと苓北会が開催されます。

それぞれの行事につきましては、議員の皆さま方には、大変お忙しい中とは存じあげますが、ご出席、ご声援いただきますようよろしくお願いを申し上げます。

以上、行政報告をさせていただきます。

○議長（山本政人君） これで行政報告を終わります。

—————○—————

日程第5 一般質問

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、一般質問を行います。ここで議長からお知らせをいたします。

6月8日開催の全員協議会におきまして、慎重審議をしました結果、今回の一般質問から一般質問の様式を変更いたしました。それは、今まで質問と答弁、併せまして1時間という制限をいたしておりましたが、今回から質問者の制限時間を30分以内とするということで。従いまして、向こうの左側の壁に表示されております時間は、この30分から時間が経つごとにずっと減っていくと、ですね、減少されていくということでございます。したがって、あらかじめ30分という時間が設定されておりますので、質問者の方はそれに合わせまして質問をされますようお願いをいたします。なお、答弁時間は制限なしといたしております。

又、今日は午後から苓北中学校第1学年の生徒の皆さんが2班に分かれまして傍聴に見えられます。これは、どのような方針や考え方で町政が進められているかということを感じするために、傍聴に来ていただくわけですが、入退場につきましては、適宜、その時間に合わせてされるということでございますので、ご了承くださいと思います。

それでは、これより一般質問を行います。

通告1番、山下時義君。

○10番（山下時義君） 皆さん、おはようございます。通告1番、10番議員の山下時義です。私は、先に通告しておきました平成31年1月に執行が予定される苓北町長選挙について、町長にお伺いいたします。

田嶋章二町長は、平成3年に苓北町長に就任されております。現在7期目でいらっしやいます。この間、公共水域保全のための下水道整備、一人の女性が生涯に産む子どもの数の理論値を示す合計特殊出生率が、過去最低の1.57に低下したのは平成2年で

す。少子社会は国を滅ぼすの持論のもと、その速やかなる対処となった少子化対策・子育て環境整備、九州電力苓北発電所の1号機、2号機の運転開始の見守り、天草の要害であり、苓北町の観光拠点となる富岡城の復元と、その周辺の整備、循環型社会の構築、単独でのまちづくり、都呂々・富岡簡易水道、笹尾浄水場更新工事实施の英断、全国的に人口は減少していく中での各世代のバランスのとれたまちづくり等々にその期、その期に尽力してられました。

苓北町民が「苓北に住んでよかった」と言えるようなまちづくりのため、企業誘致、雇用の確保を最重要課題として、今後も田嶋章二町長の持てる力、知力の全てを発揮すべきだと思います。

平成31年1月13日が予定されておりますが、町長選挙について田嶋章二町長のお気持ちを伺うものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の山下議員のご質問にお答えをいたします。

私は平成2年末に、海の汚れは町民皆さま方が毎日お使いになって流される生活排水が原因です、その原因をしっかりと皆さんで受け止めながら、下水道を整備をして、川、海の公共水域の浄化に努めましょうということ、それと併せて、少子化問題のことを申し上げながら、選挙戦で皆さん方の大きな支持をいただきまして当選をさせていただきました。以来、その期、その期でやはり大きな問題が発生をしてまいりました。

2期目につきましては、そろそろ九州電力の供用開始、これが大きな課題になってまいりました。その前にも九州電力のにとってこられた環境政策について、やはり足りないものがあるのではないかとということで、やはり九州電力との環境保全協定を見直しをさせていただきました。これは全国初めての見直しだったようでございます。

その後ですね、今度は天草の中で平成の大合併、これにどう対応していくかという問題が発生をしてまいりました。私どもは合併をしても貢献できるまちでありたいと、地域でありたいと。合併しなくても独立をして、しっかりと町民生活を支えていける、そういうまちづくりに取り組んでまいりましたので、その合併の協議に入らせていただきましたが、我々の考えとほかの町村の考えとがしっくりいかずに独立の道を歩んだわけでございます。合併をしても厳しい状況には変わりはないのは、今の現在のことを考えられれば明らかでありますし、又、独立でやっていくというのにもやはり大きな課題が諸々出てきております。

そんな中で少子社会は国を滅ぼすということを私は町長選前から日本の状況を考えておりましたので、そのひとつの要因というのは、私どもの幼少の時代にはとにかくその家庭で4、5人のお子さん方が大抵いらっしゃいました。そして、特にその中でやはり

進学をされる、できる方たち、進学しないでそのまま集団就職に行かれる方たち、そのまま農業や漁業の跡取りをなさる方々、いろんな状況がございました。そのことが進む中で、やはりその後はですね、どこのご家庭も自分のお子さん方には教育をさせたい。そして、高校、大学にも進ませたいというお気持ちが強くなられて、これは全国的な傾向だと思います。その中で、やはり4人も5人もだと大変だと、やはり一人か二人というようなご家庭が増えてまいりまして、そういった面でのやはり人口減少、子どもさんの減少が続いたわけでございます。いろいろそれぞれのお考えがおありになると思いますが、しかし高齢化、要するに長生きをなさる方たちが増えたということと、子どもさん方が少なくなったということで、今の非常に困った状況が出てまいっております。困った状況は本当に日本の国家が今後今のままでいくと、いろんな社会の分野、分野で成り立たなくなるということが考えられております。そういう中で大都会に仕事が多いから大都会に皆さん出て行かれるということでありましたが、この数年の状況を見てみると、大都会のみならず、我々過疎地域にも全国的に人手不足の様相が出てまいっております。もちろん一番大きな影響を受けてるのが医療・介護施設、しかし、農業や諸々の種別でですね、人手不足、後継者不足が顕著でございます。

そういった意味で、私はその期、その期でそれぞれ新たな目標を立てまして、その挑戦をしてまいったわけでございます。その全てがうまくいったわけではありません。それは私の力不足と合わせまして、世の中の状況がそういう状況にならなかったというようなこともございます。そんな中で議会の皆さま方はいうまでもなく、それぞれの団体の皆さま方、そして町民の皆さま方が浅学非才な私を支えていただきまして、町政運営、いろんな課題はありますが、しっかりと進んでいると。しかし、この進んでいる調整もですね、又、課題をしっかりと克服していかないと、あとの苓北町がどうなるかということでございます。只今のことを考えますときに、今後の新しい目標というのは、やはり企業誘致もそうでございますが、やはり苓北町にある事業所、あるいは農業、漁業、これについても仕事はあるのにやはりその仕事に就く方々が少ない。苓北町の若い人たちも外に出ていかれる方たちもかなりいらっしゃいます。できうればそういう方々にも苓北町にある仕事に就いていただけるような、そういういろんな訓練なり教育なり、これをしっかり後支えをしていければよいなと思っておりますが、現在で考えますと日本人だけでは日本のいろんな業種を支えることができなくなっているのはもう明白でありまして、今後はやはり外国の方々のお力もお借りしていかないと大変難しい状況になります。そういうことを考えますときに、私が4年前に掲げました皆さん方とのお約束、ひとつはふるさと介護、ふるさと介護というのは、都会に出ていかれた天草出身者、苓北町出身者の方々が企業を退職なさいます、しばらくはお元気なんですが、その後、施設に入らなければならない状況になってまいりますと、大都会ではなかなか入

れない状況があります。そういうことを考えますときに、できうればふるさととか、あるいはふるさとの近くでもいいから、こちらに帰ってきていただけないかなと、そういうことを提案をしておりました。その中で苓北町にいらっしゃる若い方々が、その方たちの面倒を見ていただく、そういう状況が出てくれば苓北町の若い方も外に出なくてもすむということができると。そして苓北町から、あるいは天草、あるいは近隣からですね、集団就職なり、いろんな事情で都会に出られた方々も安心をしてこちらに帰ってきていただけると、そういうことがねらいでございました。それには施設も大事でございますので、民間の皆さま方にもいろいろと問いかけをいたしまして、今、大体、施設のほうでの目標はですね、達成されそうでございます。達成されそうではありますが、先ほども申し上げましたように、その施設ができて、入所希望者はいらっしゃっても、それを支えていただける方たちがどれだけ集まられるかというのは心配でございます。これは我が町のみならずですね、天草、あるいは熊本県、全国的にもそういう傾向でありますので、やはりここはですね、外国の方の力をいただかなければ成り立たなくなる可能性が高い。そういう面ですね、働き手の養成、国のほうもですね、日本語の習得をなさってレベルが高い方たちには滞在年数を増やすとかですね、そういうこともやっておられます。そういう意味ですね、ふるさと介護というのは非常に順調には進んでおりますが、今後の課題というのは、その人手不足の解消のために地域の人たちはもちろんでございますが、外国の方たちをどう苓北町に、あるいは天草中に、九州に、教育をして、そしてこちらに介護、医療に残っていただけるかというのが課題でもございます。これは医療介護でもなくても、既に今農業でも外国の方がこの苓北町で働いていらっしゃるわけでございまして、そういった面でこのことをしっかりと支えていく、そういう官民合わせた協力体制が必要になってくると考えております。又、マグロの養殖事業の中で停滞している漁業者の方々の収入増に結びつけたいという思惑があつて、これは懸命に努力をしておりますが、ご承知のとおり、国際的なクロマグロの取得制限でなかなか厳しい状況がありまして、卵から育ててそのままマグロに成長させる、そういう状況が出てこないと新しいいけすの許可を出さないという法律ができております。只今ですね、孵化率は当然90パーセントを超えております。ただし、孵化された稚魚が横は三、四十cmぐらいの大きさのマグロに育つ率は10パーセント台でありまして、まだまだ商業ベースに乗ってない。一部の大手の企業はですね、実証をしながら数年先を捉えてですね、頑張っておられます。中には、熊日新聞にも載ったことがあります、その完全養殖マグロが50kgに育ったと新聞の写真入りで載ったこともございます。載るということは稀なことだから載ったわけでありまして、今後ですね、その技術が進んだ中で、相手の企業もですね、ぜひ苓北町に來たいとおっしゃっておられますので、我々はそのつながりをですね、消さないようにしっかりと接触をしていくべきである

と。それと、又、我々だけでできる身近な養殖もございます。考え方を申しますと、もう既に獲る、天然のものを獲っていくというのは、それはそれで続けていただけたとは思いますが、なかなか安定した収入にはつながらない。そのつながらない中で、やはり養殖を主体化していかないと今の水産業に従事しておられる方、続いていかないと。そういう深刻な状況があるわけでございます。それを解決するためにまず手短に海藻類、貝類の養殖事業、この実証にですね、町がリスクをとった中で、今、現在、水産研究センター、漁協の協力もいただきながらですね、始めたところでございます。そういった意味でですね、私の皆さんとのお約束はまだ50パーセントぐらいかないと。それを達成するための新たな挑戦はですね、やはり人手不足をどう解消していくかということが大きな課題でございます。そういった大きな課題と、そして今、少子高齢化の中でやはり皆さま方が安心をして暮らせるまちづくりにまだこれからもっと頑張らないと本当に皆さん方の幸せはやってこない。そういった意味でですね、ぜひ今回、来年の1月の選挙もですね、町政運営にあたらさせていただくべく町長選に立候補を考えております。皆さま方のご理解とご支援をよろしくお願いを申し上げまして、私の所信にかえさせていただきます。

○議長（山本政人君） 山下君。

○10番（山下時義君） 只今は縷々ご説明をいただきましてありがとうございます。最後の下りで、次回の選挙にも立候補するんだという意思表示があったことをはっきりしましたので、頑張ってくださいようお願いするものでございます。

私は特に先ほど申し上げましたように、やはり苓北町には企業誘致、雇用の確保、これが今後のですね、一番の問題であろうと思います。職場はですね、例えば、病院とかいろいろな職場で苓北町内に点在するわけですが、みんな近隣の本渡町を中心にそこから通って苓北町でお仕事をしていらっしゃる。先生方もそうです。そういうやっぱり苓北町にですね、そういう方々が居住していただければ、保育園、小学校、中学校の生徒さんも増えますし、日常の消費活動、商店街も大変潤うわけですね。そういうことをやっぱり今後はですね、事業主とともにお互いが努力しなければならないと、このように思っております。企業誘致のことで、町長もご存知と思いますが、町村によってはやはりその企業がそこで仕事がしやすいように、つまりその場所を提供したりですね、そして税制を優遇したりというような措置をとっている町村がありますね。これは私たちも議員研修の中でいろいろ勉強させていただいております。やはり、この田舎でそういう事業を起こすからには大きなハンデもあるわけですから、やはり1、2年はですね、そういう面倒をみる。そして軌道に乗ったら税金をいただく。もちろん工場の敷地については適当な価格で買ってもらうというようなことをするのが私は今後非常に大切ではなかろうかと、このように思っております。先ほど労力不足でやはり外国人の労働者を今

後荅北町にも介護なり農業なり、あらゆる面です、必要だと、おっしゃるとおりでございます。これは既にですね、各市町村がそう行っておられます。それと、一番私たちがずっとお願いしてきました農村の嫁不足ですね。農村漁業者も跡取りの嫁不足があるわけですが、そういうところにもやはり機会があったら、もし結婚ができたらですね、非常にいいことでありますので、そういうこともやっぱ今後考えていただきたい。それと、町長が常におっしゃっておりますサッカー場とかいろいろスポーツイベントがあるわけですが、その際、やはり荅北町にはですね、適当なホテル等々がありません。そこでやっぱりそういう事業所があったらですね、大いに先ほど申し上げたようなことで優遇をして、思い切ったですね、政治的なやっぱ配慮をして、そしてホテル等ですね、建設ができるように考えていただけないかこのように思っております。そして、2020年にはオリンピックも開催されます。これは外国の人たちがですね、たぶん荅北にも相当お見えになるかと思えます。その際ですね、やはり荅北町の観光についても、そういうお客さんに対する英語なり韓国語なり等をですね、やっぱり職員で勉強していただいて、そういうお客さんに対してですね、サービスができるような体制をとる必要があるとこのように思っております。

以上のようなことでどうお考えか、もう一度お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 諸々の課題は私が先ほど申し上げたような課題がございます。今、人口減少に伴った中で交流人口を増やしていくということも大事ですが、その中でもっと大事なことはやはり荅北町にお金を落としていただく、そういう仕組みをつくっていかねければ、ただ来られるだけではなかなかその目標が達成されないわけでございます。やはり宿泊施設というのは非常に大事な要素になってまいります。例えば、この土、日、明日明後日200人以上の中学生、高校生がこのサッカーグラウンドを使って泊まる予定だと。泊まる場所はコミュニティセンター、そして各学校って言いますか、学校の跡とか、そういうところに泊まる予定だったんですが、なんか台風とか天候悪化が予想されて今度は中止になったと思います。夏休み期間中も100人単位ぐらいで合宿を行われたところがたくさんあったようでございまして、そういった意味でそれを応援に来られる保護者の方々の泊まる場所がなかなかないということで、せつかくの荅北町の振興がですね、そこで途切れて違うところにお泊りになられるということになります。そういう意味で、宿泊施設の誘致は前から頑張ってはきてるんですが、なかなか思い通りにはいきません。今後はですね、今おっしゃったようなことも踏まえながら、しっかりとした企業誘致策をですね、立てていきたいと。その中に今小さい会社でありますけど、繊維会社とかがですね、前の坂瀬川公民館の跡に入ってきて、段々人数が増えておられるというようなこともございます。そういった意味で、ぜひです

ね、宿泊施設の誘致というのも大きな企業誘致に優るですね、手段になってくるのではないかと考えておりますので、企業誘致につきましては、今も相当優遇策はやっておりますが、これでいいのかという、やはり再検討もしていかなければならないと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） はい。

○10番（山下時義君） これで終わります。

○議長（山本政人君） はい、これで山下時義君の一般質問を終わります。

次に、通告2番、倉田明君。

○5番（倉田 明君） 通告2番、倉田です。通告の2件について質問させていただきます。

1件目の志岐漁港臨港道路整備事業の早期完成についてでございますが、この事業は平成24年度から始まり総延長約1,400m、全体事業費約9億円が見込まれ、平成28年度完成を目指され、今日に至っております。現在、既に浜の町海岸臨港道路、又、浜の町と紺屋町を結ぶ新志岐川橋も完成し、今年度は紺屋町臨港道路一部の工事が計画され、残りの紺屋町海岸道路約100m余りと、新三会川橋約38mは平成31年度以降の計画となっているようでございます。当初計画より遅れておりますが、非常に努力の中もありますが、早期の全線開通を願うところでございます。完成時期はいつ頃になるか、町の見解をお尋ねいたします。

2点目に、既に釜海岸より浜之町海岸臨港道路から新志岐川橋を渡り、紺屋町海岸臨港道路の中ほどの志岐八幡宮裏付近まで道路は完成しておりますが、新志岐川橋は通行止めになっております。この通行止めの明神山臨港道路から紺屋町臨港道路の中ほどまでまだ舗装をしていない関係や、又、今後の関連工事都合等と思われそうですが、可能であればこの区間を早期に舗装し、完成区間の利活用ができればと思っております。町の見解を伺います。

3点目に、新三会川橋の町道側に、現在、工事のため仮設道路が設けられております。できれば橋完成後もこの仮設道路を補強し残していただければ、車両等の通行に更に安全が確保されると思われそうですが、町の見解をお尋ねいたします。

2件目のマグロ養殖の企業誘致は困難？新たな取り組みについてでございますが、先ほど山下議員の質問の折に、若干、マグロ養殖誘致に対する町長のご答弁もありましたが、質問の機会が得ましたので、私のほうからも改めて質問をさせていただきます。少し前おきになりますが、平成11年6月、紺屋町区及び明神山区の両区長名で、町議会に陳情書が提出されました。その趣旨は、「近年、周辺に住宅も増え、海岸横を生活道路として利用しているが、道路幅も狭く危険。又、台風の大型化や冬場の波浪により高潮が発生し、塩害やごみ等が漂着し、衛生的、環境的にもよくない。これらを踏まえ、

明神山から紺屋町の海岸線に道路をつくり、富岡地区と架橋により交通の利便性を図り、併せて高潮対策護岸の建設を要望する」旨の内容で、陳情書は同年９月定例会で採択されました。

陳情書が採択されて１０年経過した平成２１年９月議会一般質問で、改めて「明神山・紺屋町の高潮・塩害対策及び道路整備」について質問をさせていただきました。当時、志岐漁港の地域水産物供給基盤整備事業とともに、道路や周辺整備も進む中、町長答弁では、「私の構想の中では、富岡港から新地を通して志岐漁港をまたいで、浜の町から国道に出る。いわゆる新産業道路づくりが長年の懸案でした。その懸案をさえぎるものがいくつかあり、その一つには紺屋町、明神山の堤防です。これを除いて前に出すことで、土地も道路もできる考え方でしたが、補助金の適化法により、それにまだ該当し、今のまま使えるという国・県の考え方です。そのような中、漁港関連道路であれば適用できるが、対投資的効果の数値が出てこない。新たな産業が生まれる中、又、企業誘致ができ、その道路の必要性の中で新しい漁港関連道路をつくるということです。浜の町の高潮対策でつくった道路はすばらしいものができています。ただし、志岐漁港に入り込むことが難しい状況です。そういう意味では、志岐川に橋をかけ、新地に行く道路が大事になると思います」。との旨の答弁をなされております。

町長もその陳情を含め、産業道路新設のため、マグロ養殖企業の誘致等産業振興策をいろいろご検討されたものと思っております。そういう中でご承知のとおり、近年マグロの漁獲については、資源保護のため国際的に数字が割り当てられ、年々漁獲規制が強化される中、国際的にマグロの消費が増え、需要も増えつつあります。そのような中、最近の報道等によりますと、平成２８年のマグロ養殖経営体の数は９５社で、養殖場の数は１７５ヶ所といわれており、平成２３年より３８養殖場が増えているようです。このうち５８の養殖場の免許は人工種苗いわゆる人工孵化のみを届け込む制限のもので、残り１１７の養殖場の免許は天然稚魚を届け込み、そのいけすの台数等には上限があるとされております。

現在、苓北町が誘致しているマグロ養殖については、人工孵化の形態のもので、近年、人工孵化から成魚までの完全養殖へ向けた飼育もされておりますが、その飼育過程での稚魚の生存率が極めて低いと言われております。そのような中、商業ベースに乗りつつあるとの報道の一報、まだまだ厳しいとの意見もあるようでございます。その孵化技術は、近年進歩したとはいえ、まだ進出には厳しいものがあると思われます。又、平成２８年１１月２８日には田嶋町長をはじめ、山本議長ほか５名の議員が苓北町に進出計画の企業の東京本社訪問で、社長、常務、執行役員の方と懇談なされ、「マグロ養殖の事業は、世界的な資源管理の中で稚魚の採取が制限され、国も養殖に消極的、卵からの完全養殖もヨコワまで成長させ、出荷までの歩留まりは１５パーセントぐらい、採算

ベースには非常に厳しい」と町議会広報に記載されておりました。

マグロの完全養殖技術も今後進歩していくものとは思われますが、都合ではマグロ養殖誘致計画の休止、あるいは断念し、別角度で水産振興を図り、新たな取り組みとして、例えば実用化に向けた海藻類の栽培養殖等の検討も必要になってくるものと思われ

ます。

マグロ養殖誘致企業の最近の動向と町の見解をお尋ねをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の倉田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、志岐漁港道路整備事業につきましては、富岡港と国道３２４号を直結する流通輸送道路として、又、地域住民の皆さま方の防災機能を果たす防災道路として平成２４年度から着工し、本年度の工事が終了した時点では、橋の延長も含めた総延長の約８９パーセントが完成をいたしております。残りの工事は、三会川の橋の上部工、紺屋町海岸の護岸工、道路の舗装工事で、工事完成は早くて平成３２年度に完成となる見込みであります。これは国の事業量の採択配分や町の財政計画との関連もありますが、できるだけ早く完成したいと考えておりますし、聞くところによれば来年１０月の消費税の税率値上げと合わせた中で、来年度、あるいは今年度にその対策、経済対策をやるというようなことをお伺いしておりますので、できれば補正事業をやっていただければ、我々としても財政計画が非常にまっすぐいくんじゃないかなと考えております。今後、年末の予算編成と合わせて、どういう国のスタンスになるのか、これも注視していかなければならないと考えているところでございます。

次に、志岐八幡宮の裏付近での早期の活用についてのご質問でございます。

新志岐橋から紺屋町側への約４００ｍ区間は舗装工事を除き完成をしております。平成３１年度にこの区間の舗装を優先して実施することや、工事の発注時期が国の事業認可の時期により決まりますので、来年度当初に早期の発注が可能かと思っておりますので検討してまいりますが、しかし、これ防災道路の機能をしてあるわけですから、いざというときにあの志岐橋も完成しております。それを活用して舗装してあるかないかは別にいたしまして、いざというときに逃げられる道はやはりあけておくというのが私の考え方でありました。その辺のところもすぐ、要するに防災のときに活用できるように、通れるような状況にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

現在の仮設道路を補強して残してはどうかというご質問でございます。

仮設のある道路は町道であるとともに、県が管理する港湾施設の防潮堤でもございます。残すとなれば、防潮堤としての性能を満たした上での道路の拡幅や補強工事が条件となるものと思っておりますので、今後これを残すという方向で県・国との協議を進めてまいりたいと考えております。

次に、企業誘致の状況と今後の誘致に関する方向等についてのご質問でございます。

マグロの養殖事業につきましては、当該企業の現状についてのお尋ねでございます。当該企業におきましては、平成30年2月に代表取締役社長が交代されましたので、4月16日に新社長への挨拶と現状をお伺いするために会社を訪問をしております。意見交換を行ってまいりました。

現在、養殖事業につきましては、和歌山県の串本や長崎県の水産研究センターと協力をして事業を実施されております。一日でも早く採算ベースに乗るよう努力されております。採算が合う状況になれば進出していただけたと考えておりますので、引き続き誘致に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。これは、二者択一の問題ではないと思います。誘致をする条件をしっかりと支えていくのは、その当該企業の技術人であります。我々は、その企業が採算ベースに合うようになったときに、この町に来てくれること、その縁を切っては駄目だと。その努力をしていくべきではないかと考えておりますし、又、我々の力でできる養殖事業もございます。海藻や貝類を養殖していく。現に一昨年からはアオサの養殖の面積が広まっております。これも漁協、そして養殖事業をなさる方々の熱意の中で採算を上げておられるやに聞いております。

それと併せまして、苓北町では漁獲量が先ほども申しましたように、15年ほどの間に以前の3分の1、200トン前後まで落ち込んでおります。海水温の上昇や生息魚種の変化等の漁場環境の変動による資源の悪化が大きな要因と思われますが、この対策として、これまで栽培漁業の推進のため、県と沿海市町並びに全漁協で組織する熊本県栽培漁業地域展開協議会の共同放流事業により、苓北地先にはマダイやクルマエビの種苗放流を実施してまいりました。又、地元漁協に町の単独事業によりアカウニやクルマエビの放流の補助も実施しております。

これらに加え、本年度からは単独事業で海藻類や貝類の増殖や養殖の実証事業を開始しております。これらの増殖・養殖事業は、直面している海面漁業の衰退をみると、当然、力を入れなければならないことだと考えているわけでございます。既に行われているアオサ養殖は、近年海域を広められておりますが、さらに拡大をしていかれる考え方でいらっしゃる聞いております。ヒジキ養殖における種苗定着の技術指導等、実証事業は県の水産研究センターから海藻の種苗の提供や勉強会を通して、指導や助言をいただき進めております。今後、事業化が可能と判断されれば、漁民の皆さま方に養殖をお勧めしていくとともに、漁協と力を合わせて本格的な増殖、養殖事業の段階へと進みたいと考えておりますので、只今、説明をしたような案件がですね、一日でも早く、まだリスクを伴っておりますので、漁民の方たちが実際の生業として取り組まれるような状況にもっていききたいと。そういうことでございますので、これはこれで町と漁協とそして県の水研センター、一緒になって頑張っていくと。マグロはマグロで当該企業に頑

張っていただいて、その見通しがよくなったあかつきには苓北町に進出していただくという、その方向でやっていきたいと考えておりますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

以上、倉田議員の質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 志岐漁港の臨港道路の全体開通につきましては、現在が89パーセントぐらい完成し、予定としては32年度には開通するだろうということでございます。先ほど、三会橋の上部工、これを最初につけようかという話もあったようですが、紺屋町地区のいわゆる排水等も早急にやらなければいけないということで、事業の組み替えのめもあったようでございます。それは理解するところでございますが、いずれにしてもですね、早期の完成を願うところでございます。

先ほど、町長のいわゆる紺屋町地区に避難地が設けられてあります。舗装があってもなくても、ある程度利用していただくということでございましたが、非常に私もその舗装がなくても利用していただければいいわけでございますが、現実的にですね、現地に行かればわかるんですけども、なかなか緊急で車両等が通るのはなかなかこうゲート等もありますし、避難手段がですね、車、歩行、自転車、いろんな形態があると思いますけども、いずれにいたしましても、そういう現状でも避難地を利用するならば、もう少しそれなりの整理を図っていただければ、より安全に避難等ができると思いますので、ご確認等をお願いしたいと思います。

それと、マグロ養殖の件でございますが、こっちから断ることもできると思うんですけども、町長がおっしゃるように、向こうのほうの気持ちもあられるし、いつか完成すれば来ていただければそれでいいわけですね。町長がよく言われるように、70名ぐらいの雇用、又、それに関連した雇用の拡大も望めるということで非常に私も期待しているところでございます。ご承知のとおり、社長も交代されておられるようでございます。又、この企業はやはり資本金も多ございますし、資料、報道等でもですね、年間売上が1,600億円ぐらいあるということで、非常に最大大手でございます。そのような状況下で、現在、町長も申されましたが、和歌山の串本、そして長崎の五島市のほうでですね、されているようでございます。なかなかですね、町長も先ほどおっしゃいましたように、ヨコワからの成魚まで生存率が10数パーセントぐらいいうことで、今この会社もですね、近畿大学と共同でですね、完全養殖に向けた取り組みもされているようでございますが、なかなかですね、まだ厳しい面があると聞いております。いずれにいたしましてもですね、向こうからそういうお気持ちが途絶えていないならば、引き続きですね、やっていくのも私もそれはやぶさかではないと理解はしております。その一方でですね、先ほど町長がいわゆる海藻類の栽培養殖、これもですね、今年度も予算化

されております。一応、栽培調査委託等々に１５０万円、そして別の調査委託料３６０万円ほど組んであるわけですが、先ほど県の水産研究センターですか、そういった等々、研究されているということでございますが、これはクロメもされているんですかね。それをまず１点お尋ねをいたします。種類を。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず最初に、防災道路としての活用についてのご質問がございました。これにつきましては、早速未舗装でも防災道路としての活用のためにですね、ただちに確認をしてまいりたいと思います。

それとクロメの養殖についてのご質問ですけども、現在、今、進めておりますのが、ヒジキのですね、母藻から種苗を採取して、それを提供していただくというようなことも進めております。もちろん実証事業の計画にはですね、アカモク、マツノリ、クロメ、これも入っておりますので、今後ともこのクロメにつきましても考えてまいりたいと思います。以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○５番（倉田 明君） 今ご答弁ありましたように、ヒジキ等をということでございますが、やはりですね、できたらいろんな植える海藻の種類をですね、増やして実験していただければ一番適したものをですね、優先と言いましょうか、そういう取り組みを予算化していただければと今後は思っております。そして又、併せてご承知のとおり、養殖海域のいわゆる適地って言いましょうか、非常に日本全国の傾向であります、磯焼け的ですね、本町においても富岡半島からいわゆる西のほう、非常に育てにくいと、海藻がですね。東のほう、いわゆる上津深江、坂瀬川、早崎海峡のほうは非常に恵まれているようなことを聞いております。そういう中でですね、非常に栽培という実用化に向けたことは非常に厳しい面もあると思いますが、いわゆるですね、やはり漁業者の従事、あれをですね、先ほど町長も言われたように、確保して、やはりいかなければ、やはりいろんな業種ありますけども、第一次産業、農林水産業、ここですね、きちっとやはりある程度、今も対応されておりますが、よりですね、深く追求していかなければ後継者等も含んでですね、厳しい状況であると思います。特にですね、漁業の後継者については非常に厳しい面があると思います。先ほどアオサ等の進出でですね、ある程度上がる分もありますが、今後、いろんな海藻の種類の養殖、あるいは予算等をどう考えておられるか。その点をちょっとお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 今年度は議員も言われましたとおり１５０万円の実証事業、それと磯のですね、調査業務委託の２点を挙げておりますが、今後ともですね、先ほど申しました海藻類、そして又、貝類、アサリであるとかですね、富岡の半島の先

にヒメアサリというのも自生しているようでございますから、その辺のところの研究も含めまして、今後とも来年度予算に、その養殖のですね、予算を反映させて今後とも実証事業を進めてまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 今、野田課長のほうからいわゆる貝の方の変更等の発言がありましたが、やはりですね、例えば、ヒオウギ貝とか岩カキ等があるわけでございますが、なかなかですね、業者に尋ねてみますと、やろうという人がなかなかいないんですよ。ということは、1年ほど前に聞いたんですけども、ああ、そうですかと。ほかの方にも筏を持っておられましたので、やってみらんですかとお尋ねしたら、なかなかということでございましたが、やはりそういう希望、あるいは意気込みというのが非常にやはり厳しいんですかね、というなかなか意欲が湧いてこない。原因がいろいろあると思うんですけども、いずれにしてもですね、やはりあってあらゆる知恵とあれを絞ってですね、やはり漁業振興をですね、遂行していただきたいと思っております。

これは予告もしておりませんが、もし町長がよろしければ見解をいただきたいと思うんですけど、町長も全国の水産振興の会長を務めてあるわけでございますが、こういった荅北、あるいは天草に適したそういった何か事業というのはないのでしょうか。もし答弁できたらお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 天草に適したということで、今農林水産課長がお答えしたような海藻類を今実証をやっているところであります。又、併せて、貝類、貝類はアサリがですね、当然、昔の浜ではたくさん獲れてました。毎日のおかず等に十分なつたわけでございますが、今はほとんどないわけです。そういうことも含めて、今度は貝類も来年はやって、1日でも早くですね、あまりリスクがなくなったなど、俺たちもやろうかというような漁民の方が出てこられるように、まず我々が頑張っていきたいと考えているところであります。ちなみに私も昨年ですね、3期6年間、長きに渡って全国市町村水産振興協議会の会長をやらさせていただきましたけれども、後進に譲ったほうがいいと。それと、別の仕事も又忙しくなってきたということもありますので、今、全国の理事という形で頑張っているところでございます。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 全国の会長としてご活躍されたことには敬意を表し、又、今後、理事という形でですね、ご指導いただければと思っております。

課長に1点だけお尋ねをいたしますが、いわゆるこの漁業振興等についての漁業関係者へのアンケート等のいわゆる意識調査ということは考えておられませんか。その1点をちょっとお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 町長の答弁の中でもございましたが、大変漁獲量が激減しております。それでいろいろ漁民の方に提案をいたすところでございますが、養殖もそうですけども、どうしてもですね、協力者がなかなか出てこないところも見受けられますので、今後こういった方向でやったら一番取り組みにですね、ご協力いただけるか。そういったことも含めまして、今後とも漁協にお願いいたしまして、アンケート等をとって今後のですね、漁民の考え方の把握に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 非常にですね、農林水産業を取り巻く厳しい環境下ではありますがですね、やはり変な言い方ですけども、儲かればですね、やはり後継者もあるいは産業としても育つんですが、なかなかですね、そこが厳しい状況下であります。特に近年やはり磯焼け等が全国的に叫ばれておりますし、やはり魚、あるいは海藻類の部分的な減量というのも報道されております。いずれにいたしましてもですね、やはり天草は四方を海に囲まれております。やはりできる資源をですね、やはり有効に活用するためにもですね、引き続き、ご尽力いただければと思っております。質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（山本政人君） これで倉田明君の一般質問を終わります。

ここで11時10分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前10時52分

再開 午前11時10分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

一般質問を続けます。通告3番、廣田幸英君。

○2番（廣田幸英君） 通告3番、2番議員、廣田でございます。

6月議会に引き続き、観光問題についてお尋ねをいたします。

奇岩おっぱい岩のさらなる観光資源化について。海に浮かぶ海中鳥居は国内にいくつかありますが、その中でもめずらしい3基もの鳥居が潮の満ち引きによって様々な姿を見せるのが、佐賀県太良町にある大魚神社、その傍らには沖に向かって伸びる道路があり、海の影響を受け、満潮時には海中に隠れてしまうこともあり、その道路は漁業の荷揚げに用いられるもので、漁港の傍にある大魚神社の鳥居と並び、干潮時と満潮時には大きく異なる景色を見せてくれるそうです。

荅北町においては、坂瀬川西川内の海岸に奇岩おっぱい岩があります。海水の力によってできたとされる奇岩、変形岩で、女性の乳房にそっくりな形、直径は1.5m、見

事な乳首までがついています。平成12年頃から次第に全国的にも話題となり、今では観光資源ともなっています。観光客の増加とともに、苓北町の観光マップにも掲載され、案内板も設置、駐車場も整備されました。又、天草ジオパークのジオサイトにも選ばれています。この奇岩おっぱい岩は干潮のときにしか姿を見せないという、実に奥ゆかしい存在であります。この奇岩おっぱい岩付近に、生命の躍動を表し、災いを防ぐといわれる、（海中）朱色鳥居を建てることによって、おっぱい岩の神聖さが増し、今以上に神秘的、幻想的となり、さらなる観光資源となることは間違いないと思っています。

政教分離の原則から苓北町が施行主になることはできないと思われますが、この奇岩おっぱい岩のさらなる観光資源化について、苓北町として、財政、各種許認可取り付け等の支援を行っていく考えがあるかお伺いをいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の廣田議員のご質問に答えさせていただきます。

おっぱい岩のさらなる観光資源化について、もっと町も頑張れというようなことだと思っています。おっぱい岩は観光客としては、私もあそこを通るたびに必ず一人や二人はいらっしゃいます。又、当初はですね、あのちょうど観光案内板の向かい側から下りるようになってましたので、多いときはやっぱり通行の邪魔、あるいは今度は横切られる人たちのやはり事故につながるのではないかという心配もございました。それほど人が集まっておられるということで、漁港のほうのお許しをいただいて、今必要最低限のことをやっております。一つには、道路を横切って、下り口から下りていただけないようにちゃんと注意書きをしておりますが、もうちょっとあそこの観光案内板のところにすぐそこの先におっぱい岩駐車場がありますよということをもっと大きく書き出したらいいいんじゃないかと思えますし、おっぱい岩の効能がですね、触ると健康にいろんな面でいいというようなことも聞いておりますので、そういうことも併せて、しっかりやっぱり表示もしていく。場所に行けばそれなりのことが書いてあります。ただし、今質問でおっしゃいましたように、おっぱい岩が満潮になると見えませんし、やはり大きな目印があれば、あそこかなということで、おっぱい岩が干潮のとき見えていても遠くからでもわかるというようなことにもつながるのではないかと考えております。そういった意味でもですね、鳥居が建ちますとなんかやっぱり霊験あらたかな雰囲気になってくると思いますので、そういった意味で私も今のご意見には賛成であります。いろんな解決しなければならない課題もございます。そういった意味で、これの推進をですね、観光協会、あるいは地元の方々、有志の方々と一緒になってですね、いろんなご提案をいただければありがたいなと考えているところでございます。鳥居につきましては、やはり海の中とはいえ、やはり波がある日は相当ございますので、やはり相当丈夫なものを

つくらないとなかなか難しい状況なのではないかと思います。そういった意味ではですね、有志の方々も当然のことですが、町も後方支援をですね、しっかりやることの中で苓北町に行けば、あのおっぱい岩が見れるんだと。そして、満潮のときがわからなくて来られる方もいらっしゃいます。その目印になるということでもありますので、それと併せて、そのご利益をですね、やはりせつかく鳥居を建てられるのであれば、しっかり広報したほうがいいのではないかと。町もですね、そういうものがあるということについての発信をですね、もっと積極的にしていくべきだと思いますので、今後は先ほども申しましたように、観光協会や地元の有志の方々と打ち合わせをしながらですね、具体的に進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上、廣田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） はい、廣田君。

○2番（廣田幸英君） 只今、積極的なお言葉をいただきましたので、観光協会の皆さま、又、商工会の皆さん方とよくご相談をしていただき、町の観光施設として繁栄されるよう切に望みます。これで終わります。

○議長（山本政人君） これで廣田幸英君の一般質問を終わります。

次に、通告4番、石田みどり君。

○6番（石田みどり君） 通告4番、6番議員の石田でございます。

本日は町長に対して、3点のことで質問をさせていただきます。

まず1点目でございますけども、町民の要望などにどう対処されているかっていうことでございます。町内の各地域から、又、区長の行政通信等でいろいろな要望が寄せられていると思うのです。要望にも細かいこと、すぐ対応できることからやまびこ予算内での地域でできるもの、又、大きく予算を伴うこと等、様々だと思いますが、年間ではどれぐらいの要望が上がってきているのか、その要望に対しての実行率はどれぐらいなのかお尋ねをいたします。

ある地域から相談を受けました。町道の急カーブにガードレールをつけてほしいという相談で、現場も確認させていただきましたが、その場所は急カーブになっていて、一歩曲がり損なえばすぐ下に人家があり、それを直撃し、家も人命も危険な状態にあるところでした。その下まではガードレールが設置してあり、その急カーブのところ15mぐらいですが、一番危険な急カーブのところにはガードレールがない状態でした。下の家の人もとても怖いということをおっしゃっていました。その地域の区長さんとも話をさせていただいたのですが、2年前に行政通信で町には上げているが、財政がないとのことで返事をもらっているということでした。町にも確認をしましたが、2年前に行政通信として上がっているということでもございました。このように町民の財産や生命が危険にさらされている状態を2年間も放置をしているというのはどういうこと

でございましょうか。15mぐらいのガードレールを設置するのに何千万円もかかることではないと思うのですが、その点をお聞きいたします。ほかにも町民の要望に対して、このようなことがないのかどうかお聞きをいたします。

2点目でございます。子育て支援として高校卒業までの医療費を無料にということです。この件については、27年3月議会と27年12月議会でも質問をさせていただきました。3月議会の町長の答弁は、中学3年までの医療費を無料にしたところなので県の財政的支援拡充も含めて総合的に考えていきたいとのことでありました。又、高校卒業までの医療費を無料にした場合の予算は200万円という試算をしているとのことでしたが、今も変わりはないのでしょうか。27年12月議会の答弁は、市長会や町村会を通じて、国や県に対象年齢の引き上げを求めながら、しばらく様子を見て検討するとのことでした。国や県への要望はしていただいたのでございましょうか。子育て支援策は、苓北町はほかの市町村よりも率先して子育てしやすい町として改善をされてきておりますが、今はほかの市町村も少子高齢化策として子育て支援には力を入れてきており、現段階では苓北町が抜きん出ている状況ではなくなっているようでございます。苓北町の未来プランにも子ども医療費の助成も掲げられています。ここで一步先に高校卒業までの医療費を無料にしてはどうでしょうか。町長のお考えをお聞きいたします。

3点目でございます。若い人の移住定住の施策は具体化されているのかお尋ねをいたします。関連して空き家バンクの状況はどうなっているのでしょうか。全国の自治体、特に過疎に悩む自治体はあの手この手でいろいろな施策を打ち出して大変苦勞をしております。又、力を入れているところでもあります。苓北町も毎年毎年、人口は減る一方です。この状況の中で移住定住のための施策はどのようなものがあるのか。又、どのように具体化されているのかお尋ねをいたします。もちろん人を呼び込むには生活を支える仕事がないといけないと思うのですが、今、高齢化をしていて後継者がいるところはいいのですが、みかん農家やびわ生産者、又レタス生産者等ももう何年働けるか心配であり、今まだ元気なうちに後継者、もしくは、やる気のある人に委ねたいと思っている人も多くなっているという話を耳にします。農業の後継者策については、国や県の就農給付金や町独自でも新規就農者支援補助金等があると思うのですが、その辺の情報発信等はどのようにされているのでしょうか。移住者への転居費用の補助、空き家バンクを利用してもらうようにし、家賃の補助等も検討する必要があるのではないのでしょうか。若い人が結婚をし苓北町に定住してもらうよう、その人たちへの家賃補助等も考えるべきだと思うのですが、いかがでございましょうか。

ここで一つ提案をしたいと思います。シングルマザーを呼び込んだらと思うのですが、その点考えてみることも一つの策だと思うのですが、都会でシングルマザーが暮ら

していこうとすれば本当に大変なことです。パートやアルバイトを二つも三つも掛け持ちをしながら子育てをし、生活を支えていく。子どもにも寂しい思いをさせながらです。子どもたちも子ども食堂等のお世話にならざるを得ない。子ども食堂ができているところはいいのですが、ないところの子どもたちは悲惨でございます。そんな状況の人たちを苓北町に呼び込み、苓北町で子育てをし、仕事をしてもらう。苓北町には病院や介護の施設、障害者施設もたくさんあり、天草市からもたくさんの人が通ってきています。女の人職場は男性に比べると幅広いし、結構多いのではないのでしょうか。その人たちに空き家を提供し、家賃補助をすれば、町も人口や子どもも増える。一石二鳥ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。考える余地があるのではと思いますので、町長のお考えをお聞かせください。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の石田議員のご質問に答えさせていただきます。

まず町民の要望等にどう対処しているのかとのご質問でありました。町民の方々からの要望につきましては、行政通信を通じまして受け付けを行っております。各行政区から要望された行政通信に対する町の回答について答えさせていただきます。

現在、行政通信に対する回答につきましては、可能な限り処理予定の期日・期限を明記した上で回答を行うこととしております。処理が早い時期に可能なもの、その年の年度末までに可能なもの、予算の関係で次年度予算に計上して実施するもの、次年度以降実施検討のもの、そして、実施できないものに区分して回答を行っております。

この中で、次年度以降実施検討のものにつきましては、さらに町道改良や舗装等事業費が大きく、振興計画との調整が必要なもの。次に、県工事等の他の事業との関連からそれらの事業の完了後、検討が必要なもの。次に、要望案件について、その事業内容、実施の有無について、再検討の必要があるものに再分類の上、回答をしているところでございます。このようなことから、これらの案件の回答につきまして、いつまでに実施するか等の期限を明確にできない事案もございます。又、実施しなかったものについては、現地確認の結果、県所有や個人の土地に関する事案や現時点では必要性が低く、現状のままで様子を見るもの等について、その旨の理由をつけて回答を行っているところでございます。

そのような中で、まず一年間の要望件数と実行率についてお答えをいたします。

実行率は先ほど申し上げました区分のうち、処理が早い時期に可能なもの、その年の年度末までに可能なもの、予算の関係で次年度予算に計上して実施するものと回答し、実行したものの合計件数によりお答えをいたします。

平成27年度は受付件数が127件、このうち実行した件数が108件で、実行率は

８７．８パーセント、平成２８年度は受付件数が９８件、このうち実行した件数が７６件で、実行率は７７．６パーセント。平成２９年度は受付件数が７３件、このうち実行した件数が５９件で、実行率は８０．８パーセントでありました。

次に、ある地域で危険箇所へガードレールの設置が行政通信で上がっているが、２年間も放置したままになっていると。これはどういうことなのかとのご質問であります。この件につきましては、平成２８年度に西川内区から町道風月線に設置要望がございました。「現地調査の結果、他区からの修繕等要望箇所との施工緊急性及び町道修繕の予算状況を考慮しながら設置を検討いたします。設置時期はできるだけ平成２８年度中の施工を考えております。」との回答をいたしました。

議員ご指摘のとおり、本件は現在まで未設置のままとなっております。これにつきましては、担当課の確認不足によるものであり、改めてお詫びをするところでございます。私と総務課長が常に一件一件報告を受けながら、これはどうしよう、これはもっと早くしたほうがいいんじゃないかというような案件の中で、これは２８年度中にやるべきものだということで回答を出したわけでございます。当時の土木管理課の中で連絡が不徹底であったと。それと、その上での確認が不足をしておったということで、今ご指摘のとおり、非常な危険なところの中でそのまま放置をしていたということ大変申し訳なく思っているところでございます。結果的には、当初の回答より実施時期が遅れておりますが、本年度設置予定としております。

なお、ガードレールの設置等につきましては、車両通行頻度等を考慮の上、優先順位をつけて年度ごとに数件分をまとめて実施しておりますのでご理解をいただきますようお願いしたいと考えておりますが、これはあまりにもずさんなことでありまして、本当に度々ではありますが、お詫びを申し上げたいと考えております。本当に申し訳ありませんでした。

次に、子育て支援と高校卒業までの医療費を無料化にということでございます。

石田議員から以前、高校生までの医療費無料化のご質問をいただきました。議員ご承知のように、平成２７年度からは中学３年まで窓口負担の全額を助成して、子育て支援策を拡充してきたとこととでございます。現在、高校卒業まで無料化した場合の予算は、少し子どもさんが減ったのかどうかですが、約１８０万円必要になります。苓北町における子育て支援につきましては、保育料は国基準を大きく下回る額を設定していること。これはほかの町と違うんです。同じ設定の仕方にしてもですね。第３子以降の児童の保育料については、実質全額無料にしていること。その他にも障がい児保育や誕生祝金等独自の制度もあり、これらを総合的にみる必要があると考えております。

子育て医療制度の拡充につきましては、現制度で充分だと認識をしておりますが、やはり保護者の収入が少ないご家庭におかれては、やはり医療費に困られると思いますの

で、この辺のところを観点に今後來年に向けてですね、検討をしていきたいと考えているところでございます。

次に、若い人の移住・定住の施策についてであります。まず、若い人の定住施策につきましては、結婚祝い金を結婚の1年後に定住されていることを条件に支給しているところでございます。

空き家バンクの現状についてのお尋ねでございますが、平成28年10月から町内の空き家及び土地の所有者と町外からの移住を希望する方とを結びつける事業として取り組んでいるところでございます。

空き家等の物件登録につきましては、随時ご相談の受付、登録を行っております。又、毎年6月の固定資産税納税通知書発送に合わせ、物件の所有者、もしくは納税管理人の方へ制度周知と相談案内のお知らせを行います。その後、本人から申し出があった物件につきましては、所有者の立ち会いのもと、物件確認等を行いながら登録を行っているところでございます。

平成30年8月末現在の登録物件数は14件（建物12件、土地2件）で、物件の紹介を希望されている方の登録数は44名でございます。なお、只今の数字は本制度を利用して成約済みの物件、移住済みの方を含んだ数となっております。

次に、物件の賃貸・売買の成約数は7件で、1件が協議中でございます。相談件数は、平成28年度14件、平成29年度23件、平成30年度8件であります。この数は、来町していただき、ご相談を受けた数でございます。ほかに電話でのお問い合わせで簡単なお相談が週に1、2回程度あっております。又、相談受付時は、空き家バンクの物件情報に加え、町営住宅や民間物件の情報も併せてご紹介をしているところであります。

次に、若い人が移住定住するために、家賃補助や転居費用等の一部補助を検討すべきではないか。又、シングルマザーの呼び込み施策を考えてはどうかというご質問であります。石田議員のご質問は、我々のこれは勝手な解釈ですが、ターゲットを絞った移住施策を図ってはどうかとの趣旨と解しまして、お答えをさせていただきます。

移住施策、いわゆる人・人材を呼び込む施策は、全国的に取り組まれており、手厚い経済的支援を実施している自治体もございます。

苓北町では、医療・介護施設は充実しておりますが、就業者は隣接の天草市からの通勤者も多く、又、有資格者の方も不足もしているようでございます。そういった意味で、そういう資格やらそういう職業を希望しておられる方々に案内をやったらいいいのではないかと。この発信方法をしっかり考えてまいりたいと考えているところでございます。

さらに、レタス収穫期等繁忙期における農業就業者も不足している状況でございます。

て、先ほど私が冒頭で申し上げましたように、今後は日本人だけで国内で仕事を担うというのはなかなか不可能に近い状況でございますので、やはりそういった面では外国の方々のお力もお借りしなければならない。こういう我々みたいな過疎地域でもそういう状況が出ておりますので、そういう面でむしろこの仕事、移住施策はですね、どこも引っ張りだこになってくるのではないかと。だから我々にしても足りない分野でぜひ来ていただける方を呼び込むということは非常に大事なことでありと考えているところでもございます。

それと併せまして、福祉関係の有資格者の養成につきましては、民間の皆さま方とも協力しながら進めてまいりたいと考えているところでございます。

この地域課題である雇用の問題と移住から定住につながる施策を組み合わせた取り組みにつきましては、今後十分に検討を行う必要があると考えます。そういった中で石田議員からのご提案、質問のありました定住施策について、現在行っている施策に加えまして、今後具体的に検討をさせていただきたいと考えているところであります。

以上で、石田議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 一つ目のガードレールの件でございますけども、町からこういう答弁をいただくとは私も考えておりませんでした。課の中での連絡の不徹底でできるものができてないということは、まあ町長もお詫びを申し上げられましたけども、こういうことがほかにもあってはならないというふうに思うんです。先ほども質問の中で申しましたように、ほかにもあるのかどうか。ないというふうに私は思いたいんですけども、そこら辺も含めてご答弁をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 私のところに上がってこなければ具体的なことはわかりません。現在のところそういう案件が上がってきておりません。このガードレールのことも、この質問があつて初めて知りましたので、私のやっぱり監視不足ではなかったのかなと反省をしているところでございます。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） そうですね、相談を受けてですね、私もその日のうちに土木管理課にも状況を伝えに行きました。そのときの対応は現場を確認して対処するというところでございましたけども、そのあと現場を確認されたのか、どうなのかというご返事もいただいております。前の議会でも私は質問をしたことがあります。要望が出た、要望を出された人に対しては途中経過なり、それこそ完成したのかどうかということも含めてですね、報告をするべきじゃないかというふうに思うんです。役場のほうも当然そこら辺はきっちり教育はされておると思うんですけども、ほうれんそうという言葉を

ご存知だとは思いますが。民間もそうですけども、報告、連絡・連携、それから相談というのはどこの職場でも必ず必要になると。仕事をしている以上はそこら辺は本当に重要なことだと思うんです。そのことが役場の中で徹底されているのかどうかお聞きをいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 只今のほうれんそう、報告、連絡・連携、相談の件につきましては、常々いろんな機会を捉えて指導をしているつもりでございますけども、今回このような事案が発生いたしております。改めて再徹底を図っていきたいと思っております。誠に申し訳ございませんでした。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 今までも役場に対してはいろいろと相談もしてまいりましたが、報告を受けたということがなかなかないんですね。やっぱり町民の皆さんからいろいろな相談があると思いますけども、先ほども言いましたように、実現できなくても途中経過なりどうなってるかということだけはやっぱり連絡をしていただきたい。そうでなかったら、やっぱり役場と町民との不信感につながるのじゃないかなというふうに思いますので、今、総務課長がおっしゃいましたように、徹底をしていただきますようお願いをします。

それから、役場の方できっちり報告をしていただくという方もございますので、全員がそうだと私も申しません。だからそこら辺はきっちりやっぱり報告、連絡、相談ということはね、きっちり守っていただきたいというふうに思います。

それから、二つ目でございますけども、中学校までの医療費を無料にということで、生徒数が減ったから180万円必要だという答弁をいただきました。これをやっていたかどうかという確認をさせていただきたいんですけど、どうでしょうか。天草市はですね、ご存知かと思いますが、市長が高校卒業までの医療費を無料にしますということで宣言をしたそうでございます。だから、ぜひ苓北町もそこら辺では努力をしていただきたい。どうでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 早速宣言をさせていただきます。これは保護者の収入にも関わることでございますので、保護者の収入も検討しながら、収入の少ない方については、やはりそれを面倒を見るべきではないかと思っておりますので、全員が全員ということでは私は考えておりません。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 収入が少ない人だけでも前進だと思いますので、そこら辺はよろしく、ゆくゆくは高校卒業まで全員を無料にさせていただくという方向でご検討いただ

くようにお願いをしときます。

それから、三つ目でございますけども、本当に移住・定住については、町としてもいろいろ考えていらっしゃると思いますので、本当にいい策を情報発信、本当に苓北町は情報発信が下手では、こんなこと言ったら失礼ですけども、情報発信についてはなかなかうまくできてないんじゃないかなというふうに思うことがございます。だから情報発信も含めてきっちりとやっていただきたいということを要望いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで石田みどり君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、1時まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

ここで皆さま方におつなぎをいたしておきます。午後から松野重幸議員、早退届が出ておりますので、おつなぎをいたしておきます。

それでは、一般質問を続けます。通告5番、野崎幸洋君。

○7番（野崎幸洋君） 通告5番、7番議員、野崎幸洋です。通告しておりました富岡新大手門広場整備事業の進捗状況と今後の事業の進め方についてお尋ねをいたします。

都市再生計画、富岡新大手門整備計画は、皆さんもご存知のように第三期整備計画では、平成28年度から平成32年度にわたり、富岡二丁目町道富岡中央線に大手門を復元する計画で、予算2億1,150万円が予定されており、総事業費では3億8,088万7,000円が投入されることになります。

この大手門整備計画については、これまでも数回にわたって一般質問させていただきました。平成28年3月定例会において、現在の計画では大手門をつくることによって道路幅が狭くなり、視界も悪くなるため大型車の通行や離合の際、非常に危険である。又、ここは富岡小学校の通学路にもなっているため、朝夕の登下校時の交通事故等がさらに心配される。このような町民にとって危険で使い勝手の悪くなるような町道改修であってはならないと考え、今後大手門公園整備事業計画の見直しをされる考えはないのか。又、今回の計画内容が地域住民に対し、十分な説明と理解が得られているのかということでお尋ねをさせていただきました。

これまでの答弁では、大手門整備は平成32年度に完成を予定しており、地元住民皆様の賛意が必要と考えているので、引き続き、理解とご協力が得られるよう説明を続けていこうと考えている。又、迂回路については、さらに検討を行い、地権者へご理解

とご協力をいただけるよう努力したいとの答弁でありました。そして、又、大手門の最終的な完成構想については、稼働式の手門橋にするのか、道路中央付近まで石垣をついで大手門をつくるのか、まだ決まっていない。当初、大手門橋の費用として7,800万円を計画していたが多額と考え、富岡城の規模に見合った事業費に見直しを行うとの答弁がありました。

今年度、平成30年度の手門関係の予算を見ますと、新大手門建築設計業務委託料として500万円、地質調査業務委託料が319万2,000円。又、電柱移転補償費821万5,000円の合計1,640万7,000円が予算として組まれております。竣工まで約2年となりましたが、現在まで議会、又、町民の皆さんへの最終的な構想が示されておりません。又、以前行われました地元説明会で町道富岡中央線で唯一簡単に離合できる箇所を通行止めにするのは反対である。東側石垣はそのままに、車両通行止めにはしない整備はできないか等の反対意見が出されました。このように、一番大事な地域住民の声に対する理解と説明がまだまだ不十分ではないかと考えます。

そこで富岡新大手門広場整備事業の進捗状況と今後の整備事業の進め方について、町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の野崎議員のご質問に答えさせていただきます。

新大手門公園整備事業につきましては、富岡志岐地区都市再生整備事業の第1期計画の平成20年度から21年度、第2期計画の平成25年度から平成27年度にかけて整備を行ってまいりました。第3期計画につきましては、平成28年度から平成32年度にかけて整備を予定しております。平成30年度につきましては、議員ご指摘のとおり、新大手門建築設計業務委託料500万円、地質調査業務委託料として319万2,000円、電柱移転補償費として821万5,000円の合計1,640万7,000円を予定しております。

新大手門につきましては、新大手門建設等整備検討委員会において、大手門の規模や形状等について委員の皆さまのご意見等を伺いながら設計や地質調査業務を進めてまいりたいと考えております。

又、電柱移転補償費につきましては、現在、電柱の移設について九州電力やNTT等と協議を進めているところでございます。

交通等の協議につきましても、引き続き、天草警察署のご指導等をいただきながら遂行してまいりたいと考えているところであります。

そういった意味で、この新大手門というのは私どもはあったという感覚を持っておりますが、まず発掘をしていただいて、実際大手門があったのかどうか、これを確認をして、確認をした上で、今度は検討委員会の中でどういった大手門にしていくのか、その

ことを検討をしていきたいと考えますので、その後になって具体的な形が出てくるものと考えております。

又、天草警察署からご指摘のあった道路等につきましても、通行しやすいような道路。しかし、大手門は申し上げますと、東シナ海と有明海岸を掘り切ってまでつくった歴史的に非常に稀有な形の手門でございますから、なるべくあったとおりの形にしていきたいと考えているところでございます。そこには、それぞれの課題がございますので、その課題の克服をしっかりやった上で、これを実現をしていきたいと、そのように考えているところでございます。

以上、野崎議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 只今ご答弁いただきましたけども、一つ私引っかかったんですけども、今度発掘をして実際あったかどうかを確認してから、そして検討委員会において、そういった検討をしていただくというご答弁だったと思うんですけども、あったかどうかをまだ確認しない中でのこの事業の総額3億以上かけるわけですけども、その時点なんですかという、すごく疑問に思ったんですけども、その時点から今回されるという答弁ですけども、それではその検討委員会のメンバーはいつ頃選定されて、そして又、何名で、どのような方をお願いされるつもりなのかご答弁よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 前段については私が答えます。あとは教育委員会から答えさせていただきます。

これは新大手門は新というのは今つくるから新じゃなくて、乱のあとにできた大手門だということで、新ということで使わせていただいております。そういうことで、あそこにあった石垣、これ大手門を支える石垣ですが、これはあったことはもう発掘の中で証明されております。大手門もあったということですが、これも確実にあったかどうか発掘してみないと分からない点もありましたので、今回予算を組んだところでございます。その中で確認ができてるようでございますので、それを土台にして検討委員会をさせていただきたい。ただ私から検討委員会に申し上げたいのは、このお城の大手門、熊本城並みの大手門じゃないわけですから、その点のところはしっかりと石垣の大きさとあわせた中で検討をしていただきたいと、そう考えているところでございます。

あと、教育委員会でわかるところ答えてください。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 検討委員会の委員のメンバーにつきましてのご質問ですけども、メンバーにつきましては選定を既に終えております。区長会の代表の方を1名、地元区長さんを1名、それと商工会の代表の方を1名、それと観光協会の代表の方

を1名、それと文化財保護委員会の代表の方を1名、それとそれぞれ教育委員会、町の企画政策課、商工観光課の担当がそれぞれ1名ずつ入るわけですが、それと学識経験者といたしまして、文化財保護のアドバイザーの大田先生、それと元熊本城総合事務所長の今村克彦さん、以上10名の方を予定しております。それと、今月の9月の21日の日に第1回の検討委員会を開催をする予定に現在しております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 只今、検討委員会のメンバーを教えてくださいけれども、この検討委員会の最終的な答申はいつ頃を予定されているのでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） できるだけ早い時期にということですが、なるべく年内にはお願いをしたいというところです。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 年内に答申をいただいて、その後、検討されるわけですが、それと先ほどですね、警察のほうからご指導をいただいてということで、前回の答弁でも今後警察署のご指導、ご判断により、その範囲内で事業計画を遂行したいと考えているとの答弁をいただいております。では、大手門の内容、建設する内容自体はこの検討委員会でされるんでしょうけども、町道の通行に関しては警察の指導、又、それがあってからの判断になると思うんですが、その後、前回協議されたあとの警察署との協議はあったのでしょうか。そしてあったのであれば、その指導内容はどのようなものがあったのか教えてください。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 警察とのですね、協議につきましては、平成28年のですね、8月26日の日に天草警察署の交通課と協議を行っております。そのときにですね、産交バスとのですね、路線変更の協議とか、道路利用者用の迂回路の設置、それと学校、それと歩行者ですね、それと住民への説明について丁寧な説明をお願いしますということで指導を受けているようです。その後、具体的なことがですね、まだ決まっておりますので正式な協議はまだ行っておりません。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） そうなると警察とは平成28年8月26日、約2年前ですかね、このあとは全く協議をされてないということで理解していいのでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、教育課長。

○教育課長（西川文孝君） まだ具体的なことが決まっていなかったので協議をしてないということでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） これはもう答弁いただいておりますから、その後ですね、まだ何も決まってないというのが私は本当に不思議でならないんですけども、これ先ほどもお尋ねしましたけども、地元住民皆さまの賛意が必要と考えているので、引き続きご理解とご協力が得られるよう説明を続けていこうと考えているという答弁もいただいております。今、警察署との協議もないということですけども、では地元に対する説明、又はご理解、そして今後の計画というのは全く地元にも説明会はその後はないということですかね。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 警察からはとにかく見通しのいい道路をつくってくれということでございましたので、その計画をつい最近、道路の本線等も決めました。その上で、西側までの国道までの間が一部まだその範囲に入っておりませんでしたので、それを今県と打ち合わせをして、認めていただけるように努力をしているところでございます。そういったところが仕上がれば、まず地域の住民の方々にご説明をしてご理解をいただくように努力をしていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 先ほど大手門のつくる建設の内容については、検討委員会を開かなければわからないということですけども、今までのご答弁の中でいろいろ例えばさっきも言いましたけども、可動式の手門にするのか、中央付近まで石垣をついで、そして櫓をつくるのかというのは、まだ当初の答弁でも決まってないということだったんですけど、であればですね、検討委員会っていうのはもっと早くに立ち上げて、もっと内容を深く検討してから、例えば電柱移転でもそうですし、移転費をお金、要するに家を移転してまで今度建設されるわけですけども、そういった方々に対してもですね、当然計画内容は事前に、この検討委員会を開いてからこういうふうな検討委員会の答申で構想がありますというのを説明すべきじゃないかと思うんですけど、どうも私は聞いてて逆なんじゃないかなという気がしますけど、その辺のお考えどうなんですか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 大手門の問題については、私もいろんなことを模索をしましたけれども、歴史の詳しい方々に聞いてみると、やはり先ほども答弁の中で申し上げましたように、稀有なやはり大手門ですから、これはしっかり歴史的事実に基づいた中でやったほうがいいと。今、その結論の中で大手門も。今、検討委員会というのは大手門櫓をどの程度にするかという検討委員会です。大手門は当時あったとおりにつくっていきたいけれども、櫓自体の資料が残っておりません。ただ、発掘をすればどの程度のものかわかりますので、発掘をしていただいた中で、その発掘状態に応じた中でどの程度の

櫓をつくっていくか。その検討委員会でございます。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） その点はわかりました。先ほど山下議員の質問によってですね、次期町長選への出馬表明をされたわけですけども、この大手門整備についてはですね、町民の方ですね、事業内容を知っておられる方、又、理解されている方が私はまだまだ少ないように感じております。最終的なですね、計画と考えを町民皆さまに十分な説明をしてですね、理解を得ることは本当に大事なことだと考えております。この大手門整備事業に対してですね、町民の賛意を得たと町長が判断されるのは何をもって、どういうふうな形をもって、町民から賛意を得たんだというのは判断されるおつもりでしょうか。

○議長（山本政人君） はい、町長。

○町長（田嶋章二君） まずもって、その道路の問題、そして大手門をどの程度の大手門櫓にするのか、そういうところが決まった中で、そして又、範囲を西側に少し拡張をお願いをしております。その件が認められた段階で説明会を催したいと考えております。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） はい、じゃあその流れで説明会をぜひ十分にですね、町民皆さまに説明をいただいて、前回みたいな、例えば反対意見出たのであれば、それを十分に理解していただけるようなご答弁もお願いしたいと思います。

そして、今定例会にですね、補正予算として、施設費として設計委託料と工事請負費が3,250万円が一般財源から予定されております。これは温水プールの吊り天井が経年劣化のために落下したものによる改修のための経費だとは思っておりますけども、このようにですね、今後町が所有する施設の維持管理費が年々膨らみつつあります。そういったことを踏まえてですね、このように新たな事業に対する経費投入は十分な検討が必要であり、又、見直しの時期に来ているのではないかと私は考えております。

前回の一般質問でも言いましたけども、大手門櫓の設置はですね、行わずに、現在の石垣のまま竣工を迎え、大手門案内看板等の設置にやめてですね、人も車も通行できるような計画に見直しをするお考えがないのかもう一度町長の見解をお伺いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 先ほどから申し上げましたように、稀有な歴史遺産でございますので、ぜひ元あったような状況に近い、家が建っているところを堀を大きくするわけにもいきませんので、近い状況でやりたいと。道路につきましては、やはり一番近くの住宅におられる方が回り込みが多くなるので、その辺の方たちと今まで中央道路を使っておられた方たちに理解をしていただけるような道路本線をつくっていきたいと考えて

いるところであります。

○議長（山本政人君） 野崎君。

○7番（野崎幸洋君） それでは地域住民のみならず、苓北町民全ての方に少しでもこの事業の内容がわかっていただけるような説明をぜひお願いしたい。

私の一般質問を終わります。

○議長（山本政人君） これで、野崎幸洋君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、田嶋豊昭君。

○9番（田嶋豊昭君） 通告6番、9番議員、田嶋豊昭です。

町長に質問いたします。農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）制度について質問いたします。

45歳未満の青年就農者の就農意欲の喚起と就農後の定着を図ることを目的に、平成24年度から国が始めた制度で、就農前の研修期間中の最大2年間及び経営が不安定な就農直後の最大5年間の生活費に相当する所得確保を支援するため、対象者一人当たり年間最大で150万円を支給することになっています。制度開始当初に、非農家出身者が農業へ参入することを後押しするということを目的にしており、農業後継者が親元就農する場合は対象となっていました。関係機関の働きかけもあり、平成26年度からは農業後継者が親元就農する場合にあっても対象となるよう要件が緩和されたところであります。

しかしながら、親元就農する場合にあつては、5年以内に経営を継承することや親の経営から独立した部門経営を行うことが要件とされています。加えて、本資金を除く本人の前年所得が350万円を超えた場合は交付を停止するということにもなっているようです。農業を次世代が引き継いでいくために、又、新たに農業に挑戦する若者を増やし、育成していくために、この農業次世代人材投資資金（旧青年就農給付金）をより利用しやすい制度とするように国に対して制度の改善、拡充を求める必要があると考えますが、町としての見解を求めます。

2番、次に、白木尾海岸背後地の保全対策についてを質問いたします。

白木尾海岸には平成12年度から16年度にかけて国の補助事業である海岸高潮対策事業の県営工事に898mの整備がなされましたが、中間の286mの部分は背後地に住家がない等、保全対策が低いと判断され整備がされていませんでした。この間も波浪による浸食が進んでいたため、国・県への要望を続けていただき、平成22年度に単県での建設海岸保全事業として整備を完了していただきました。

この護岸整備完了によって、流出していた土地は復元されておりますし、波による浸食はなくなりましたが、白木尾地区の背後地、農地（畑でございます）の区分は集中豪雨により道路や農地の排水で傾斜面の山腹の崩壊は収まっていない状況です。

白木尾から内田にかけての、この白木尾海岸背後地について、護岸整備に続く、農地整備がお願いしたいと考えますが、町としての見解を求めます。よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の田嶋議員のご質問に答えさせていただきます。

農業次世代人材投資事業につきましては、全く農業の経験がない新規就農者が、県が認定する研修期間で研修を受ける間の最長２年間支給を受ける準備型と、直接就農して独立経営を目指し、最長５年間支給を受ける経営開始型がございます。

現在、町内で農業次世代人材投資事業補助金の対象者は４名いらっしゃいます。又、町外からＵターンされ手続き中の方が１名いらっしゃいます。形態としては、全員経営開始型で地元の後継者であります。新規作物の導入等新規就農者と同等の経営リスクがあるといった要件を満たす就農者の方々でございます。

国の交付金を受ける要件は、大変厳しいものがございます。新規の農業経営がうまくいかず、就農を断念された事例も全国各地で発生しているようでございます。したがって、制度ができてから、度々事務手続きにおける確認事項等が厳しくなっている状況もございます。

平成２６年度に採択要件である販売金額から農業経費を引いた総所得の２５０万円が３５０万円に引き上げられ、採択の枠が広がりました。反面、総所得が１００万円から３５０万円の方は、所得に応じ交付金の変動するように改正されています。以前は総所得が２５０万円未満の農家は１５０万円の交付金でしたが、現在２５０万円の方は６０万円の交付金となります。

このように交付金の要件が変更されてきておりますが、今後は著しく新規就農の意欲をなくすことがないように、国の制度説明会や研修会、さらに採択ヒアリング等の機会を通じ、一人でも多くの方がこの制度の対象となるよう国に相談しながら制度の拡充を求めていきたいと考えているところでございます。

次に、白木尾海岸背後地の保全対策の質問でありました。中間の２８６ｍの区間は、単県の海岸保全事業で県工事により整備されております。事業の採択にあたっては、地元住民からの強い要望がございました。工法についても強度を保ちながら安価な工法での工夫がなされ、流出した土地所有者全員の同意のもと、整備に至った経緯がございます。

海岸の背後地につきましては、農地サイドから農業農村整備事業や林野サイドからの治山事業等の採択の検討を県に要請し、現地確認をしていただいておりますが、県営事業や国の補助事業の採択には難しいとの回答でございます。又、農地事業での整備となりますと地元農家に大きな負担が発生をいたします。

現在のところ、具体的な対応策がないことは大変心苦しく思いますとともに、長い期間、このままの状態ですと、白木尾台地の大規模な崩壊につながりかねない危機感を持っております。地元地域と町とが一体となり、危機感を持って取り組みをしていく必要があると考えております。

今後も引き続き、あらゆる観点からの保全対策を国・県にご相談し、又、同時に、採択にあたっての指導も受けながら、保全事業の採択となるよう最大限の努力をしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、田嶋議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） ありがとうございます。丁寧に答えていただきました。苓北町の農業が持続的・永続的に展開していくために農地後継者の親の跡を引き継ぎ、農業の担い手となってもらうことが最重要課題であると認識しております。農業次世代人材投資資金の対象の要件となる親元就農する場合、5年以内に経営を継承すること。親の経営から独立した部門経営を行うことは農業の形態として非現実的ではないでしょうか。先ほどお答えいただきましたけども、国の交付金を受ける要件は大変厳しいものがございます。新規就農経営がうまくいかず、就農を断念した人も本当にいます。そういうことも考えていただいて、今後農業後継者の多くが農業次世代人材投資資金の交付対象となるよう、再度繰り返しとなりますが、国への働きかけをよろしくお願いいたします。

次に、白木尾海岸背後地の保全対策について、最大限努力するとの町長の力強い答弁をいただきました。これ以上とならない崖の崩落防止と地域住民の大切な財産でもある農地、畑の流出防止についてよろしくお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この就農の支援については、国の考えでは相当頑張っている、経費を引いた所得が250万とか300万っておかしくない金額じゃないかというような考え方を持っておられる方もいらっしゃると思いますが、使い勝手が悪いことは確かです。

我が町でも今それを十分に活用して後継者になろうとしている方がいらっしゃいます。非常に頼もしいことでもございますので、さらにですね、使い勝手のいい支援策にさせていただくようお願いをしてみたいと考えているところでございます。

又、白木尾台地の件につきましては、非常に大きな課題もあります。白木尾どころか内田の海岸にいきますと、以前家が落下しそうになりましたので、緊急に治山事業で県でやっていただきましたが、今回はその要項に当てはまらないとおっしゃいますが、見てみると、もう町道が陥落するような形になっております。だからこの辺をですね、も

う少し国・県にですね、訴えをしまして、なるだけやっていただかなければならない。そのことができない場合のことを考えると、それは恐ろしいです。そのまま放置しますと徐々に農地もなくなるどころか、家屋を支える用地も削られていきますので、やはりそのことはですね、地域の方々とそういう危険性については共有しながら私たちもしっかり頑張っていきたいと考えているところでございます。

○議長（山本政人君） 田嶋君。

○9番（田嶋豊昭君） はい、ありがとうございました。今、町長が言われたとおり、本当内田の町道も本当にギリギリのところまできております。いつか民家も何年前か1件やっていただきましたけども、これもたった1件だったんですけど、やっぱり工事が1,000万円ぐらいかかったと。負担金がやっぱり1割は出しじまいだったと。もうおばあちゃん一人だったんですけど、もうついていこうごたるばなて言われるぐらい、やっぱり個人ではなかなか大変ですので、補助をいただきながらやっていければと思っていますので、今後の努力をよろしく願いいたしまして、私は終わります。

○議長（山本政人君） これで、田嶋豊昭君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、高戸幸雄君。

○3番（高戸幸雄君） 通告7番、3番議員、高戸幸雄です。

議長より、一般質問の許可が許されましたので、通告内容にしたがい、質問に移ります。

さて、9月に入り、朝夕は少し過ごしやすくなってきた感がいたします。稲刈りが終わった水田ではいよいよ本町の一大基幹作物でありますレタスの作付けの準備が始まりました。何せ自然が相手でありますので大変な作業とは思いますが、みどりが多い年になるよう祈念をいたすところでございます。なお、立て続けに日本の各地で台風、地震等、大規模な災害が発生しています。私は改めて日頃から身の安全を図る対策が必要であると感じたところでございます。そこで私は、今回は災害関連対策事業の推進について3つの項目にわたり一般質問を行うことといたしました。

それでは早速本題に移ります。まず一つ目に、町道釜線の局部改良事業、二つ目に、災害による被災箇所への取り組みと対策、最後三つ目として、非常時における雑用水の確保、以上の三点について質問を行います。

まず最初に、町道釜線の局部改良について。当該路線はご案内のとおり、広域連合中央消防署苓北分署及びコミュニティセンターに接続する重要路線であります。しかし、終点部の城下橋前後100m区間が狭く、特に城下橋から城下地区の地藏堂がある四つ角までの区間にあっては、車同士の離合のとき、民家の庭先に入ることもしばしばあるようでございます。又、最近まで当該箇所には町道に接するように家屋が建っていましたが、その建物は現在、解体除却処分され、空き地、更地の状態となっております。な

お、道路の地盤高と隣接要地の高低差も少なく、移転補償等の問題もさほどなく、事業費も比較的少なくでできるのではないかと考えています。用地交渉については、地権者をはじめ、地元の区民も協力は惜しまないとのこと。以上の事柄を踏まえ、当該箇所、早急な改良事業への対応が望まれるところでございます。いかがですか。考えを伺います。

次に、麟泉運動公園に設置されている遊具場下、法面被災に対する対応について質問をいたします。本被災箇所は、平成29年、昨年8月豪雨により法面が被災したため、今後の増破等による遊具場と付近の家屋への影響を鑑み、当分の応急対策としてトンネルによる対策工事が施工されています。

しかし、1年を経過したものの、現在でも今後の姿が見えてまいりません。多額の投資を行い、スポーツ振興と地域間交流を進める一方で、その直近の被災箇所一つでさえ応急対策で処理する姿、防災の充実を図るとするならば、当然のごとく早急に万全な対策を講じる必要があるのではないかと考えますがいかがですか。今後の対応を求めます。

最後に、災害時及び非常時の生活用水を確保するため、飲み水としては利用できませんが、トイレ等に使用する生活用水確保を目的とした、仮称、災害応急用井戸の設置について質問を行います。

近年、災害が発生したとき、飲料水の確保については、熊本地震後、それぞれの各自治体においてペットボトルを用いた非常時用飲料水の備蓄が施策として進められ、その結果、苓北町においても他町同様、飲み水の確保はされていると思います。なお、熊本地震発生後、熊本市においては、断水の教訓を踏まえ、災害時に企業や民間施設が有する井戸を被災者向けに開放し、地下水を供給してもらう協定を結ぶと報道がされております。

又、昨年6月に県内の銀行が防災井戸の設置を完了し、地域の給水拠点として住民に開放するという報道がなされました。

本町においては、当面自治体責任の下に、指定避難施設に公費を投入し、災害応急用井戸の設置を図るべきだと考えますが、いかがですか。その場合は、停電等の不測の事態を考慮し、電源不要の手押しポンプによる揚水を考えるべきだと思います。

なお、設置箇所については、初めに各地区公民館及び志岐集会所の4ヶ所、そして指定管理施設であるため使用の一部について一定の制約もあろうと考えますが、コミュニティセンターの今後の利用等を考慮し、ぜひとも設置箇所として選定をしていただきたいと考えます。

又、将来は現在、各家庭が所有されている井戸について、災害用協力井戸としてお願いする必要もあろうかと考えます。いかがですか。併せてお伺いをいたします。

以上で、私の最初の一般質問を終わります。なお、答弁を得たのち、自席において再質問を一問一答方式により行いたいと思います。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の高戸議員のご質問に答えさせていただきます。

まず第一に、町道釜線の局部改良事業につきましてですが、当然のご指摘だったと思いますので、地元の方も積極的にご協力をしていただけるということでございますので、その中でなるべく早いうちに財政的な問題も解決をして取り掛かれればよいなと思っておりますので、早速担当に指示をしていきたいと思っております。

次に、私も初めて今度この災害用地の写真を見せてもらいまして、現場も見ましたが、ちょっとやっぱり不用意かなと。担当としては、今後ですね、住宅敷地内へのさらなる土砂流入を防ぐために大型土のうを配置してると言っておりますが、あまりにも、もう一年経ちましたので、その辺のところをやっぱり配慮すべきだと考えますし、現在、住宅敷地内の除草作業と併せて、法面保護のための樹木の伐採等も計画しております。今後はやはり絶対に法面が固いからということではありますが、やはり見た目も大事です。安心感を与えるために、吹き付け等でですね、その辺の頑丈性をより高めていきたいと考えているところでございます。

次に、非常時における雑用水の確保についてでございます。この件につきましては、やはりいろいろと水の確保については計画を立てておりますが、全町的に被害が起こったならば、その計画が全く無になる可能性がありますので、要所要所の避難所については、この井戸を掘削することについては、今後検討してまいりたいと考えております。又、個人のご家庭の井戸水等をですね、お貸ししていただけるような協議をしながら、その井戸水が衛生上大丈夫かどうか確認しながらですね、ご協力をお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

以上、高戸議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） では早速再質問に移りたいと思います。

まず第一番目の町道釜線の局部改良事業についてでございますけれども、本路線はですね、確かに私自分のところだから言うわけではありませんけど、重要路線であるということは町長ももちろん認識をもっていらっしゃると思います。本路線が一番違うところは、苓北分署から志岐の大部分、そして上津深江、坂瀬川に通ずる起点の路線であるということなんですよ。緊急時及び非常時において一刻も早く被災箇所あるいは救助に向かうときに、起点のところが狭く、離合に戸惑ったということがあつては大変だろうと思います。又、私たちの城下区の指定避難施設でございますコミュニティセンターに通ずる路線でもございます。今後の財政状況を見ながらとよく言われます。そこで提

案といったら何ですけども、緊急防災減災事業債、これは苓北町がもっとも得意とする起債であろうと思います。この事業として該当しないんでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 緊急防災減災対策債につきましては、確かに被災地以外で真っ先に我々も指定をしていただきましたので、これは7割という元利の補填がありますから、使い勝手が非常にいいと。だから今、財政状況を見ながらと申ししたのは、この事業費がいくらかかるかまだわかってませんので、例えば、我々がすぐ手に負えるようだったら12月の補正に出ささせていただいてもいいし、まずは検討させていただいて、手に負える金額かどうか。多分手に負えるんじゃないかと思いますが、この今の調査をしておりません段階でははっきり言えませんから、その辺のところできっちり予算も見通しながらですね、なるべく早い機会にやりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 只今、緊急防災減災債のことについて言われましたけども、ご案内のとおり、これは補助事業ではなく、単独で充当率が100パーセントで、交付税算入率が7割と、早く申せば7割補助、こうもいい起債はありません。私よく起債の借り入れについては慎重であるべきと何回も申しました。しかしながら、こういった起債はですね、適用ができるなら大いにやっていますよ。又、やってほしいと思います。ここはほかの町村と違い、過疎債の適用ができません。過疎債に変わる減債防災債、これをぜひとも検討していただきたいと思います。

それから事業費等につきましては、先ほど最初の一般質問で申し上げましたけれども、以前はすぐ町道の横に家屋が建っておりました。それが2年前ですかね。町のほうの補助を受けまして、消費者の方が除却、処分をされ、先ほど申しましたとおり、更地の状態になっております。まさに今なんですよ。これに又、その更地のところに建物を建てていただくのとともありませんけど、移転補償等々に事業費よりも一段と多くの経費がかかるんじゃないかと思っております。そこで一つだけお地藏様がございますので、その移転がいかかなものかなと思いますけれども、これについても所有者でございます方の理解を得るよう、本人はもとより、先ほども申しましたとおり、地区の区長をはじめ、俺たちも用地交渉のとき頭下げるぐらいはできるけんなということをお願いしております。できるだけ早いうちに取り組みをお願いしたいと思います。今まで防災減災債は逃げることでございましてけれども、ここで反対に攻めていく起債として本起債を使用していく必要もあるのではないかなと思い、今回一般質問として取り上げさせていただいたわけでございます。

次に、2番目の災害による被災箇所への取り組みでございますけども、町長ご案内のとおり、麟泉運動公園の下の以前の炭鉱離職者向けの公営住宅があるところでございま

す。見た目もあまりよくありません。ゆえに先ほど申しましたとおり、莫大な金をかけて立派な避難地でございますけど、サッカー場に利用されております。今日も朝からグラウンドゴルフの大会があるようなことで準備がされておりました。そこの直近のところに1年も、事業課としてはですね、最大限努力していると思います。とん袋でわざわざ持って行って土のうを置きながらしばらく法面の状況を見ているのかなと、私もわかりますけれども、あまりにも不都合だと。上の多額の経費をかけている一方では、地元の住家があるのにそのままかいと、ちょっと情けないような気もしてまいります。上と当該箇所があまりに大きな違いがあるように思いますけども、これについて再度お答えを願えば幸いです。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 防災減災対策債をこれは使えるかどうかはですね、やってみなければわかりませんが、白木尾台地に使えないと言われてるんですよ。だから我々は非常に困ってる。この防災減災対策債は裏付ける法律がありません。これは過疎債を連想した中で緊急的につくっている起債です。そういうことでありますので、あと2年間もつのかどうかというのがあります。だから急がなければならないと思っております。要するに過疎の指定の見直しを今国のほうでやっておられます。あまりにも過疎に金をかけすぎるんじゃないかという財務省側の意見もありまして、もうちょっと厳しい指定要件になってくると。この過疎の法律自体が変わってくると、又、防災減災対策債についてもいろんな異論が出てくるのではないかと考えますので、たださっき、逃げの、という言葉はいい言葉を使ってもらったなと思っております。どうしてかという避難所に逃げる道でしょ。ということは防災減災対策債を使えるかもしれないと私は今のところはその言葉で推定をしているだけですけど、要するに避難所に逃げる道、これについてはもしかしたら理屈が立つのかもしれないかもしれません。そういった意味でどちらにしろどのくらいかかるか含めてですね、早く調査をしまして、どういうふうな形で基幹道路をしっかりとつくっていくか考えていきたいと思っております。

それと併せて、土木のほうからまた答えをさせていただきます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 2番目のですね、麟泉運動公園下の法面の件でございますけども、当面ですね、様子を見るということで、今経過1年あまり経過したわけでございますが、周辺ですね、大きな樹木が台風等のですね、強風であおられて、又、新たな法面崩壊の原因となりますので、まずその伐採等をですね、計画をしておりました、当該箇所につきましてもですね、現状で法面が安定してるかどうか再度検証を行いまして、今後対応させて検討させていただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今、担当課の土木管理課長より答弁をいただきましたけれども、周辺にですね、今言われたように大きな立木がございます。これだけでもですね、早急に伐採処分されることを望みたいと思います。又、もし増破した場合には上の遊具場もうほとんどございませぬ。フェンスがたっついてもうすぐ壊れるような状態で、今反対に樹木等で支えられているというような状況でございますので、よろしく、検討ではなく、早急をお願いしたいと思っております。人命の問題もかかってまいりますので、よろしくお願いいたします。

最後にですね、非常時における雑用水の確保でございますけれども、地域防災計画書を見たときに飲料水のための防災計画かなとちょっと私思ってたんですけど、そこはどうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 防災計画で定める給水計画におきましては飲料水のみならず生活用水も含めて掲げているところでございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 現実的にですね、飲料水の確保についてはいろんな施策の中で謳ってありますけれども、雑用水まではですね、現実的に考えたときに非常時には私の考え方でなんですけども、ちょっとクエッションマークがつくのかなと思いましたので、こういった質問をさせていただいたわけでございます。なお、私はですね、あくまでも雑用水です。飲用に伴う用水については、たとえ井戸を掘ってもですね、私は供給すべきではないと思っております。日頃から水道水にしても毎月毎月専門家がいろんな薬剤を投入した上でも、ちゃんとした検査機関に頼んでオッケーをいただいて初めて供給しているわけでございますので、水質検査を置いていない水の給水については反対をしていきたいと思えますので水道環境課長、よろしくお願いしたいと思います。

そこで、具体的にもし事業費等々をですね、算定とかそれをされていたらお教え願いたいと思います。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議員お尋ねの、まず個人の井戸の場合ですけども、ご質問のあられた、皆さん昔からある井戸のポンプですけども、あの本体が大体5万円前後すると思われます。それに付帯の部材をつけて工事料を入れると20万から25万、1件程度かかると思われます。あとは避難場所、各公民館、志岐集会所、コミュニティセンターですけども、普通のボーリングを個人の家庭で掘るとした場合は、1万円から2万円ぐらいで1m当たり掘れると思われます。それに別工事がつきますので、1ヶ所あたり50万ぐらいのお金が必要かと思われます。以上です。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 1ヶ所当たり50万円程度はかかるんだよということでございます。4ヶ所で200万円ですかね。大きな数字であり、又、大きくない数字かもしれません。私がですね、コミセンにもお願いしたいと言ったのは、ご案内のとおり平成28年にコミュニティセンターは緊急防災事業を起債を利用してですね、ここから1億3,400万円程度も借り入れております。そういった趣旨からすると、まずもって防災無線で呼び掛けますけれども、各地区公民館以外にはできるならばコミュニティセンターもその避難箇所として呼び掛けができないものかと思っております。そういうことが借り入れた趣旨から言うと当然のごとく必要な措置ではないかと思えます。確かに志岐地区は役場でございます。なかなか役場には避難はできないけれども、コミュニティセンターならばなとか、各地区の所有している公民館ならばなという、特に老人の方が多いのではないかと、あくまでこれは私の私見でございますけれども、思っております。そこでコミュニティセンターの先ほど申しましたとおり、指定管理施設という一つの枠もあろうかと思えますけれども、改修工事に1億数千万円の借り入れを行った施設でございます。活用についても最大限努力していただいて、今後の防災計画の中で主たる避難施設として呼び掛けをぜひともしてほしいと思っているところでございます。

以上で、私の今回の全ての一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（山本政人君） これで、高戸幸雄君の一般質問を終わります。

次に、通告8番、浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 第21回荅北町議会定例会一般質問、通告8番、8番議員、浜口雅英。質問の相手、町長。質問の方式、一問一答です。

質問事項、町の将来像として、人口減少への対策、それから高齢化社会への対応、それから産業の振興、公共施設の維持管理等の見込み、危険箇所への取り組み、それから児童、生徒の教育環境の点検の6点について質問いたします。

まず、質問要旨（一）、人口減少への対策です。

先の平成30年6月7日の平成30年第19回定例会で、日本創生会議が人口減で行政機能を維持できなくなる可能性のある自治体として指摘した消滅可能性都市についても触れながら、「20年先のまちづくり、基本構想の策定にあたって」として、町の将来へ向けた重要な指針である基本構想の計画策定の進捗状況と、20年後、30年後のまちづくりについて質問をしました。

このことに対して、当日の回答の概要は、この計画策定にかかる予算の計上。基本構想、基本計画の印刷製本は、本年12月定例会での審議会後に取り掛かる。荅北町のあらゆる情報、統計等の数値、決算統計の財政に関する数値等を用いた基礎的調査の実施、分析に取り掛かった。

住民のニーズの調査と併せ、今の振興計画の事業実施の評価、並びに意見調査のために平成30年1月1日現在、満18歳以上の町民2,000名を無作為抽出し、住民アンケート調査を行った。回収率は44.4パーセントであった。

次世代を創る若い人への意見聴取として、苓北中学校、拓心高校マリン校舎の全生徒を対象にアンケート調査を実施し、集計・分析作業を行っている。

さらに、住民ニーズの調査、把握の一環として、「共につくるまちづくり 住民のワークショップ」を、天草拓心高校マリン校舎の生徒7名を含めた17名でワークショップを開催した。

町長の諮問機関である苓北町振興計画審議会は、6月4日に会議を開催し、住民アンケートの結果速報の報告、計画策定の進捗状況、今後のスケジュール等についての報告を行い、意見をいただいた。

これからの事業執行は、基礎調査、アンケート、ワークショップ等の結果分析、現計画の評価、今後の課題等を整理、把握するとともに、各種経済団体等の意見聴取と集約をし、基本構想案を7月下旬に、基本計画案を9月下旬に策定、その後、調整、修正を重ね、12月の定例会で審議いただけるよう取り組んでまいるとのことでした。

このような計画の中で、どうすることもできないような大きな課題と思われる人口の減少について、この度の町の総合計画の策定にあたり、現状の把握、そして課題、更に、これの解決策等具体的な取り組みがあれば、その内容をお聞かせください。

質問要旨（二）、高齢化社会への対応。

先の平成30年第19回定例会での「20年先のまちづくり、基本構想の策定にあたって」という質問の中で、高齢者が増えていくという状況を見つめ、これの課題を基本構想の中に打ち込むべきと再質問し、これに対しては担当課で取り組み、計画の中に盛り込むという考えを示されましたが、その内容をお尋ねします。

質問要旨（三）、産業の振興。

一次産業の農業は、町の基幹産業として力を入れておられます。近年の野菜、畜産は好調のようですが、これの基盤である農地の保全是十分なのでしょうか。山間部を中心に広い農地が手つかずで、雑草や竹が生い茂っている箇所が至るところで見受けられます。

さらに、イノシシの被害状況はどうなのでしょう。集落を少し外れただけで雑木林がイノシシの生息地、すみかと化している様相が見て取れます。沢の小さな水たまりはさっきまでイノシシが水浴び、泥浴びしていたのではないかと思える状況もありますし、道路も獣が頻繁に往復したであろうと思われる法面の崩れや路側の崩壊が至るところに存在しています。これをけもの道というのでしょうか。

このような農業の基盤である農地の荒廃、加えて、少子高齢化による農業従事者の確

保はどうするのか。このような課題、問題を抱えた中での農業振興への取り組みをお尋ねします。

又、都市再生整備事業は、平成28年8月の議員全体会議で都市再生第3期計画等の説明がありました。このとき、資料1として平成28年8月吉日、宛名空欄様、送付者 荅北町長田嶋章二名での要望書が示されました。この要望書には、歴史的史跡の復元と交流人口の増加を促進し、来訪者や宿泊者を増やし、観光関連事業を発展させ、活気あるまちづくりができると確信している、との記述があります。

平成16年、17年の富岡城建物等復元工事等に2億3,400万円。17年度から21年度までの第1期都市再生整備事業の実績で航路対策費等として3億200万円。23年度から27年度までの第2期事業の実績として、歴史資料館の建築等に8億200万円。そして、28年度から32年度までの第3期計画として、5億円の事業実績と計画が謳われており、関連事業も含めると、総事業費は18億3,800万円に達します。この事業の目的は、交流人口の増加を促進し、来訪者や宿泊者を増やし、観光関連事業を発展させ、活気あるまちづくりができるとされていますが、これまでの事業成果を教えてください。

質問要旨（四）、公共施設の維持管理等の見込み。

本町に存在する特に重要な公共施設として、水道、下水道、公衆用道路が挙げられるのではないのでしょうか。そのほかにも数ある公共施設は、環境の保全、福祉の増強等、適切な住民生活を営む上で欠くことのできないものだと考えます。

しかし、これらの施設は、どれも建設後数十年を経過したものばかりではないでしょうか。これらの公共施設の現状の維持管理、補修、そして今後の改修や改築、維持管理をどのように考えておられるのかお尋ねします。

又、使用されていない町有物件の今後の利活用はどのようにお考えなのかお尋ねします。

質問要旨（五）、危険箇所への取り組み。

平成30年第20回議会臨時会において、林道の地滑り復旧事業に係る工事請負費が補正予算として提案され、賛成多数で決定しました。

私は早急な事業着手が必要であるという認識は持っておりましたが、崩土4万4,000m³の残土処理が崩壊現場の横の谷で処理されようとしておりましたし、この残土処理場にかかる排水は、この沢の上流からの水流量の処理を含めて、表面水は24cmと30cmのU字溝で、残土処理場の土中排水は30cmの暗渠により処理するということでした。

図示された土留め擁壁も貧弱で、これらの安全性を十分に確認すべきと問題提起しました。路線の迂回も以前、提起しておりました。このようなことから再設計による工事

請負費の再提案を提起しました。が、原案どおりで施工されることになりました。

早速、工事に着手されることになるとと思いますが、工事中の安全には最大の配慮をしてください。

ところで、本災害箇所は北側約500mぐらいのところに、大規模な路側崩壊が発生しております。これはいつ発生したのか。時期、理由、原因、規模、今後の対応についてお尋ねします。

さらに、町道善亀線は、クラックの高低差が増し、箇所数も増えて、今も地盤が移動しているのではないかと思うような現状がありますが、その状況を教えてください。

その他にも、抽象的な言い方ですが、大規模な崩落、あるいは崩落の予測が考えられる箇所があれば、箇所名、発生時期、理由、規模、そして今後の対応についてお尋ねします。

質問要旨（六）、児童、生徒の教育環境の点検。

文部科学省は「平成31年度予算の概算要求で、熱中症対策として空調施設の教室数を全体で1割程度引き上げる。空調設備の設置率は、全国の公立の小中学校の普通教室と特別教室が29年4月で41.7パーセントにとどまっており、54パーセントまで引き上げたい考えとのこと」。これは平成30年8月22日の読売新聞の報道です、との報道がっております。

本町では、平成30年度当初の話では、中学校への機器設置と、4つの小学校のうち2校の小学校について設置に係る設計を行う。小学校への設置そのものは今後の財源を調査しながら進めるということだったと思います。その後、小学校の設置に係る設計については、2校から4校とも実施するという話がありましたが、設置についての明確な話はありませんでした。

このため、先月8月7日の議会臨時会本会議で、この酷暑に対する子どもたちの勉強しやすい教育環境の確保、そして万が一の災害時の避難所における避難者の避難生活環境の整備の点から、松本、高戸、石田、野崎、浜口の5議員で、議会から町への「エアコンの設置に係る要望書の提出について」を議題としての審議を苓北町議会、この議会に提案しましたが、ほかの議員の皆さんの理解が得られず、審議することなく廃案となりました。子どもたちの学習環境の整備のために、国の内閣官房長官さえも「どうにかしなければならない」と発言している緊急課題に対して、苓北町議会の理解が得られなかったことは非常に残念でした。

しかし、本会議終了後の町と議会の全体会の協議の中で、国の交付金待ちの様相ではありましたが、全ての小学校への機器の設置を31年度当初予算に計上したいという町の思いが伝わってきました。本日、重ねて早急な設置を提起します。

ところで、児童の通学時の荷物の問題です。特に低学年はランドセルだけでも大きな

荷物を背負うという形になっております。加えて、身の丈ほどの大きなリュックサックを背負い、さらに大きな水筒を持参しておりますが、交通事故等の心配はないのでしょうか。手荷物を少なくする改善策はないのかお尋ねします。

それから、全員が水筒を持参していますが、学校水道は児童の飲料水として不適切なのでしょうか。併せてお尋ねします。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の浜口議員のご質問に答えさせていただきます。

まず、人口減少の現状把握についてであります。総務省統計局が実施いたします国勢調査の数値を用いますと、我が国は2010年の1億2,805万7,000人をピークに減少を続ける。人口減少社会に突入をしたということでございます。

我が苓北町におきましても、国勢調査の数値を用いますと、1990年、平成2年、9,916名から2015年、平成27年には7,739人と25年間で約2,200人の人口減少となっております。又、国立社会保障・人口問題研究所、通称、社人研と呼ばれておりますが、ここが本年3月に発表した推計値では2020年には我が町苓北町では7,059人、2030年では5,712人、2040年では4,453人と非常に厳しい残念な見通しとなっているところでございます。ただし、これは全国的な傾向でありますので、これをどう減少を食い止めていくのか。その減少によって大変不便ないろんな分野が出てくるわけですが、それをどう補っていくのかというのが今後の課題になってくると思っております。

この人口減少問題は一人の女性が出産可能とされる15歳から49歳までに産む子どもの数の平均値、いわゆる合計特殊出生率の低下によるところであります。この低下の要因は、雇用問題や所得問題を抱えることによる未婚化、大学等への進学率上昇等に伴う晩婚化、結婚に対する個人の考え方の多種多様な変化等、様々な現代社会の構造が起因していると言われております。

そもそも人口減少が悪いのかという考え方もあるようではありますが、日本の現代社会は相互扶助による医療制度、年金制度等、15歳以上64歳未満の生産年齢人口が主に生活を支える構造になっております。今後どのように制度設計、社会構造を再構築していくのかは誰もが危惧、心配をしている状況ではないでしょうか。

日本の人口減少問題の一つのことで解決できる策は、現段階で一発でなおるという策はないと考えます。国・地方一丸となってこれは取り組むべき一番の課題であると思っております。これを1.57ショックがあった平成の初めに行っていれば、年間4兆円から5兆円の人口問題の予算で十分なおったと、そういう今になって残念がる方々がたくさんいらっしゃいます。

この人口問題を解決まではいきませんが、心配な面から脱出したという国が代表的なのはヨーロッパでスウェーデン、そしてフランスであります。これは思い切ったことをやっているわけですし、例えば、もう結婚しなくてもいいんだと。しかし出産してもしっかり認めていくというような、日本の我々の常識では考えられないようなこともやっておられます。

そういった意味で、今のところ我々の考え方では、なかなかこの減少問題を一気に解決をしていくということがなかなか浮かびません。一時私も少子化対策でしっかりやっていけば人口も増えていくんだという考え方をもっておりましたが、やはりその結果は減少に向かったわけでございます。このことについても、やはり一地域でやってもあまり効果が出てこない。やっぱり全国、全体でやってこそ効果が出てくるのであるという認識をもっているところでございます。

そういった意味で人口減少を緩やかにする具体的な取り組みについて申し上げさせていただきますと、苓北町では早くから取り組んでおります保育料の軽減、医療費の無償化等の子育て支援政策、上下水道の整備や町営住宅整備、宅地販売等の住環境政策を継続して実施をしております。

又、企業誘致が最終目標でございますが、現在でも雇用者が足りていない医療・介護施設につきましては、特に有資格者の方が必要とされております。又、繁忙期の農業での雇用者確保も課題となっているところでございます。これが移民政策をもっと強化しろというような意見も強くなっている大きな要因でもあるかと思っております。

又、今の状況で考えますと、その移民政策をしっかりとっていかないと日本のあらゆる分野で働き手に苦勞をすると、不足するというような見通しが出てきているのは非常に残念なことでございます。そういった意味で、今後これをですね、真正面から受け止めた中で、どう解決していくかというのは、苓北町にとっても日本全体にとっても大きな課題につながってくると思っているところでございます。

福祉関係の有資格者の養成につきましては、民間と協力をしながら進めていきたいと考えているところでもございます。

今後、これらの支援策等も実施し、雇用の拡大による移住・定住者の増加に努めてまいりたいと考えております。

今後は町内で足りていない宿泊施設等の誘致を目指すとともに、さらなる観光施策等により、交流人口、関係人口を増加させ、現在取り組んでおります町内の飲食店、旅館業者、生産者の所得向上につながる事業を発展させ、このような業種の担い手が定住できるような施策を展開してまいりたいと考えておりますが、押しなべて言うと、基本的にしっかりした宿泊施設が足りない。これのやはり誘致が一番大きな課題であると。やはり人口交流をしても、この町をちょっと見ただけで素通りしてしまう。それが一番の

今の課題でありますので、やはり何と言っても宿泊施設を、しかもしっかりした宿泊施設を誘致することが大きな課題であると繰り返して申し上げさせていただきます。そのことによって、この地域で安定した、いろんな生産活動もそうですけれども、生活もできる方々が増えていくということを感じているわけでございます。

只今、総合計画の策定作業を行っておりますが、平成27年に苓北町人口ビジョン、苓北町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しております。

このような既存の計画と新たにいただいている様々な課題についても検討を行いながら、新しい総合計画の取りまとめを行っていきたいと考えておりますが、既存の計画はあくまでも参考にしかありません。過ぎ去ったことでございます。今後起こり得ることもある程度想定しながら総合計画をつくっていかねばならないと考えているところでございます。

次に、高齢社会への対応についてのご質問でありました。浜口議員から以前、「20年先のまちづくり、基本構想にあたって」の質問をいただきました。現在、苓北町第7次振興計画を策定中であり、高齢者社会への対応については基本政策として、安心して住める苓北を目標に、安心できる健康・福祉のまちづくりに向けた政策を掲げ、今後も高齢化の進行が予想される中、第7期介護保険事業計画及び高齢者福祉計画に基づき、地域支援事業を効果的に推進し、又、高齢者が健康で生きがいをもって暮らせるよう、高齢者に対する福祉サービスや生活支援を推進していく計画となっておりますが、全てこれは支援の問題でありまして、高齢者の方でも元気な方もいらっしゃいますし、その方によってはやり方では元気になれる方もいらっしゃると思いますので、そういった面のこともやはりしっかり考えていかねばならないと考えているところでございます。

現在、基本構想を策定中でございますので、詳細な計画内容につきましては、策定次第ご報告をさせていただきたいと考えているところでございます。

次に、町の将来像、産業の振興という面でご質問がございました。まず、農業振興への取り組みについてであります。農地の維持保全には農業経営の根幹となる農地の貸借や売買を県の農地中間管理機構や農地利用集積円滑化事業の円滑化団体である農業協同組合が仲立ちとなる事業を活用し、農地の集積を推進し、農地の継承を図っているところであります。

又、町内に16地区あります中山間直接支払制度や3地区あります多面的機能支払制度による営農組織の活動や都呂々地区で進めております農地集積の重点地区指定による活動等を通して農地の維持集約を推進しているところであります。

後継者対策につきましては、新規就労者や後継者に対し、国による農業次世代人材投資事業の交付金や、町単独の新規就労者支援補助金を継続し、新規就農時の負担軽減を

図っているところでございます。

これらの対策は、作業効率や耕作条件が良い優良農地が対象となる場合が多く、効果もありますが、中山間地域の小規模な農地の保全が大きな課題でございます。それを只今浜口議員はご指摘をなさったと思いますが、400haを超える耕作放棄地がこの狭い苓北町にもあるわけでございます。大半は中山間地域にあるわけございまして、そういった面で作業効率や耕作条件がよい優良農地が対象になる場合がありますが、こういう中山間地域の小規模農地の保全が大きな課題になっているところであります。課題の要因として、イノシシによる被害と中山間地域の農家の後継者や耕作者がいらっしゃらないということだと認識をしているところであります。今後は優良農地でさえ継承者がいない。全国的に労働者不足が懸念されております。この問題は私が冒頭申し上げたような問題につながってくる問題だと考えますが、なかなか複雑な問題であります。

このイノシシ対策では、農地や樹園地の防御対策において、電気柵をはじめとした防除資材の設置補助や、苓北町有害鳥獣駆除対策協議会を行う侵入防止のための金網柵の設置をさらに継続強化してまいります。又、今後は広域的な駆除の取り組みとして、近隣の市やJAと連携し、農家の立場に立った組織の設立についても検討をしていく必要があると考えております。

中山間地域の農家の後継者対策につきましては、地域の農地利用を地域全体で考え、集落で農地を守ることを基本に、後継者がいない地域につきましては、現在のところ営農組織の活動を支援拡大し、このことにより中山間地の農地を守っていただくことにつけるのではないかと考えておりますが、あくまでもこれは頭の中の考えでありまして、なかなかこれを実行していくのに本当に人が足りませんし、又、そこでつくった作物が高く売れる作物であれば続ける人がたくさんいらっしゃると思いますが、このことをどう解決していくか。解決しない限りですね、この中山間地域を守っていくという目標はですね、持続性がなくなると思いますので、我々もしっかりやっぱりこれについて取り組んでいかなければならない。どうするのかということ。そのよき知恵がまだ出てきません。当たり前の話のようなことばかりで大変申し訳ありませんが、しかし、これでさえやらなければどんどん又進んでいきますので、今あるメニューはですね、しっかり頑張ってこなしてまいりたいと考えているところでございます。

次に、都市再生整備事業の件でのご質問でございました。本事業は富岡城から始まる歴史街道である富岡往還沿線にある文化財や、特に長くこの地域を収めてこられた志岐氏、約380年間地頭として納めてこられました。志岐氏の歴史等、非常に歴史的に価値のあるいろんな遺産がございます。特に申し上げたいのは、先だっても申し上げたと思いますが、今回の崎津地域が潜伏キリシタンとして世界文化遺産に登録をされました。その始まりはあくまでも志岐麟泉公の時代に、自由信仰の時代でありましたが、キ

リ基督教をこの志岐を通して始めていったということでもあります。自由信仰の時代には、キリ基督教は鉄砲がやられる、あるいは貿易で富が得られるということで、皆さん、とにかく積極的に信仰を始められました。それが天草中に広まった。その後は、秀吉のキリシタン追放令、バテレン追放令、そして家康は、最初は緩やかなキリ基督教への対応であったわけですが、キリ基督教30万人が豊臣秀頼を擁立して、又、新しい政権をつくるんだという話が持ち上がった中で、今度は厳しい弾圧政策に変わっていかれます。その後のことは、皆さん、ご承知のとおり、天草島原の乱を通して、ますますキリ基督教弾圧が深まっていったと。その中で隠れたり、形を変えたりする隠れキリシタン、そして隠れてずっとキリ基督教を信じてきた潜伏キリシタンの方々がいらっしやったと。それも200年以上にわたっての弾圧下の中でもありますので、非常な誰もが真似することのできないようなことを続けてこられた。それが世界遺産になったものだと思っておりますので、我が町にもそういったキリ基督教の伝来と、そして殉教の歴史がございます。それを復元した施設もありますので、それこそさつき苓北町は発信力がなないと。私も当然そう思ってるんですけども、これを今までホームページだけ。それをもっと発信力のあるものにどんどん変えていって、どんどん苓北町のよさを知らなければ来られないんです。そういう面で、よさをですね、とか、そして歴史的に評価されるようなことを発信していかなければならないと考えているところでもありますし、もちろん町民に対しても、その町の歴史の問題やら魅力、文化、歴史をお知らせをしていく。町民の方が案内人ですから、町民の方が案内するときに、そういう歴史を知らないで案内するのと知ってて説明しながら案内するのでは大違いでありますので、ぜひその辺の町の歴史を生かしたまちづくりも推進することを目標にやってまいりたいと考えているところでございます。

これまで公営住宅、富岡轟団地の整備、天草長崎航路対策、町道の改良事業、富岡城の一体的な整備、新大手門公園の整備、アダム荒川殉教公園、トルレス神父の記念広場、千人塚駐車場整備の他、富岡船客待合所の改修等を行ってまいったところでございます。この富岡待合所改修、私も土曜日には必ず顔を出したり、夜はあんまり猛暑の中でしたので、喉を潤しに何回も行きましたけれど、相当にぎわっております、これ毎日じゃないので、これ私が行ったときの感覚ですが、相当にぎわっております、中には夕涼み方々、クーラーが入っておりますので、テレビを観に来られるお年寄りの方もいらっしやいました。買い物をされなくても、集いの場所としてにぎわい始めたなど、そういうことも実感しているところでございます。

都市再生整備事業の整備費用につきましては、国の補助率が40パーセント、起債に対する交付税措置がございますので、町の負担が約2分の1で事業を実施しているところでございます。

都市再生整備計画事業は、平成３２年度までの事業でございますが、これまで整備してまいりました富岡城の一体的な整備によりまして、江戸時代の姿がよみがえり、一揆勢の総攻撃に耐えた富岡城は、江戸政権をしっかりと支えていったということ。その政権がしっかりですね、戦国時代に戻らなかったと。このことが今の明治維新を通して大正、昭和につながった、日本の繁栄につながったと確信をしているところでございます。

そして、又、長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産の世界遺産の認定により、キリシタン関連遺産に注目が集まってまいりましたが、天草で最初にキリスト教を受け入れたのは志岐氏ゆかりのトルレス神父記念広場、ローマ法王が天草でただ一人福者として認定されているアダム荒川殉教公園、この福者は、その死後、その徳を認められて福者として列福されるわけですが、その中から、又、聖人が選ばれていきます。そういうような重要な使命を受けたのが、アダム荒川さんであったということでございます。そして又、国の天草で初めて史跡として認定された千人塚、富岡キリシタン供養碑の駐車場整備等、本事業で整備した施設を訪れていただく来訪者が増加し、事業の成果が出てまいっております。

又、先日改修いたしました富岡船客待合所は、先ほど申し上げたとおりでございます。土曜日には必ず夕市をやっておりますので、ぜひ足を運んでいただければと思っております。

都市再生整備事業の実施にあたりましては、整備計画に記載した目標を定量化する指標を設定しまして、事後評価を行っております。

まず、平成１７年度から平成２１年度までの第１期につきましては、最低居住水準を満足する公営住宅、宿泊交流人口の増加、長崎側からの入り込み客数、まちづくり等イベント交流事業の４つの指標を設けておりますが、そのうち長崎側からの入り込み客数については目標値に達しなかったものの、ほかの指標につきましては、目標値を達成しております。

平成２３年度から平成２７年度までの第２期の期間におきましては、富岡ビジターセンターの来館者数、ボランティアガイド協会の会員数の２つの指標を設けております。

富岡ビジターセンターの来館者数は目標に達しませんでしたでしたが、ボランティアガイド数につきましては目標を達成しているところであります。

次に、公共施設の維持管理等の見込みにつきましてのお尋ねであります。下水道、公衆用道路の舗装につきましては、それぞれ長寿命化計画を策定しております。

又、平成２８年度に苓北町公共施設等総合管理計画を策定し、公共施設の現状と課題を整理いたしております。

今後は、個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた事業計画を策定し、施設の適正管

理を行っていくこととしております。

又、使用されていない町有物件についてでございますが、都呂々中学校跡につきましては、熊本県の企業誘致課に企業の紹介をお願いをしております。旧郷土資料館につきましては、一部分の借用のお願いがっておりますので、現在協議を行っているところでございます。

次に、町の将来像につきまして、危険箇所への取り組みということでご指摘やら質問がありました。森林基幹道苓北天草線の地滑り災害箇所から、北側にある新たな災害箇所につきましては、平成30年4月24日から25日にかけての豪雨による災害で、大量の路面水により路肩の法面が洗掘されたため、路肩が崩壊したものでございます。被災延長は26mであります。8月1日から3日にかけて、林野庁の災害査定官より実地査定が行われ、復旧工法を比較検討の上、工法は補強土壁工法に決定し、本工事費の査定額は1,973万3,000円に決定されております。なお、災害復旧工事の関連予算を今議会の補正予算で計上させていただいているところでございます。

危険箇所への取り組み。町道善亀線の件でございます。町道善亀線の地滑りの現状でございますが、昨年8月の被災発生から11月に3本のボーリング調査を行い、12月から観測を開始いたしました。

観測直後からしばらくは目立った変動は見られませんでした。本年4月の降雨を契機に変動が増大し、当初地滑り範囲外と想定された観測地点でも変動が見られたため、熊本県河川課防災班に報告をし、対策について協議をいたしたところであります。

協議の結果、ボーリングを1本追加し、調査するよう指示を受け、観測を続けました。その後、観測データ及び現地調査による地形の変状を分析検討した結果、当初想定をした地滑りの範囲の上部に、より大きな地滑り範囲があることが判明をいたしました。関係資料をもとに県河川課に出向き、担当者に地滑り範囲の確定等について説明し、協議を行いました。県といたしましては、町の提案を了承はするが、最終判断は国土交通省との協議の上、決定するとのことでありました。町といたしましては、地滑り範囲の確定後、速やかに復旧工法等を協議するため、査定設計委託料の補正を今回の議会に提案させていただいております。8月下旬に国土交通省から県を通じて連絡がございまして、地滑り範囲につきましては、町の提案を了承するとのことでありましたが、新たに判明した上部の地滑り範囲の観測データがもっと必要であるということで、ボーリング1本を追加し、引き続き調査するようとの指示がありました。今後の降雨の状況にもよりますが、追加調査の結果をもとに、県及び国土交通省との再度の協議を行い、早期の復旧を目指していきたいと考えております。

次に、その他の大規模な崩落あるいは崩落が予想される箇所等についてのご質問がありました。7月の梅雨前線豪雨により町道方針線が約60mにわたり被災しております。

す。8月の臨時議会で査定設計委託料の専決補正の承認をいただき、10月下旬から11月中旬に実施予定の災害査定に向けて準備中でございます。

ほかに崩落が予想されるような箇所等につきましては、現在のところは把握をしておりません。

次に、児童生徒の教育環境の点検については、先月8月7日の議会臨時会本会議終了後の町と議会の全体会議の協議の中で、空調設備の設置についてご説明をさせていただきました。以前から議員の皆さま方から一般質問等を受けまして、平成30年度当初予算におきましては、志岐小学校と富岡小学校の2校分の空調設備にかかる設計委託料として196万5,000円を予算計上しております。今回9月議会定例会において、坂瀬川小学校と都呂々小学校の空調設備に係る設計委託料として216万5,000円を補正予算に追加計上しております。これは7月の梅雨明けと同時に猛暑がまいりました、とにかく我々大人でも大変な猛暑でありましたので、救急に7月下旬にはもうこれは全校お願いをしなければならないと。ただし、全校やるにしても、やはり国の補助に則ってやらないともう五、六千万以上かな。あとで詳しくは答えると思いますが、そのぐらいの差が出てくるということでございます。夏休みが終わって一時は暑い日が続くと思いますが、そこはこの前説明したような形でしのぐとして、来年の猛暑に間に合うように4校ともクーラーをつけられるよう頑張ってもらいたいと。つけるということで頑張りますので、よろしくご理解のほどをお願いを申し上げます。

そういうことで、国も補正予算をするのではないかとこの考えも持っておられたようですが、むしろ消費税対応もあって、予算もですね、当初予算を膨らませた中で対策をやっつけようということでございます。そういうことでございますので、6月には完成できるようにどういう形で内定を出していただけるのか。間に合うような内定の出し方をされるようにですね、我々もしっかりお願いをしてまいりたいと考えているところでございます。

又、児童の通学時の荷物につきましては、学校ごとの時間割でも違いますが、多いようにと言いますが、つい最近も文部科学省がこれについて9.5kgとかなんか、これをすごく重い平均値を出して、ちょっと異常であるという、これから指導もしていかなければならない旨のテレビ放送もあっておりました。そういうことで、現状が荅北町では、文部科学省ではですね、宿題で使わない教科書等は教室において帰ってもよいと全国の教育委員会に対して求める動きもありますが、既に町内各小中学校におきましては、荷物を少なくする方向で同じような取り組みを進めてきたところであります。今後さらに呼び掛けていきたいと考えております。

次に、学校の水道水につきましては、水質検査が定期的実施されておりますし、これは我々が毎日飲む飲料水と同じ水道でございますので、安心安全であります。毎日児

童の飲料水として利用しているということですが、水筒を持参したほうがこまめに給水ができるということで持参をしているようでございます。子どもたちの健康管理や利便性の観点から水筒を持参しているということでございます。

以上、浜口議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 現在、浜口君の一般質問の途中でありますが、苓北中の生徒の皆さん方、第2班が傍聴にまいります。その傍聴の関係でここで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午後2時56分

再開 午後3時08分

—————○—————

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般質問を続けます。

浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） まず、人口減少の対策の中での振興計画、基本的構想の取り組みについてですが、先の議会の中でまちづくりの主要な施策、主要な要件は人口の確保であることを提起し、それに伴う総合計画の策定の進捗をお尋ねしました。この中で詳細な経過をお知らせいただきましたが、複数のいくつかのワークショップも実施しておられるようです。過疎化、少子化、高齢化が進む中で苓北町で生活を営んでおられる町民の皆さんの率直な意見を直に聞かれ、町総合計画、いわゆる基本構想、基本計画ですが、あるいは振興計画でも構いませんが、に反映させることはより中身の濃い政策作成につながるというふうに思います。そのために長く実施されていない町長の町民との町政懇談会を実施されたいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今、それぞれの区長会との懇談をやっておりますが、しかるべき課題が出てきましたときには、それぞれの地域で町民懇談会、町政懇談会を開くのはやぶさかではないと考えておりますので、今後検討をしてまいります。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） ぜひ実施してもらいたいというふうに思います。それから先ほど答弁の中で、平成27年12月の人口ビジョンを策定したと。それによって取り組んできたけども、これは過去のものであるというふうな回答がありましたが、済んだものだという話がありましたが、具体的に振興ビジョン計画によって何かがいい点が見えた、あるいは悪い点が見えたということはなかったのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは済んだことではないという、そういう意味ではなくて、

これからやっていくのに今までのやつでどんどん世の中が変わってまいりますので、あまり大きな参考にはならないという意味で申し上げたところであります。言ってみれば、やはりここに自分に適した職業があって、そして自分が選んだ相手がおられて、そこで生活ができる、そういう地域であるならばよいのではないかと考えておられる方も多いように見受けられますが、なかなかそういう方たちは少ないようでございますので、こういう方たちをどう増やしていくかというのは大きな課題だと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これも先の議会での町長とのやり取りですが、人口1万人構想の経過、結果についてお尋ねをしました。その折に、町長答弁では、一生懸命頑張ったけどもなかなか人口減少には対応できない部分があったということでした。併せて、ふるさと介護を進めていくと、充実させていくという説明だったというふうに思います。その中で、町長自らがどこの施設も半分近くは町外の方が勤めておられるようだという話がありましたけども、この際人口減少を解消するために町営住宅をつくって、その中に積極的にそういう従業者の方に入っていただく。場合によっては国の補助金をもらえば、なかなか料金とか何とかも設定されてしまいますので、単独費をどうか工面してやっていけば比較的格安の中での入居も可能だというふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは1つの考え方ではあると思います。ただ、どうして苓北町に住まないのかと、いろいろ経営者の方にも聞きましたが、半分は持ち家というか伝統的に家を継いだ人たちもいたりして、とても引っ越しはできないと。中にはアパートを借りている本渡あたりで来る人たちを住まわせてみたらどうだろうかという、苓北町にアメニティがほとんどない。このことがやっぱり原因だと思いますので、やっぱり私は、今後はアメニティに値するような施設、例えば、子どもで言えばゲームセンターですね。本渡のイオンあたりには喜んでついていくそうですから、ゲームセンターがあるから。大人も又アメニティをどう満たしていくのか。こういうこともあって、住宅があって、そういうふうな形で人口が増えていく。職業もありますから、もちろん。そういう面で全員の方々がこっちにお住いになっていただけるとは限らないと思いますが、アパート住まいの方たちは心を動かしていただけるのかなと。それにはだからそういう条件がいろいろついてくるのではないかと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そこで提案するわけではありませんが、これまでも何回か議会の中でお尋ねして提起しておりますが、学校給食の無料化、新聞報道等では無償化という言葉を使ってありますけども、どういう違いがあるのかわかりませんが、そういうこ

とによって先ほど高校生までの医療費を補助金を出そうとかいうそういう話も出ました。子育て環境の整備をすることによって、例えば、そんなら苓北町に移って、苓北町で勤務してみようかという、そういうことは考えられませんか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 考えられる人もいらっしゃるかと思います。今、現在の方たちの就職なさっている方たち、やっぱり金額よりもやっぱり自分の生活をどう謳歌していくのかという、子どもも含めてですね、その考え方のほうが強いと思いますので、そういうことも併せて進めればなおいいのかなと思います。ただ、そういった面で何を欲しておられるのかと。これも先ほど答弁の中で一つのことをやったからということで解決できる問題ではないわけですが、とにかくそういうことと併せて、ここに中学生の方が来ておられますが、日本のやはり制度設計がですね、みんな年代ごとの仕送り制度になっております。年金もやはり働く世代がしっかり年金保険料を納めて、そして今まで頑張って年金の取得を得られた方たちに仕送りをする。そういう制度であります。これは健康保険もあんまり変わらないような状況でありますので、そういう年代ごとがしっかりそれぞれの役割を果たすことの中で、この日本の福祉社会は成り立っているのということもやはり皆さん方に深く認識して、これをやらないと自分たちの番には回ってこないんだということを、やっぱりしっかり認識する必要があると。そのためにはやはり小学生、中学生から生活、そしてお金の生活費のことまで、やはりある程度子どもたちにもしっかり学ばせたほうがいいのかなと。これは私の私見でありますけれども、そのような気がいたしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 町内に住宅用の造成地が完売はされていませんが、いくつかあります。このときに現在購入してそこに家を建てておられる方とは宅地の売買にあたっての契約の中で付帯条件がついていたのではないかというふうに思いますが、その条件はどのような条件だったのでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今、手元にはその件でございませんけども、一つ覚えておりますのは転売禁止ということですね、転売禁止ということのみで、只今、答弁はそれだけさせていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 購入したら何年か以内に家を建てなければならないと。そういう話はありませんでしたか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 済みません。その条項も入っていたと思います。以上

です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） その条項に違反と言いますか、それを守っておられない方はおられないのでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 只今、違反者は報告はございません。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） それは私のほうでも又調べさせていただきます。

それから人口減少が進んでおります。まさに消滅可能自治体という言葉が絵空事でなくなってきたというふうな気がします。首をじわじわ絞めつけられ息が止まるまでじっとしているということではなくてですね、行政組織の中に人口減少対策として人口増加のため、より多様性をもって具体的な計画と行動を起こせるプロジェクトチーム、町長直轄のチームでもそこら辺は決裁上はお任せしますが、そういうプロジェクトチームを立ち上げる考えはないのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） まず、全国のいわゆる消滅都市候補はもう大半がそういう消滅都市候補でありますし、国も又、そういう方向に仕向けてます。いわゆるスマートシティをつくれと。みんな便利のよか駅周辺に集まれとか。ここは駅はありませんが、例えば便利なところに山の上から降りてきてくれとかね。そういう国土を破壊するようなことを国が指導してるわけでありまして、やはり国土をしっかりと守るということはそこに人が住んでいなきゃできないこと。この前もなんかありましたね、北海道から。誰かが離島のなんかに住んどったと。それを把握できなかったと。もしかしたら外国から来た人たちだったかもしれないという。結局は捕まらなかったのかな。そういう案件がありましたけれど、やっぱり国土保全ということから考えても、従来住んでいたところに人を住ませるような国の政策が必要ではないかと。ただ消滅都市って我々を脅かすようなことを勝手に発言をして、それよりもむしろ今の地域がですね、なくならないようにどうしていくのかということを考えていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確かに町長の発言の中にあつたようにですね、消滅自治体なんという言葉はですね、あれは発言したのは国ではなかったわけですが、そういう団体がそういう言葉を出したときは、国はやっぱりそのことを取り消させるような行動をすべきだというふうに思います。

それから児童生徒の教育環境の点検についてですけども、先ほど回答の中で荷物を軽くする取り組みをやっているということでした。これは直接今質問した部分では関係あ

りませんが、この前の会議の中で、新生活運動の取り組みを公民館審議会でお尋ねしました。そのときも教育委員会は文書だけでそういう運動をしていくんですかとお尋ねしましたけども、まさに子どもたちのランドセルの荷物を軽くする、児童のランドセルの荷物を軽くする取り組みをしているということですが、これも文書つくって、それを配っただけでの取り組みになっているのか。それとも具体的になんかの取り組みがあっているのか。お尋ねします。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 荷物につきましてはですね、絵の具とか習字のセットとかですね、リコーダーとかその辺につきましては、常時ですね、持ってこなくてもいいものについての楽器類につきましては、学校のほうにですね、置いて帰ってもいいということとなっております。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 置いて帰っていいというような取り組みなのか。それとも置いて家に持ち帰ってはならないということなのか。そこら辺でだいぶ違うんじゃないですか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 今の件につきましては置いて帰ってもいいよと。それから水筒の件についてもちょっと触れますけども、持ってきてもいいよと。持ってきてなさい、持ち帰りなさいということではできません。と言いますのは、家に帰って特に絵が好きな子どもは絵を描きたいというのがあると思いますので、そこら辺は学校としてもこれまでずっとですね、子どもたちの判断に任せるという形での取り組みになっております。現状としましては、先ほど課長のほうが申し上げましたけども、絵の具とか習字の道具とかですね、学校に置いても差し支えないものはいつでも置いて帰っていいよという話で進めていっております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 子どもの自主性に任せるというようなことですが、非常にあいまいな取り組みだろうというふうに思います。具体的に腰を痛めるとかですね、そういうものは新聞報道になっています。体重の何パーセントか以上なれば、特に新一年生あたりは腰を痛めるんだということが新聞報道されていますが、やっぱそういうことから考えるとですね、やっぱ小さい子どもたちの自主性というよりも、熟知されている教員、活動を熟知されている教育長は、もちろん保護者との話も必要になってこようかというふうに思いますが、子どもたちの体を考えた場合には、それはやっぱり新一年生の自主性とか何とかじゃなくて、例えば2年生、3年生までは学校と保護者の中でそういう取り決めをします。例えば、家で宿題をしたいときには、それはやっぱどういう宿題

なのかわかりませんが、各家庭で用具は準備してくださいというふうなことは言えません。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 今回の件につきましては、それはもうそれぞれの子どもさんの特性もありますし、ご家庭の考え方もありますので、担任もしくは学校の考え方として、子どもたちの自由裁量の面に入るんじゃないかなというふうに考えております。おっしゃいましたように、何パーセントかになるとちょっとですね、子どもたちの成長に阻害があるんじゃないかっていう新聞記事も確かに報道されておりました。そこら辺は無理のないように各学校で配慮をしているものというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは9月6日の新聞報道ですが、文科省は、昨日ですね、児童生徒の通学時の持ち物を減らす配慮を求める通知を全国の教育委員会に送ったということです。こんなかによれば、ランドセルメーカーの小学生の調査では、ランドセルを含めて重いときは6キロを背負うということになるそうですよ。この6キロという重さが繰り返しになりますけども、小さい子どもたちの例えば腰に影響を与える。そういうことは、長く教育現場におられた教育長としては感じ取られませんか。

○議長（山本政人君） 教育長。

○教育長（濱崎敏和君） 確かに重たいというふうに思います。新聞記事とも関連しますけれども、教科書の紙の質がよくなりました。非常に重たいです。教科書1冊にしてもですね。それが4時間授業、又、高学年になりますと6時間授業になります。そのものでさえも重たいということで、置いて帰っていいよというそこら辺の指示については各教室、それからその日によって変わってくるんじゃないかなというふうに思っております。今のデータによりますと、ちょっと重さのほうが変わりますけれども、新聞記事のほう、それから先ほど町長のほうが申しあげました9.5キロ、又9.7キロというふうないろんなデータが出ております。少しでも子どもたちの負担が軽くなるようにですね、これからは学校のほうには呼び掛けていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 学校現場でですね、日々児童生徒と接しておられる教員の皆さんはやはりまず子どもたちの、児童生徒の健康保護を最重要視すべきだろうというふうに思います。

それから4番目の公共施設の維持管理の見込みの中で、道路の維持管理については、重機を購入して維持管理に努めるというふうな話もされておりましたが、その経過はど

うなりましたか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 重機購入を検討するということであったと思いますが、只今ですね、ショベルカーのリースを行って整備に努めている最中でございます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） リースというと運転者は誰なんですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 運転者は長期雇用されている臨時職員の方でございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） もうちょっとお尋ねしたいわけですが、一つの例としてですね、先のクリーン作戦の中で志岐山区ではですね、町道志岐山線の歩道ですが、農工用トラクターを使ってですね、路側を整備されておりました。

非常によくできててですね、できていたというふうに思います。この小型トラクターは今、全町で555台あるそうですが、そういうものをですね、JAあたりとも相談をされて、何とかかんとか組合あたりともですね、相談されて、そういう契約、タダでということではできませんので、そういう契約をされて、日常的に維持管理に努められてはいかがでしょうか。町長に坂瀬川の木場の町道とかですね、木場から岳に向かう町道とか、あるいは都呂々の木場の町道、ずっと汐崎課長は町長と一緒に現場回ってもらえればわかると思いますが、本当これが町道かと、おれは苓北町議員じゃなかばいというふうな言い方をせざるを得ないように荒れています。先ほど町長も言いましたように、イノシシも非常に加勢しています。道路を壊すのに加勢しているような状況ですので、ぜひ一回現場を見てほしいと思います。

それから、町道の道路パトロールを行っているということでしたけども、どのような周期でパトロールされているのか。それからどういう問題が出てきたのかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 道路パトロールにつきましては、現場赴いた折にですね、その都度周辺を回って、遠回りになりますけども、一応パトロールしております。強風が吹いたときとかにはですね、倒木等も見つかったりして処理をしております。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 公費を使ったパトロールですので、それに関わる記録は残って

いますか。どうぞ。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 職務日誌にそれぞれ出向いた現場の職員、場所等を記載しております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 前の議会の折に、町道は人間に例えれば血管だということでお尋ねをし、町もそのことを認めておられます。であればですね、やっぱ日誌にメモするんじゃないくて、やっぱりピシッとした道路パトロール日誌的なものをつくって、どこの写真を貼りながらですね、そういうもので整理すべきだろうというふうに思います。

それから道路の機能上の課題がいくつかあります。まず一つには、一級町道木場線は坂瀬川の中心部と木場集落の重要な連絡道路だろうというふうに思いますが、先の集中豪雨で全面通行止めになりました。その迂回路として、町道八ツ手線を通して木場の集落に行かれたわけですが、これは現況図の記載ミスなのかどうか分かりませんが、この八ツ手線は途中までしか行っとらんですね、地図上は。現地はその八ツ手線の終点から坂瀬川の集落まで道があります。これは例えば災害時の迂回路として今後も活用していくということであれば、この道路の所有者が誰なのか。そういうものを調べて、ピシッと町道に認定すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 確かに町道八ツ手線は起点から521.7mでございまして、それから終点から坂瀬川の木場集落までは町道に認定してございません。町道認定にはですね、いくつかの基準がございまして、又、道路用地のですね、無償提供等もですね、していただかなければなりません。今後ですね、住民の皆さんのご意向をですね、お聞きしながら認定基準に該当するのか等、検討させていただきたいと思えます。以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今の課長の発言の中で認定するのかどうかということですが、幅員が2.7m、延長が現道が522、地図上からすれば1,000mぐらいになりますよね。現況も今の八ツ手線の現況よりも、その山に入ったほうが広い、幅員はですね、ちょうど木場の集落から30mぐらいはちょっと狭いという気もしますが、それ以外はですね、広い道路ですよ。やっぱみなが調和しながらということと言わざるを得ないということは理解しますが、いつ又道路、その迂回路を使わなければならないということになるかもしれませんので、早急に取り組んでほしいというふうに思います。

それから町民の環境の保全、福祉の充実、健康の保持という立場から、これに使用する公共施設の整備は執行上、避けて通れない要件だと思いますが、全ての施設に費用対

効果を求めるということではですね、期待するべきではないというふうに思いますが、今後の少子高齢化が進む中で、子どもや孫等、後世、いわゆるのちの世代に維持管理費等のつけを残すべきではないというふうに考えますが、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 町民の方に使用していただく施設につきましては、ある程度公費の支出は負担をしていかなければならないと思っております。そういった点ではですね、先ほど町長答弁もございましたが、個別の施設の見直しで、維持費、管理計画を詳しく、今後整備する予定でありますので、その中で費用対効果も考慮しながら計画をつくってまいりたいと思います。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そのためには建設時にですね、やっぱ立ち上がってからどうこうということではなくて、建設のときには十分な配慮をすべきだというふうに思います。

それから産業の振興の中で、第2期富岡志岐地区整備事業、都市再生計画で、景観を確保するために、電柱の移設工事業が施工されました。しかし、未だに鉄柱が電柱ではありません。ただ、鉄柱が立っているだけです。鉄柱が1本立ったままです。これはそのまま記念として残すのか、お尋ねをします。

それからですね、せっかく富岡城の歴史は大事だということで、町長の考えがありますが、この百間土手の堀川ですね、池川、海岸べたと池川、非常に雑草が茂っている。あれも桜並木程度は残すようにしても、それ以外は伐採してしまってすっきりさせたほうがいいのではないかというふうに思います。以前、富岡城の雑木も古いのは古い。貴重な雑木かもしれないけど、伐採したらどうかということでしたけど、あれは国の許可がいるということでしたけども、百間土手もやはり国の許可が必要な範囲になるんじゃないか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先ほど電柱って言いますか、支柱の件ですけども、昨日ですね、ちょっと写真だけでちょっと確認をさせてもらいましたけども、以前ですね、消防団の出初め式をですね、各地区で行っておりました。その折にですね、放水競技を富岡地区で行っていた折に、その放水競技用の支柱として立てたものではないかなと思っておりますので、当時の担当者に確認の上で、もし消防の部分であれば、速やかに撤去をしてまいりたいと思っております。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） ちょっと把握ができておりませんけども、もしそういうものであれば撤去をしてまいりますし、雑草につきましても、きちんと処理をしてまいり

たいと思います。

○議長（山本政人君） これで、浜口雅英君の一般質問を終わります。

次に、通告9番、松本良人君。

○1番（松本良人君） 通告9番、1番議員、松本良人でございます。

近年、異常気象ともいわれている中で、今年になってからも日本列島各地で猛暑の次は台風や前線に伴う大雨、ゲリラ豪雨による土砂災害、洪水による被害が相次ぎ、8月下旬、9月になっても秋雨前線による被害が東北、北陸から関東地方を襲っております。台風21号は4日、四国、関西を直撃し、死者11名、負傷者275名と大きな被害をもたらしました。又、昨日の早朝、北海道に地震が発生し、膨大な被害が出ております。ここ苓北町においては、運よく大雨、台風、地震による大きな被害は現在ありませんが、しかし、いつ襲ってくるかわからない台風や大雨による土砂災害、洪水、河川の氾濫には万全な対策が必要でございます。

このような近況の中で、次の点について伺いをいたします。

まず第1番目に、町河川小路川スリットダム、これは流木捕捉工とも言いますかね、について質問をいたします。先の大雨のとき、町河川小路川の沖田橋の橋桁に流木が引っかかり、近隣の土地が水没し、家屋や農地に膨大な被害をもたらしました。このことにより、昨年スリットダムが流れてきた竹木等を食い止めるために建設されましたが、このダムは流れ木を下流に流さないように、河川の中に鉄柱により流木竹の浮きのために施設が設置されたものですが、この大雨により、このスリットダムに流れてきた竹木が引っかかった場合、河川の水はせき止められた形となり、兩岸が低いと河川は氾濫します。

今回、建設されているスリットダムの設置場所について、不安をっておる者でございますが、どのような経緯で選定されたかお尋ねします。この件につきましては、予算審議の中においても質問をさせていただきました。

続きまして、2番目です。町道松原線と松原川接点の止水対策についてお尋ねします。町道松原線終点部と松原川と接する箇所に、幅約5m河川護岸が低いところがあり、河川が増水すると背後の家屋はもとより、松原地区をはじめ周辺一帯多大な被害が及ぶ恐れがあります。

現在、数個の土のうが置かれ対応されておるようですが、町道松原線の路面高と護岸の天端までの高さが約1m四、五十cmあり、土のうでの対応は無理ではないかと思われます。又、ここは海水も入ってくる可能性があり、大雨による河川が増水と満潮時は海水との合流により台風時にはかなり危険であるとも思われますが、いつ発生するかわからない台風や豪雨、一日も早い対策が必要です。対応をお尋ねをします。

続きまして、3番目、林道の苓北天草線災害復旧工事の施工に伴う都呂々川河川対策

についてお尋ねをします。先の臨時議会により、約１億７，０００万円の予算が提案され了承をされました。山全体が大きな地滑りにより、苓北天草線が大きく被災をしているため、復旧を行うこととなりますが、施工方法の説明によりますと、この工事で発生する大量の土砂が全面に位置する谷間に埋められるということでございますが、この林道苓北天草線災害復旧工事の施工に伴い、都呂々川の河川に流入する雨水の形態は変化すると思われます。近年の異常気象による雨の降り方は、これまでに経験したことのない豪雨が予想されます。災害箇所は都呂々川との合流はかなり急な河川となっており、増水すると一気に都呂々川に流れ込むこととなります。県道都呂々宮地岳線にかかる涼松橋の上流、下流部の護岸は、これまでに災害により発生したとみられる被災箇所が点在し、そのままの状態となっております。本流の都呂々川の現状において、今後どのように考えておられるか。お尋ねをします。

続きまして、４番目。国道３８９号線、これは竹の迫から年柄周辺でございますけれども、崩壊に伴う対策について。国道３８９号線については、これまで法面や山肌の崩壊により、度々通行止め等により通行に支障を及ぼしてきました。迂回路の町道狸川内線、年柄線も同時に災害が発生するため、志岐都呂々間通行ができない。唯一、町道濁渕線がありますが、一部未舗装のところもあり、この町道濁渕線につきましては、これまでにこの重要性を訴えてきましたけれども、全く手が付けられなかったのが現状でございます。そのため普通乗用車等のスムーズな通行はできない状態です。数年前には、都呂々年柄間、都呂々下田間、３８９号線が同時に被災し、又、本渡間も通行できない状態で、都呂々地区が孤立状態になった経緯があります。このような中、現状をどのように考えておられるか。お尋ねをします。

又、過去の年度別国道３８９号線崩壊の状況、交通規制について併せてお尋ねをします。

続きまして、５番目でございます。富岡海域公園の現状と今後について。富岡四季咲岬を中心に海中公園として指定を受け、関連施設として遊歩道の整備や駐車場、広場の整備をはじめ、ハマユウ、ハマジンチョウ、椿等の植栽や管理がなされ、観光の一端としてその役を担ってきました。現在は呼び名が変更され、富岡海域公園となっているようですが、しかし、富岡半島、北部や西部一帯、駐車場、遊歩道は一部を除いてほとんど手入れがされず、放置されている状態でございます。まして、当時の面影はありません。

近年、つくられた観光もさることながら、自然を求めた観光客が増加の傾向にあると言われますが、現状と今後の対応についてお尋ねをします。

以上、質問いたします。回答次第では自席において一問一答方式により再質問をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） 只今の松本議員のご質問に答えさせていただきます。

町河川小路川の流木捕捉工の設置場所の選定経緯についてでございますが、平成27年6月の豪雨で、橋脚に流木等が引っかかり、人家等の浸水被害が発生いたしました。その解消対策として、砂防ダムの設置、国道及び町道のボックスカルバート橋の改修等につきまして検討をいたしました。その結果、流木捕捉工の設置に至ったわけでございます。設置場所につきましては、河川断面等の検討結果をもとに、山腹斜面区間や土石流区間でない箇所を検討し、さらに補足した流木等の除去運搬作業に適している箇所として、当該箇所を選定いたしました。

次に、町道松原線と松原川接点の止水対策についてでございますが、ご指摘の箇所につきましては、河川管理者である熊本県に改修の要望を行ってきております。熊本県からは開口部をコンクリート擁壁で塞ぐことは可能との回答を得ておりましたが、川へ降りるための階段が設置されており、今後も階段を利用されるのかどうかや、大雨時には町道富貴迫線からの雨水が県道を越えて流入することがあることから、地元住民の方々の意向を確認の上、改修方法については検討させていただきたいとの県のお考えがあるようでございますので、そのことも考慮しながらですね、まず、地元のご意見も聞かれた上で、解決方法を県がとっていくということでございます。

次に、林道の災害復旧工事の施工に伴う都呂々川河川対策についてのご質問でありました。森林基幹道苓北天草線の地滑り災害につきましては、復旧工事を先月8月24日に発注をいたしました。今、議会で請負契約の締結について、議会のご承認の提案をいたすところでございます。議員のおっしゃる「復旧工事に伴い、河川の流入する雨水の形態は変化する」とのご指摘がございました。工事により流入する雨水の集水面積や流量の変化はないと思われませんが、工事後は林道の法面が大きくなり、排土後の平坦地もできます。又、残土処理する土捨場も、山林内の溪流の状態から迫を埋め立てる形状に変わります。

このため復旧工事においては、法面には必要な保護工事を施工し、土捨場には排水対策を施工いたします。又、豪雨時の特に洗掘防止のための流末処理対策のための単独工事費を今議会の補正予算で計上させていただいているところでございます。

又、一時的にせよ平坦地や土捨場の表面は、草や木がなく緑化していない状況となります。この時期に議員がおっしゃった異常気象による豪雨での影響が懸念されますので、工事完了後も慎重な監視が必要であると考えております。

工事箇所の雨水は、林道に接する溪流を経て本流の都呂々川に至りますので、この区間にさらに保全のための治山施設が必要かどうか、県の関係課に相談してまいりたいと考えているところでございます。又、本流の都呂々川は砂防河川でございますので、河

川についても同様に関係機関に対策の確認を行ってまいりたいと思っているところでございます。

次に、国道３８９号崩壊に伴う対策についてであります。国道３８９号の防災対策につきましては、管理者である熊本県に対して、抜本的な対策を度々要望してまいりました。なかなか実行されませんでした。今回はまず調査をしてみると。全面的な調査を４，０００万ほどかけられて入念に調査をなさったわけであります。県によりますと、国道３８９号の防災対策事業として、危険度判定をもとに優先順位をつけて、順次防災工事を実施していくということで、平成３０年度は萱の木工区について発注予定であるということでした。

町といたしましても、国道３８９号の安全な通行の確保のために今後とも県及び国に対しまして、予算確保と早急なる事業完了をお願いしてまいります。

又、国道３８９号被災時の迂回路確保の方策として、町道年柄１号線につきまして、社会資本整備総合交付金事業により平成２６年度から落石防護柵設置工事を実施しております。

又、過去の年度別の国道３８９号崩壊の状況及び交通規制についてですが、平成２６年度に法面崩壊が２ヶ所で全面通行止めと片側通行止めがございました。平成２７年度には法面崩壊が２ヶ所で全面通行止めと片側通行止めがございました。平成２８年度に落石による全面通行止め、平成２９年度に法面崩壊による片側通行止めが発生しております。なお、本年度は今までのところ発生はしていません。

次に、富岡海域公園の現状と今後の対応についてのお尋ねでございますが、まず海域公園とは、国立公園又は国定公園内の区域にあり、優れた海中景観を保護するために公園計画に基づいて設けられた区域で、海域内に設けられた地区のことです。従来の名称は海中公園でありましたが、平成２２年４月の改正自然公園法の施行により変更されたものでございます。

富岡海域公園につきましては、昭和３１年に天草地区が雲仙国立公園に編入され、雲仙天草国立公園と改称されました。その後、昭和４５年に自然公園法が改正され、海中公園の設置が規定され、このとき雲仙天草国立公園区域にある牛深海中公園、富岡海中公園、天草海中公園が日本で初めて海中公園に指定されており、富岡半島の西側に２ヶ所がございます。

海域公園は先ほど述べましたように、国立公園又は国定公園の海域の景観を保護し、維持することが目的であり、指定された地域では開発に制約がかかっております。例えば、工作物の新增築、鉱物の採掘、土砂の採取、海面の埋立て・干拓、海底の形状の変更、環境大臣が指定した熱帯魚、サンゴなどの捕獲、損傷、殺傷等を行う際には、環境大臣の許可を得なければならないとなっております。

又、海域公園２ヶ所に挟まれた区域は、農林水産大臣が指定した保護水面となっており、サザエ及び水産植物を採捕することができない禁漁区域となっております。

以上のようなことから、富岡海域公園につきましては、今後も県、町、漁協等の関係機関が協力して保護をしております。

なお、陸域につきましては、園地事業として熊本県の事業により、四季咲岬公園や遊歩道の整備等がなされており、現在、町が県有公園施設管理委託金を受けて管理を行っているところでございます。又、県自然公園美化清掃協会天草西海岸支部の清掃活動も行っておりますので、陸域につきましても同様に適正な管理に努めてまいります。

以上、松本議員のご質問に答えさせていただきました。

○議長（山本政人君） 松本君。

○１番（松本良人君） １番のスリットダム関係でございますけれども、これ私が一番懸念するのは、そこに引っかかった分が断面が少なくなりますので、引っかかったところからオーバーして水が兩岸に流れ込むと。災害を及ぼすんじゃないかということをお聞きしたんですよ。ちょっと回答がおかしいようですが、上下流における河川の断面は測定されましたか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 上下流による河川断面は測定されましたかというご質問でございますけれども、当然、断面は調査しまして、この場所に決定しております。それと決定のですね、要件で、この上下流でですね、上流と下流でより過少断面がですね、ここだけポケット状になっております。５０ｃｍぐらいですね、５ｍに関して。そこでちょうど受け皿のようになっていますので、しかも岩着、岩が出ておりますので、そういうことでこの場所に決定した次第でございます。以上です。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○１番（松本良人君） 断面は測られましたかということは、私、今のスリットダムの鉄柱を二本植えてありますけれども、その上が当然、上下流の断面と同じでなからんば、そこに全て弾力とか木材が引っかかった場合は、水が通らんわけですから、そりゃオーバーしますよということなんですよ。そして、それをオーバーした場合、当然、下流の両側に氾濫すると。その氾濫する、いった先は元中学校の今避難所になっている土地とかあるいはそれをオーバーしたならば、そこら辺一帯の家屋に流れ込むと。そこら辺は考えてはおられますかと。一番大事なことなんですよ。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 説明不足でございました。一応、余裕高をですね、６０ｃｍとっておりますので流木等が引っかかっても、その６０ｃｍで水は流れていくという設計になっております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 高さが60cmですよ、下は1m五、六十ありますね。スリットダムの高さが。それから流れて引っかかった場合は60cmぐらいでもてますか。もたんですよ。両脇はいっぱい、河川の断面はそれ以上にいっぱいってあるわけですよ。そして、あそこの川は田んぼにも、前回のときの流れてオーバーして水路あたりはあらわれたというような形跡が現に残っております。それで、あそこにスリットダムを置いた理由を教えてください。例えば、兩岸がピシッと十分上から流れてきた水量はもちますよと。

もう一つ、今苓北町に1ヶ所ですね、スリットダム、立派につくられたところがございます。そこら辺、見て検討されましたか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 流量計算ですね、計算上、これはですね、十分計画流量は通っていくということで設計をなされております。それと、私が前の課長が苓北ではございませんけども、町山口川のですね、スリットダムを見学に行ったということでございます。以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） わざわざ遠かところまで見学せんやったっちゃ、都呂々の川にばっちりできたところとですよ。なんでそこら辺も知らずにですね、よそしゃが見ればよかということは間違いじゃなかですかね。どなたか知つとらすとおらっですか。職員の方で。その場所。説明してください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 高尾川だと思いますけども、県が砂防ダム、県でスリットダムをですね、つくっておるということを聞いております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私はこの予算が計上されたときに、そこ見に行ったんですよ。立派なやつができておりました。そして、兩岸にも全く影響のないところに。いいです。そういうことでつくられたならば。

もう一点、お尋ねをします。兩岸の農地の所有者とかあるいは地権者、あるいは下流にもしそこをつくった以上は人災と思われませんか。そこをつくったから下流に、今度は逆に災害が起こったということになれば、まさに人災ですよ。その場合の補償契約等はなされておりますか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） その点につきましては契約等は当然しておりませんで、契約はしてないということで思います。以上です。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私は危ないというほうで、町のほうは危なくないというほうです。意見がすれ違うかもしれませんが、もしこの場合でこういったやり取りをした上で、何かの形で災害が発生した場合、やはりそこら辺どういような何ですかね、責任の転嫁ありますか。そこら辺を教えてください。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） やはり町は当然設計をして設置しております。それで、自然災害ということですね、当然護岸等が壊れたら災害復旧は町河川でございますので、そこは町で復旧をいたしたいと思っております。以上です。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 十分そこら辺ですね、これは人災となる恐れがあると思いますのでですね、そういったときの補償関係っちゅうのは十分検討していただきたいなと。時間がございませんので、次に移ります。

松原川と松原線との接点のところでございますが、これは何名かの方がここでいろんな形で要求もなされておりますけれども、全く進展しないそのままの形です。そして言い訳が県にありますよと。県に何かきましたよと。そうした中でですよ、地元とのいろんな話し合いもしてから検討しますというような今のお言葉でございましたけれど、まだ検討されてないんですか。もう前から何名の方が質問されたですよ。私はこのゲリラ豪雨等がございますので、急遽こういった質問に変えたわけですが、こここの松原川と小路川の両方の氾濫した場合は、坂瀬川全体水浸しですよ。重点箇所は。そこら辺どうお考えかお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは県の管理でございますので、県が地元の方との意見交換をしたいということを私はお答えをしたわけでございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私は県の管理だ、国の管理だ、というのはそれはそれなりの一つの理由だと思いますけれども、私たち町民は苓北町におる以上、人命、財産はやっぱり町の責任において守らにゃいかん。そこら辺はしっかりしていかなばいかんとじゃなからうかな。常にずっと今まで県管理、県じゃ県じゃとか言って、いっぱい流れてきましたけども、何年もこのままの状態なんですよ。私はそこは含めてですね、今後は十分に反省していただきたい。町の町民を守るのが我々議会でもあり、執行部でもありですから、ですね。そこら辺、よろしく願いをいたします。

それから、林道の河川対策でございますけれども、ここは昔炭鉱があつて、右岸あたりには特にぼたですね、ぼたが捨てられてあつて地盤が悪いということはご存知だった

ですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 町河川部分の都呂々川に以前、炭山橋ですかね、そこに向けて上の山林からですね、土砂が流出したことがございます。これにつきましては、県営治山ですね、要望して、治山ダムをですね、設置していただきました。やはり山林内にも炭鉱のですね、不安定な土砂があるんじゃないかと認識をしてるところでございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 知っておられるということでございますので、この災害箇所の捨て場ですね、流域面積、それから広い、今度フラットになっですね、土をつけて。そこら辺の面積はどのくらいだったか。

ついでにですね、その運動広場の集水面積を教えてくださいなと思います。というのが、ちょっと又、私、議長から怒られるかもしれませんが、この面積で運動公園には調整池をつくりました。要するに、あその水を寄せて下に流すと危険であるから調整池をつくったわけですね。その面積がどのくらいぐらいあるか、対応を。そして県からの相当な要望があって、県とか国からの指導でつくったということでございますので、そこら辺の経緯も教えてください。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 林道の今回、地滑りの部分の集水面積でございますが、ちょうど市と町の境界にあたるところでございます。山林の部分が2万5,034㎡でございます。土捨て場の部分、埋め立てる部分ですね、7,039㎡でございます。今回、法面の部分ですね、その中に入っております。それが、1,330㎡。林道の付け替え開設するにあたり平地となる部分ですね、平地となる部分が1,853㎡、全て合計いたしまして3万5,256㎡でございます。この部分が集水区域のですね、全面積ということでございます。

もう一つ、運動場の面積がございました。これはですね、2.30haがございします。これに下のほうに調整池が設けられ、それで町管理の小規模な河川がございしますが、その断面を考慮いたしまして、それ以上、断面以上ですね、流れ込まないように調整池を設置した。要するに河川断面が小さいので周囲の農地にあふれ出る可能性があるということで調整池を設けた経緯がございします。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 調整池が下のほうは、麟泉運動公園の場合は断面が足らんから、これをつくれということですね。上はいいんだろかなと思いますけれども、何倍ぐらいあつとですね、上は。いわゆる涼松の場合は、今のその集水面積。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 運動公園に比べて1.52倍でございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私は考えるに、向こうは1.52倍あると。そして急かですよ。流れたとしてもサッと流れますので、いっぺんにその水が川に落ちることになる。私はこの場合は平坦地で流れが緩やかですので、その分は田んぼでもカバーすっとじゃなかろうかなと思うとですね。そこら辺は因果関係はわかりませんが、そういったことで何ですかね。調整池あたりをつくって対応するということでございますが、今の都呂々川は下流が先ほど申しましたとおり相当荒れております。災害あたりがいっぱい出とつとに全然してなか。それが今度、今言いよった水がいっぺんに流れますからね。急か水路なんかに乗ってきますので。それが一度にボーっていった場合は、相当何ですかね、周囲に影響を及ぼす可能性がある。その場合、両岸がおまけにボタ山です。それを巻きこんで下流の人家あたりに土石流が押し寄せる恐れがあつとじゃなかろうかなと思っております。そこら辺調査していただいて、河川改修あたりもですね、考慮に入れるとか。まだ災害なんかでとらるるところがございます。これ砂防河川ですので、砂防でとるか河川でとるか、これどっちでもいいと思いますが、そこら辺をですね、十分考慮していただいて、砂防やけん県とか、県に押し付くつとか、そういった言い訳じゃなくて、先ほども松原川で申しましたが、町民を守ることです、前向きに常に検討していただきたい。常に逃げる立場じゃなくて追うほうでやっていただきたい、そう思っております。

それでは続きまして、389号の崩壊でございますけれども、2年前にはですね、都呂々下田間国道389号も同時に崩壊して、全く都呂々が孤立状態になったと。この間、救急車も通れないという状態でございます。せめてですね、やっぱり救急車ぐらい通れるような迂回路が必要じゃなかろうかなと思います。それで私はずっと濁渕線は事故がないからどうかしてくださいということをお願いしてきましたけれども、この前、去年だったか一昨年、20mぐらいのコンクリートをせんちゃよかところにしていただいた。土盤のピシャッとしとるところに。一番肝心なところにしてないということだったので、そこら辺お尋ねします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 濁渕線につきましては、私が当時おったときに舗装をしていきよりしましたが、途中で止まるとということで、十分あそこは往復行き来をしましたのでわかっておりますけども、迂回路ということで只今ですね、まずは町道年柄1号線の落石防護柵設置工事をずっと順次やらせていただいております。しかしですね、議員ご指摘のとおり、一番可能性があるということであればですね、今後です

ね、狸川内線ですけれども一番近い迂回路ということで、それを合わせましてですね、いわゆる検討をですね、調査検討をさせていただきたいと考えております。以上です。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） あればということでございますけれども、私は早くしなければならぬと思いますけれども、そこら辺お願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） とにかくずっと方策は町としてはできる方策はですね、年柄1号線ですけれども、していております。今一度検討の機会をいただきたいと思っております。なるべく早急に検討させていただきます。以上です。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 先ほどですね、教えていただいた災害、ほとんど毎年2回か3回ありますね。これは毎年崩壊があつてですね、国道に土石が流れ落ちる危険な状態である中でですよ、今まで偶然に大きな人身事故や車両に大きな被害がなかったということです。毎年あつとつとに。それを何も手立てなくして放っておいたということです。防災対策、安全対策についてお尋ねしますけれども、台風、大雨、津波等発生時は警戒警報や、それから、その他の注意報あたりが常に町内で周知されて避難指示等が出ております。ここ竹の迫、年柄地区、国道389号は度々被災し、一つ間違えれば人命にかかるような大きな土砂崩れも発生しております。当然私は交通規制や勧告はしなければならぬと思いますけれども、交通止めや迂回路の指導、誘導はこれまでなされたか。これは安全の意味で土木とも又違う立場じゃなかろうかと思っておりますけれども。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） こういった災害発生の場合は、国道で言いますと県の土木のほうの担当でございますので、土木のほうの担当が警察と打ち合わせをされて、全面通行止め、あるいは片側通行止め等の対策をとられております。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私は起きたあとに片側通行とか全面通行止めせろって言うんじゃないですか。雨が降る前にとめたい。今日危なからとまったほうがよくなかいと。うっちゃけてから間に合わんとですよ。そんなめでしょう、早く避難しなさい。地震がきますので、津波がきますので早く避難しなさい。豪雨が起きます。崖崩れの恐れがありますので避難しなさいということでしょう。もう一回お願いします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 当然大きな災害が発生する恐れがある場合、これが確実に見込まれる場合には、早めの対策が必要かと思えます。そういった中では、今後でもですね、先だって起こったような大雨、それから地震、こういった災害がいつ何時起きるか

わかりませんので、県のほうとも十分協議をしながらそういう対策についても今後検討してまいりたいと思います。以上でございます。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 先ほど土木管理課長から毎年1回から2回、毎年定期的に災害が出とつとですよ。阿蘇では大学生が一人巻き添えになってから事故に遭いましたけれども、あの頑丈なところで偶然にも一回崩れたところにたまたま行き合わせて亡くされたんですよ。あそこは毎年崩れよつところですよ。それに交通止めの規制とか何かを又検討します云々ちゅうのは本当にそれでよいかと思います。これは人命に関することでございますので、町は十分考えていただきたい。

それから最後に、海中公園の件ですけれども、この海中公園は今はですね、自然型の要するに観光あたりが自然を親しむ観光あたりが相当なんですかね、脚光を浴びております。ここの草刈り等の経費に対してどのくらいぐらい予算使われますか。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 今のご質問ですけれども、観光施設維持管理費ということで毎年臨時雇いの賃金を予算化をしております。近年3年間の決算額についてご報告をいたします。平成27年度の決算で217万7,900円、平成28年が202万円、平成29年が232万5,000円、3カ年で652万2,900円ということで、町内の観光施設の草刈り等につきましては、商工観光課のほうで約20ヶ所の草刈りを行っております。そのうち富岡半島部分が13ヶ所ということで、箇所にしますと65パーセントの割合となっております。それとあと今のは町のほうの予算ですけれども、それとは別に熊本県自然公園美化清掃協会の天草西海岸支部ということで、苓北町長が支部長になっております。これにつきましては、一応、海中公園の、今は海域公園となっておりますが、もっております天草市、それと苓北町が一応会員ということで、国・県、それと町・市、それと苓北町と旧牛深市の観光協会のほうで予算を出して、その分で管理している部分もございます。清掃協会のほうの清掃作業にかかっております決算が3年間で175万1,500円、使いましてって言いますか、そちらのほうを利用しまして富岡半島区域の清掃を行っているところです。以上です。

○議長（山本政人君） はい、松本君。

○1番（松本良人君） 私は富岡半島でも、要するにあそこのキャンプ場周辺についてはかなり金はかけておられると思いますけれども、宇瀬海岸とかなんかあそこら辺についてはですね、ガードレール自体が危ない状態なんですよ。そういったこと全体的なこと見てですね、ぜひ金のかけ方もですね、あまり町の施設が素朴に見えんごて、手入れしてなかというような感じで見られんごたやっぱ状況をつくっていただければいかんのじゃなかろうかなと思います。

それから、これ天草の一施設ですね、例えば海の家でしょうかね。インターネット見たんですけども、東シナ海を一望する飾らない雰囲気ゲストハウスが話題を呼んでいるということですね。ここでインターネットの感想の一部を紹介しますと、カヤック、フィッシングのために訪問、ロケーションはすばらしく、海風を受けながら朝海に沈む夕日を眺めながらバーベキューはとても贅沢な時間です。それから、別の方。何もかもが最高。行って後悔なし。又、早く行きたいです。お世話になりましたって。このほかにいっぱいメールがもうオーケーと、よかったというメールがいっぱい入ってとつとですね。担当の方はご存知だと思いますけれども、自然を活用した金のかからない人集めの手段はアイデアはいろいろとあります。金のかからない一つ事業を展開していただきたい。そう思います。

終わりになります。花の建設、涙の保全、これは先ほど何名かの質問の中にもありましたけれども、これは公共工事に言われる言葉だと思います。ぜひですね、花の建設が誰がいつ行うか。涙の保全が誰が行わなければならないか。慎重に考えなければならないと思います。しかし、人命財産を守るための事業は、花の建設とは言えない違う分野もあると思いますが、限られた財源を有効に使っていただきますように町はもとより押し付け合わない国・県にも大きく呼び掛けていただき、住みよい苓北町をつくっていただきたい。お願いします。

終わります。

○議長（山本政人君） はい。これで、松本良人君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

なお、週明け月曜日は午前9時30分から本会議を開きます。

どなた様も大変お疲れ様でした。

—————○—————

散会 午後4時31分

平成 3 0 年 9 月 1 0 日 (月)

(第 2 日 目)

平成30年第21回苓北町議会定例会会議録（第2日目）

平成30年第21回苓北町議会定例会は、平成30年9月10日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時35分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員（なし）

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------|---|
| 日程第 1 | 報告第 4 号 | 例月現金出納検査の結果報告について（平成 29 年度 5 月分・30 年度 5 月分・6 月分、7 月分） |
| 日程第 2 | 報告第 5 号 | 所管事務の調査結果報告について |
| 日程第 3 | 議案第 43 号 | 苓北町税条例等の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 44 号 | 苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について |
| 日程第 5 | 議案第 45 号 | 平成 30 年度苓北町一般会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 6 | 議案第 46 号 | 平成 30 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 7 | 議案第 47 号 | 平成 30 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 8 | 議案第 48 号 | 平成 30 年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 9 | 議案第 49 号 | 平成 30 年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 10 | 議案第 50 号 | 平成 30 年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 11 | 議案第 51 号 | 平成 30 年度苓北町水道特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 12 | 議案第 52 号 | 平成 30 年度苓北町下水道特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 13 | 議案第 53 号 | 平成 30 年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 14 | 議案第 54 号 | 平成 30 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 15 | 議案第 55 号 | 平成 30 年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 16 | 議案第 56 号 | 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その 1）〕の締結について |
| 日程第 17 | 議案第 57 号 | 富岡浄化センター更新事業委託協定の締結について |
| 日程第 18 | 議案第 58 号 | 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について |
| 日程第 19 | 同意第 2 号 | 苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について |
| 日程第 20 | 発議第 2 号 | 苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について |

日程第 2 1	認定第 1 号	平成 2 9 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 2	認定第 2 号	平成 2 9 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 3	認定第 3 号	平成 2 9 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 4	認定第 4 号	平成 2 9 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 5	認定第 5 号	平成 2 9 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 6	認定第 6 号	平成 2 9 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 7	認定第 7 号	平成 2 9 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 8	認定第 8 号	平成 2 9 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2 9	認定第 9 号	平成 2 9 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 0	認定第 1 0 号	平成 2 9 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 1	認定第 1 1 号	平成 2 9 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 3 2	報告第 6 号	平成 2 9 年度決算における健全化判断比率等について
日程第 3 3	報告第 7 号	教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

9. 議事の顚末

開会 午前9時35分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今から本会議を開きますが、只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 報告第4号 例月現金出納検査の結果報告について（平成29年度5月分・30年度5月分・6月分、7月分）

○議長（山本政人君） 日程第1、報告第4号、例月現金出納検査の結果報告書、平成29年度5月分・30年度5月分・6月分、7月分が提出されましたので、お手元に配付いたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これで、報告第4号を終わります。

-----○-----

日程第2 報告第5号 所管事務の調査結果報告について

○議長（山本政人君） 次に、日程第2、報告第5号、所管事務の調査結果報告についてを議題とします。

この件につきましては、現地調査についての調査報告書が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。

それでは、委員長に報告を求めます。松野町民福祉常任委員長。

○町民福祉常任委員長（松野重幸君） それでは、去る7月25日、9時30分から12時まで、町民福祉常任委員会視察調査を行いましたので、その報告をいたします。

調査場所は、苓北町志岐 グループホームひまわり、苓北町都呂々 都呂々保育園、苓北町上津深江 養護老人ホーム寿康園。出席委員は松野、高戸、石田、欠席は廣田委員であります。調査の方法は、各施設を訪問し、施設側から説明を受けながら、調査、意見交換を行いました。

それでは、各施設ごとに報告をいたします。まず、1番目のグループホームひまわり、この施設は住所は苓北町に有し、介護認定の要支援2、1、要介護5の認定を受けた認知症の方が少人数で共同生活を送りながら、入浴、食事、排泄といった日常生活の介護や機能訓練などのサービスを受けるもので、家庭的な雰囲気の暮らしを提供される施設であります。利用者定数は9名、現在は9名、認知症になると新たに出会った人、新しい物事等を覚えたり、認識したりするのが難しくなる。そのため、1ユニット5人

から9人の利用者定数となっております。

次に、地域の高齢者により穏やかに安心して生き生きと過ごしていただくために、地域に目指した良質な介護サービスを提供し、老人福祉及び地域活性化の一助となるとされています。

次に、2番目に都呂々保育園であります。保育を必要とする未就学児童を預かり保育する施設、地域に開かれた施設で、家庭や地域社会の変化によって生じる就学児童、老人福祉サービスにも柔軟に対応しておられます。定員は30名、現在は25名です。職員数は11名となっております。都呂々児童クラブ、登録数は24名です。

次に、3番目に養護老人ホーム寿康園、65歳以上の方で在宅生活が困難な状態になると市町村から認められた方が入所する福祉施設です。利用者定数は50名、現在利用者は50名です。日常生活支援として、生活相談、機能訓練、生活支援、健康管理など、また共同生活を通じ、生活上の相談・支援、社会参加の促進など、さまざまな援助もされています。運営方針としましては、人間尊重、この基本的精神をもち、施設や地域の中でその人らしい環境づくりに努め、安心して生活が送れるような支援を行うとされています。

まとめとしましては、いずれの施設においても利用者のニーズに合ったサービス内容であると思われました。また、施設内が明るく、ゆっくりとくつろげる家庭的な雰囲気であり、利用されている方は笑顔で明るく、生き生きと生活されている様子が伺われました。

以上、報告を終わります。

○議長（山本政人君） 説明が終わりましたが、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これで、報告第5号、所管事務の調査結果報告についてを終わります。

—————○—————

日程第3 議案第43号 苓北町税条例等の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） 日程第3、議案第43号、苓北町税条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 議案第43号、苓北町税条例等の一部を改正する条例について。苓北町税条例等の一部を別紙のとおり改正することとする。

平成30年9月7日提出、苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございます。平成30年3月31日に、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）、地方税法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係

政令の整備等に関する政令（平成30年政令第126号）、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号）が、それぞれ公布されたことに伴い、苓北町税条例等の一部を改正する必要があるためでございます。

次のページ、条例本文の1ページ目をお願いします。

苓北町税条例等の一部を改正する条例（案）。

今回は、苓北町税条例（昭和40年苓北町条例第33号）と苓北町税条例等の一部を改正する条例（平成27年苓北町条例第16号）という2つの条例の一部を改正する必要がありましたので、第1条から第5条までが「苓北町税条例」、第6条が「苓北町税条例等の一部を改正する条例」についての改正内容となっています。

今回の主な改正事項は、個人町民税に係る障害者等に対する非課税限度額の所得要件引き上げ、基礎控除額、調整控除額への所得要件創設、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直し、固定資産税の課税標準特例割合を市町村の条例で定める、わがまち特例に関する項の追加、法人町民税に係る大法人の電子申告の義務化などです。その他は、町たばこ税に関するものとなっております。

たばこ税につきましては、平成30年度税制改正において、負担水準について見直すこととなりました。併せて、近年販売量が急速に増加している加熱式たばこについては、税負担が低いことなど、これまで課税の公平性について課題とされていたものについて、その製品特性を踏まえた課税方式へ見直すこととなりました。

引き上げに当たっては、急激な引き上げによる影響等を考慮し、たばこ税の税率については3段階、加熱式たばこの課税方式の見直しについては5段階に分けて、引き上げることとされております。

今回の条例改正においては、この段階毎に施行日が異なりますので、それぞれに施行日を設定するために、条を分けて規定しているものであります。

新旧対照表による条項の説明の前に、今回の主な改正事項であります町たばこ税の改正内容について資料を使って概略ご説明いたしますので、お配りしております資料をご覧くださいと思います。

資料は、A3サイズを1枚、A4サイズを1枚お配りしております。皆さん、ありますでしょうか。まず、A3の資料をご覧ください。

上段にあります最初の枠の中です。①たばこ税の税率を平成30年10月1日から国と地方あわせて1本あたり1円ずつ計3円を段階的に引き上げることとなります。②加熱式たばこについては、製造たばこの区分として新たに創設され、紙巻たばこへの本数の換算方法について、段階的に重量と価格による方法で換算する方式となります。そこで1号、これが従来の方法です。2号、重量による方法、3号、価格による方法、この

3つの換算方法のうち従来の方法の割合を落としていき、新しい換算方式である重量・価格による方法の割合を高めて段階的に移行していくこととなります。

2段目の二つの枠の左側は、税率についてであります。丸で囲んでいるとおり、現在町のたばこ税は、1,000本当たり5,262円ですが、これを平成33年10月1日までに、3段階で6,552円まで引き上げることとなります。

中段から下の資料②地方のたばこ税の見直し全体像をご覧ください。

中段にあります階段状の太線は、一般の紙巻たばこ引き上げを示したものです。太線の上にある税率のうち、手書きの上段が町のたばこ税であります。3段階の町の分の引き上げ幅は430円ずつであります。

太線より下は旧3級品の紙巻たばこを表しています。平成27年苓北町条例第16号で規定した平成31年4月引き上げを、平成31年10月実施に延期するものであります。

A4サイズの資料をご覧くださいと思います。

こちらは、手持品課税についての資料であります。手持品課税の内容については、この資料の上段に、現行制度の概要に記載のとおり、税率引き上げ日前に、旧税率で課税されたたばこの在庫があった場合に、新たな税率との差額分を申告納付していただくものです。今回は、一般紙巻たばこ及び旧3級品あわせて4回の手持品課税を実施することとなっております。ちなみに、この平成30年10月1日の引き上げに係る手持品課税についての説明会が、天草地区は明日9月11日に予定をされております。

今までご説明いたしました分の要点は、たばこ税の税率を5,262円から6,552円に3段階で引き上げる。加熱式たばこの、紙巻たばこの本数への換算方法を段階的に現在の換算方法から重量・価格による方法へ5段階で切り替えていく。平成31年4月に予定されている旧3級品の紙巻たばこの税率引き上げを平成31年10月実施に延期する。税率の引き上げに伴い手持品課税を行う。

以上が、今回の主な改正内容であります。

これから新旧対照表により説明をいたしますので、新旧対照表の1ページをお願いしたいと思います。

対照表の右の欄が改正前、左の欄が改正後で、下線部分が今回改正されたものでございます。

今回の改正での条文の整備、条項等の変更につきましては、説明を省略させていただき、主な改正事項についてご説明いたします。

1ページの23条第1項は条文の整備、第3項は人格のない社団等について電子申告義務化に係る規定を適用しないこととするものであります。24条第1項第2号は障害者、未成年者、寡婦及び寡夫に対する非課税措置の所得要件引き上げに伴う改正であり

ます。

2 ページをお願いします。24 条第 2 項は、控除対象配偶者の定義変更に伴う規定の整備と均等割非課税限度額の引き上げに伴う改正であります。

34 条の 2 と 34 条の 6 は、基礎控除額と調整控除額に所得要件を創設する改正であります。

3 ページをお願いします。36 条の 2 は、年金所得者に係る配偶者特別控除の申告要件の見直しであります。

4 ページをお願いします。48 条第 10 項から第 12 項は、大法人に対する申告書の電子情報処理組織による提出義務について新たに規定されたものであります。

5 ページをお願いします。92 条は法律改正により製造たばこの区分が新たに創設されたものであります。

93 条の 2 は、法規定の新設にあわせて新設されたもので、加熱式たばこの製造たばことみなす規定の新設であります。

6 ページをお願いします。6 ページから 8 ページにかけての 94 条は、たばこ税の課税標準についての規定であります。先ほど資料を使ってご説明しましたとおり、加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法について「重量」と「価格」を紙巻たばこに換算する方式とする（平成 30 年 10 月 1 日から 5 年間かけて段階的に移行していきますけれども）の規定の整備であります。

6 ページの 94 条第 3 項は、加熱式たばこの紙巻たばこへの換算係数の規定でありますので、以後 5 段階に分けて、ここを改正をしていくこととなります。

8 ページをお願いします。95 条は、たばこ税の税率についての規定であります。先ほど資料を使ってご説明しましたとおり、平成 30 年 10 月 1 日から 3 段階で引き上げることとなります。

9 ページをお願いします。附則第 5 条は、個人町民税の所得割非課税限度額が法律改正に伴い引き上げられるものであります。

附則第 10 条の 2 第 14 項は、固定資産税（償却資産）の課税標準に乗ずる割合を市町村の条例で定めることができるわがまち特例に関する条項であります。これは中小企業の設備投資を支援し振興を図る目的で成立した国の生産性向上特別措置法を受け、新たに地方税法附則第 15 条第 47 項が設けられたことによるものであります。

中小企業者が平成 33 年 3 月 31 日までの期間内に、生産性向上特別措置法に規定する、先端設備等導入計画、この計画は、国が策定した導入促進指針に準じて市町村が策定し、国の同意を受けた導入促進基本計画に沿って事業者が策定し、町の認定を受けたものとなります。これに従って取得した先端設備等に該当するものに対する固定資産税の課税標準を、新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度分の固定資産

税に限りゼロとするものであります。

11ページをお願いします。11ページは、第2条による改正分であります。先ほどご説明いたしましたように、施行日毎に条分けをいたしております。

94条は、たばこ税の課税標準で、第3項は、加熱式たばこの換算本数について、従来からの換算方法の割合を0.8から0.6に引き下げ、新たな換算方法の割合を0.2から0.4に引き上げる改正であります。

附則第10条の2第14項は、先ほど9ページでご説明いたしました、わがまち特例分の法附則第15条の項ずれによるものであります。

12ページをお願いします。12ページは、第3条による改正文であります。

94条第3項は、先ほどと同様に従来分を0.6から0.4に、新方法分を0.4から0.6に改正するものであります。

95条は、たばこ税の税率で1,000本につき5,692円から6,122円に引き上げるものであります。

13ページをお願いします。13ページは、第4条による改正文であります。

94条第3項は、先ほどと同様に従来分を0.4から0.2に、新方法分を0.6から0.8に改正するものであります。

95条は、たばこ税の税率で1,000本につき6,122円から6,552円に引き上げるものであります。

14ページをお願いします。14ページは、第5条による改正文であります。

94条第3項で、従来分と新換算方法分の割合を段階的に変えてきておりましたが、この第5条で加熱式たばこの換算方法は、94条第3項第1号で規定する従来分を零にして、同項第2号、第3号で規定する新しい換算方法に改正するものであります。このため、第1号を削り、第2号、第3号をそれぞれ1号ずつ繰り上げ、新しい換算方法だけにするものであります。

15ページをお願いします。15ページは、14ページの第94条第3項が改正されたことによる条項内容の整理であります。

16ページをお願いします。16ページは第6条による改正文であります。

平成27年度改正において講じました旧3級品の紙巻たばこに係る税率の経過措置について、第5条第2項第3号で規定しておりました平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間の税率を平成31年9月30日まで期間を延長して適用するものであります。

17ページをお願いします。17ページは、同じく旧3級品の紙巻たばこの手持品課税における読替規定の期限の改正であります。

恐れ入りますが、条例本文の5ページ、5/10と書いてありますページをお願いし

ます。

附則としまして、第1条で、施行期日を定めております。この条例は、基本的に公布の日から施行するものでございますが、最初に申し上げましたとおり、施行日が条文項目毎に公布日以外にも平成30年10月1日、31年1月1日、4月1日、10月1日、32年4月1日、10月1日、33年1月1日、10月1日、34年10月1日に分かれておりますので、第1号から第9号でそれぞれ規定をしております。

第2条では、町民税に関する経過措置を規定しております。

その後の第3条から第9条につきましては、段階的に施行日が設定されている町たばこ税に関する手持品課税及び町たばこ税に関する経過措置等を規定したものであります。

以上が、苓北町税条例等の一部を改正する条例の内容でございます。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 只今説明が終わりました。

質疑はありますか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） これは縷々説明いただきましたけれども、要はたばこの値上げにつながるということで理解してよろしいのでしょうか。

それから、条例案の4ページの上から5行目に、「14 法附則第15条第4項に規定する条例で定める割合は、零とする。」と、これは漢字の零になっていますけれども、これは条例の案ですよね。今後もこれがOKになれば、この零をずっと条例上は使っていくと、数字のゼロじゃなくてですね。ということになると思いますが、その意味はどういうことなんでしょうか。数字のゼロでは駄目なのか、以上2点をお尋ねします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） まず最初のご質問ですけれども、おっしゃるとおり、たばこを段階的に引き上げるという、そういうことでございます。

2つ目の零というところですが、これにつきましてはこの条例で表記をした内容としては、もう課税をしないというか、ゼロという数字が出てきます。ただ、表記上、条例上こういう形で国のほうからも準則も来ておりましたので、こういう形で条例の中の規定をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） たばこの値上がりにつながるということですが、たばこの値上げは目的は我々国民の健康保持のためなのか、それとも国とか自治体の財源確保のためなのか、どちらなのかお尋ねをいたします。

それから、やっぱり国もそういうことであるならば、漢字のゼロを使うということがあるんですかね。そうすると、ゼロじゃなくて、例えば1から9までも、今後、国のそういう昔言っていた準則は慣用数字を使うということになってくるんでしょうか。そこはまだわからないんですが、一応聞きます。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 一つ、先ほど意味があれしてなかった部分があったかと思いますが、今言われたおりますゼロという規定を使っておるのは、中小企業目的の生産性向上特別措置法に係る分のところについては漢字の零、これは音読みで「レイ」、訓読みで「ゼロ」というみたいですけれども、それは使っております。

値上げの目的ですけれども、高齢化の進展による社会保障関係費の増加等もあり、国・地方で厳しい財政事情にあることを踏まえ、たばこ税の負担水準を見直しこととなったということで、国の税制改正の中でそういうことが決められたようでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） たばこが健康を害するということは、もう身をもって体験しています。ただ、この本税法の改正によって、財源もいくら求めるという、今課長の説明でしたけども、やっぱりそういう状況がありますので、喫煙者の数は減ってくるというふうに思うわけですね。そうした場合に、その値上がり幅と喫煙者の数とプラスマイナスすれば、果たしてこの財源が国が思っているように増えていくのかどうかわかりませんが、もし喫煙者が減っていくということになってくれば、生産者の農業所得の中に何かの影響も与えてくるのじゃないか、それも想定しないといけないというふうに思うわけですが、そのことについて国は何らかの対応、レタス補償とか稲作補償とか、いろいろありますけども、そういうこともやっぱり考えてあるのかどうかお尋ねします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 税込につきましては、今おっしゃられたとおり、単価の値上げはありますけれども、本数は減ってきております、確かに。平成21年度は、荅北町内で本数として1,000万本を超えておりました。平成25年で850万本、平成28年が821万本で、平成29年度は725万本でした。ですから、言われるとおり、本数とすれば減少傾向にありますので、税込として町の分が極端に増えるかどうかというのは、私たちちょっと想定は難しいところがあるかなと思っております。

○議長（山本政人君） 生産者に対する国の対応は、わかる範囲で構いません。わかりますか。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） すみません。こちらのほうでは、ちょっと把握できておりませんので、今はお答えすることができません。申し訳ありません。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） これで質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第43号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第43号、苓北町税条例等の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第4 議案第44号 苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（山本政人君） 次に、日程第4、議案第44号、苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第44号、苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定について。

苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を別紙のとおり廃止することとする。平成30年9月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、平成20年度から本制度の利用者がなく、また本制度の代替措置として苓北町国民健康保険高額療養費委任払実施要綱を制定し、対応することに伴い、苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を廃止する必要があるためでございます。

次のページをお開き願います。

苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を廃する条例案。

「苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例（昭和63年苓北町条例第15号）は、廃止する。」でございます。

補足説明をさせていただきます。提案理由に記載しておりますとおり、平成20年度から利用者がございませんでした。

次に、本制度の代替措置として、苓北町国民健康保険高額療養費委任払実施要綱を制定する予定でございます。委任払実施要綱につきましては、現在のところ、天草市と上

天草市でも制定運用しているところでございます。

内容についてですが、医療機関の窓口でそれぞれの所得区分に応じた限度額分までは、治療を受けた本人に払っていただき、手続きを役場でいたしまして、それ以上の分を町から医療機関に直接支払うものでございます。

それでは、条例案本文に戻っていただきまして、附則、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

錦戸俊春君。

○11番（錦戸俊春君） この廃止することについては、別に異議はありませんけれども、苓北町国民健康保険高額医療費の委任払実施要綱を制定するということですが、これは例えば県内全部の医療機関、県下どこでも掛かるわけですよね、国民であればですね。そうすると、そこにも全部適用になるわけですかね。

それと、この高額医療費の限度額申請をして、限度額適用認定証をいただくと、これを提示するとこの高額医療費というのはこちらのほうで全部処理されるわけですよね。こっちのほうを要するに町民の皆さんとか何かについては徹底して、それぞれがわかるような説明あたりをされて対応されたほうがいいんじゃないかなという気はするんですけども、そこらへんを。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） まず、適用というか、医療機関の件ですけど、現在のところ、町内、天草内を一応契約をして行いたいと考えております。また、その申請者の方が要望がございましたら、その病院とも相談しまして、対応をするようにしたいと考えております。

2件目ですけど、確かに議員おっしゃるとおり、限度額適用認定証という制度もございますので、そのほうを進めることもございますが、万が一、それをしてなくて病院に行かれた場合とかもございますので、一応最後の手段ではございませんが、万が一としてその制度もつくっておいたほうが大丈夫かなと思ひまして、このような制度を制定させていただくようになりました。

以上でございます。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） この限度額申請をして、要するに適用認定証を、こっちをできるだけするようなPRというのをどんどんされて、こっちのほうをできるだけ使うよ

うな形のほうがいいんじゃないと思います。

それとまた、病院に大概掛かると、医療機関のほうからもいろいろ教えてくれるんですよね。そういうような形で、やはり医療機関のほうにもそっちのほうの指導といいますか、教えてやる、そういうふうな形をとられるようなのを病院のほうにもやはり相談されて、徹底していくような方法をとられたほうがいいんじゃないかなという気がしますけれども、そこらへんはどうですか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 確かに、限度額適用認定証のほうを優先的に使わせていただきたいとは考えております。あくまでこの委任払いにつきましては、そういうことで対応できない場合についてということで、その位置づけで考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 現在、この高額医療は月毎の精算制度になっていますよね。これは何でかわからないんですが、これは治療を受けた日から通算した中で対応すべきではないかと思います。例えば、同じ30日、病院に世話になっても、15日にすれば15日分で精算する。だから、ちょっとぎりぎりあなたは駄目よという可能性があるし、次の15日がまた駄目になる。ところが、これは通院して治療完治までということになってくれば30日になりますので、高額医療に対する国・町の制度が活きるというふうに思うわけですが、そこらへんはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 只今のお尋ねの件ですが、国民健康保険法という法律がございまして、その中の施行令というものがまた定められてあります。その第29条の2の中に、同一の月にそれぞれ一つの病院、診療所、薬局と、このように施行令でうたってございまものですから、これに従いまして現在の処理を行っているところでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 法律に基づいて、当然行政は執行されているというふうに十分理解しますが、そのことに対して、加入者ですかね、治療者は行政が言うとおりだからということで、そのまま納得されているのか、それからまた行政自身として、そういう対応の仕方が適切なのかどうか、そこら辺の国が作った法律だからということもあろうかというふうに思いますが、悪い点を変えていく、そして特に今から先、少子高齢化の中で高齢者が増えていくわけですので、そういう高齢者に対する施策として国も考えて

いくべきではないかと。末端自治体はもう国が出したからということで従わざるを得ない部分があると思いますけども、国とすれば高齢化社会の中でそういう矛盾点といますか、十分検証されて、改めるべきは改めていく。そして、弱い、いわゆる弱者層を助けていくといますか、見ていくということとはできないんでしょうか。町長、いかがでしょうか。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） これは多方面からいろいろ考慮しなきゃいけないと思いますが、まず第一に法律で決まっている。この法律の範囲内で我々の行政運営もしていかなければならないわけですので、まずそのことを重きをおいて、その中で不都合なことが出てくるようであれば、これは当然、我々もお願いをしていかなければならないと思いますが、まずやってみるといというのが大事なことじゃないかなと。法律の範囲でお願いします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確かに町長がおっしゃることが実際、行政事務を執行していく上では一番重要なことだろうというふうに思うわけですが、繰り返しになりますが、現在では少子高齢化になっていると。そういう状況の中の一つの矛盾点として、やっぱり我々国保加入者、国民がこぞってその問題点を勉強して、国にその考えを正していってもらいたいというふうに思います。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ほかに質疑がないようで、質疑なしと認めます。

これから討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第44号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第44号、苓北町国民健康保険高額医療費資金貸付基金条例を廃止する条例の制定については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第5 議案第45号 平成30年度苓北町一般会計補正予算（第4号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第5、議案第45号、平成30年度苓北町一般会計

補正予算（第４号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 議案第４５号、平成３０年度苓北町一般会計補正予算（第４号）（案）について、ご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に３億２,１８４万９,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５０億８,７３７万７,０００円とするものでございます。

今回の補正予算は、前年度決算による繰越金、国等からの交付金、負担金・補助金等の交付決定通知に基づくもの、及び温泉プールの改修工事費、林道、町道等の災害復旧費が主なものでございます。

内容につきましては、企画政策課長から説明をいたさせますので、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 議案第４５号、平成３０年度苓北町一般会計補正予算（第４号）（案）の内容について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ３億２,１８４万９,０００円を追加し、予算の総額を、歳入歳出それぞれ５０億８,７３７万７,０００円とするものでございます。

５ページをお願いします。

第２表 地方債の補正でございます。１、追加で、災害復旧事業債、公共土木施設災害復旧事業で４,９２０万円の追加、２、変更で、公共事業等債、道路事業３００万円増額し、限度額を２,０８０万円に、富岡港改修事業負担金を２１０万円増額し、限度額を１,８３０万円に、災害復旧事業債、林道施設災害復旧事業を２６０万円増額し、２,５７０万円に、臨時財政対策債は発行額の確定により５６１万５,０００円増額し、２億１,５６１万５,０００円とし、３、廃止で、舗装事業を道路事業債に振り替えた公共施設等適正管理推進事業債、町道舗装事業を廃止するものでございます。

８ページをお願いします。歳入です。

款９項１目１地方交付税は、普通交付税の交付確定により６,１５６万６,０００円の増額です。

９ページをお願いします。

款１１分担金及び負担金、項１負担金、目２総務費負担金、節１情報化推進費負担金は、加入者の増に伴い１８０万４,０００円の増額です。

１０ページをお願いします。

款１３国庫支出金、項１国庫負担金、目３災害復旧費国庫負担金、節１公共土木施設

災害復旧費国庫負担金 9,864万9,000円の増額です。

11 ページをお願いします。

項2 国庫補助金、目1 総務費国庫補助金、節4 公衆無線LAN環境整備支援事業補助金は、対象事業費の増に伴い19万3,000円の増額、目3 土木費国庫補助金、節1 道路橋梁費補助金 338万円の増額です。

12 ページをお願いします。

款14 県支出金、項2 県補助金、目1 総務費県補助金、節1 総務費補助金は、熊本地震復興基金交付金 120万円の増額、目2 民生費県補助金、節6 後期高齢者医療事業費補助金は、高齢者医療制度円滑運営事業補助金 162万円の増額、目4 農林水産業費県補助金、節2 農業費補助金は、補助金の名称変更により、新需給システム推進事業補助金の減額、水田産地化総合推進事業補助金の増額で、合わせて24万3,000円の増額、節4 水産業費補助金は、農山漁村地域整備交付金 425万円の増額、目8 災害復旧費県補助金、節1 農林水産施設等災害復旧費補助金は、林道施設災害復旧費補助金 1,677万3,000円の増額です。

13 ページをお願いします。

項3 県委託金、目1 総務費県委託金、節4 統計調査費委託金は、学校基本調査ほか合わせて17万円の増額、目5 商工費県委託金、節1 商工費委託金は、県有公園施設管理委託金 6万2,000円の増額です。

14 ページをお願いします。

款15 財産収入、項2 財産売払収入、目1 不動産売払収入、節1 土地売払収入は、はまゆう学園の移転用地内の里道等の売払収入 199万1,000円の増額です。

15 ページをお願いします。

款17 繰入金、項1 特別会計繰入金、目2 介護保険特別会計繰入金は、特別会計の事業確定により117万3,000円の増額です。

16 ページをお願いします。

款18 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金は、29年度決算額確定により7,068万8,000円の増額です。

17 ページをお願いします。

款19 諸収入、項5 雑入、目1 雑入は、苓北町有線テレビジョン放送施設加入工事費負担金ほか、合わせて89万2,000円の増額、目2 過年度収入、節5 富岡港船客待合所過年度収入 8万円の増額です。

18 ページをお願いします。

款20 町債、項1 町債、目3 土木債、節1 道路橋梁債は、公共事業等債、道路事業分 300万円の増額、公共施設等適正管理推進事業債、町道舗装事業 540万円の減額、

節 2 港湾債は、富岡港改修事業負担金 2 1 0 万円の増額、目 6 臨時財政対策債は発行額の確定により 5 6 1 万 5, 0 0 0 円増額、目 7 災害復旧事業債、節 1 農林水産施設災害復旧事業債は、林道施設災害復旧事業 2 6 0 万円の増額、節 2 公共土木施設災害復旧事業債 4, 9 2 0 万円の増額です。

1 9 ページをお願いします。歳出です。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 1 1 需用費 2, 0 0 0 円の減額、節 2 5 積立金、財政調整基金積立 5, 5 0 0 万円の増額、節 2 7 公課費 2, 0 0 0 円の増額、目 5 財産管理費、節 1 報酬は最低賃金が改定されたことから、報酬日額の見直しを行ったことにより 1 万 8, 0 0 0 円の増額、以下報酬の増額につきましては同様の理由によるものです。節 4 共済費は、改定による社会保険料 4 万 8, 0 0 0 円の増額、節 1 3 委託料は、船客待合所管理委託料 1 0 万円の増額、節 1 8 備品購入費は、船客待合所の備品購入費 1 4 万円の増額、目 6 企画費、節 1 報酬は、巡回バス運転手報酬 3 万 7, 0 0 0 円の増額、節 2 給料は、職員給 2 0 0 万円の減額、以下職員給等の人件費につきましては、人事異動による調整です。節 7 賃金は、産業文化祭事務補助の臨時職員賃金 3 6 万円の増額、目 8 諸費は節間の補正、目 1 2 庁舎管理費、節 1 1 需用費は、電算室空調等修繕料 5 8 万 7, 0 0 0 円の増額です。

2 0 ページをお願いします。

目 1 4 情報化推進費、節 1 3 委託料は、浜、古里、本郷、狸河内の一部世帯が加入されている九電テレビ組合が、町システムに移行加入されることにより苓北町地域情報通信基盤施設保守委託料 1 2 5 万 8, 0 0 0 円の増額、事業費の増に伴う公衆無線 LAN 環境整備委託料 1 3 6 万 1, 0 0 0 円の増額、節 1 8 備品購入費も九電テレビ組合の加入による備品購入費 1 9 2 万円の増額です。目 1 5 企業誘致対策費、節 2 給料は、4 0 0 万円の減額です。

2 1 ページをお願いします。

項 2 徴税費、目 1 税務総務費につきましては人件費、目 2 賦課徴収費、節 7 賃金 1 万 2, 0 0 0 円の増額、節 1 1 需用費 3 万円の増額、節 2 3 償還金利子及び割引料は、法人税予定納税等の還付に係る過誤納還付金 8 5 万円の増額です。

2 2 ページをお願いします。

項 3 目 1 戸籍住民基本台帳費、節 7 賃金 8, 0 0 0 円の増額です。

2 3 ページをお願いします。

項 5 統計調査費、目 2 指定統計費、節 1 報酬 2 1 万 3, 0 0 0 円の減額、節 9 旅費 4, 0 0 0 円の増額、節 1 1 需用費 4 0 万 4, 0 0 0 円の増額です。

2 4 ページをお願いします。

項 6 目 1 監査委員費、節 1 9 負担金補助及び交付金は、研修会等参加負担金 2, 0 0

0円の増額です。

25ページをお願いします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費、節3職員手当等は人件費、節28繰出金は、国民健康保険特別会計繰出金1万8,000円の増額、目4介護保険事業費は、財源区分の変更、目5後期高齢者医療費、節2給料から節4共済費までは人件費、節28繰出金は、後期高齢者特別会計繰出金162万円の増額、目6障害福祉費、節23償還金利子及び割引料は、事業費確定により福祉事業補助金返還金及び次のページの障害者自立支援給付費等国庫負担金返還金まで合わせて393万7,000円の増額です。

27ページをお願いします。

項2児童福祉費、目1児童福祉総務費は財源区分の変更です。

28ページをお願いします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目3環境衛生費、節28繰出金は、特定地域生活排水処理事業特別会計繰出金55万5,000円の減額、目6保健センター費、節11需用費は、玄関自動ドア等の修繕料4万2,000円の増額です。

29ページをお願いします。

款5農林水産業費、項1農業費、目1農業委員会費、節1報酬1万7,000円の増額、目3農業振興費、節11需用費4万円の減額、役務費8,000円の増額、節19負担金補助及び交付金は、新需給システム推進事業補助金が水田産地化総合推進事業補助金に名称変更になり、合わせて29万1,000円の増額、節23償還金利子及び割引料1,000円の増額、目5農地費は、渇水対策費として、節11需用費10万8,000円の増額、節13委託料1万2,000円の増額、節14使用料及び賃借料14万4,000円の増額です。

30ページをお願いします。

項3水産業費、目2漁港管理費、節11需用費は修繕料75万円の増額、目3漁港建設費、節13委託料は、海岸堤防等長寿命化計画策定委託料850万円の増額です。

31ページをお願いします。

款6商工費、項1商工費、目2商工業振興費、節11需用費は、物産館修繕料260万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、苓北町小規模事業者支援補助金3件分180万円の増額、目3観光費、節1報酬3万6,000円の増額、節11需用費は、観光看板設置費130万円の増額です。

32ページをお願いします。

款7土木費、項1土木管理費、目1土木総務費は人件費です。

33ページをお願いします。

項2道路橋梁費、目1道路橋梁総務費は人件費、目2道路維持費、節1報酬3万6,000円の増額、節11需用費は、行政通信で要望のあった箇所の修繕料等570万円の増額、節14使用料及び賃借料は、崩土取り除き等の重機借上料95万5,000円の増額、節15工事請負費は、皿山線並びに白木尾線の工事費500万円の増額、目3道路新設改良費、節15工事請負費は、八久保線舗装工事費450万円、上津深江線舗装工事費200万円の増額です。

34ページをお願いします。

項3河川費、目1河川総務費、節11需用費は、修繕料160万円の増額、節14使用料及び賃借料は、重機等借上料85万円の増額です。

35ページをお願いします。

項4港湾費、目1港湾管理費、節11需用費は修繕料10万円の増額、節19負担金補助及び交付金は、富岡港改修事業負担金240万2,000円の増額です。

36ページをお願いします。

項5住宅費、目1住宅管理費、節3職員手当等は人件費、節4共済費29万9,000円の増額及び節7賃金75万円の増額は、産休代替え職員分の増額、節11需用費は、修繕料82万5,000円の増額、節12役務費は、合わせて2万円の増額です。

37ページをお願いします。

款8消防費、項1消防費、目4災害対策費、節3職員手当等は、台風・大雨等の警戒待機に伴う時間外勤務手当87万7,000円の増額、節11需用費は、自主防災会の消耗品費、避難所の空調修繕料合わせて140万円の増額、節18備品購入費は、自主防災会3団体の備品購入費10万円の増額です。

38ページをお願いします。

款9教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節1報酬1万8,000円の増額です。

39ページをお願いします。

項2小学校費、目1学校管理費、節1報酬11万円の増額、節13委託料は、坂瀬川小と都呂々小の空調設備設置実施設計委託料216万5,000円の増額です。

40ページをお願いします。

項3中学校費、目1学校管理費、節1報酬9万円の増額、節13委託料は、キュービクル容量増のため自家用電気工作物保安管理委託料2万9,000円の増額です。

41ページをお願いします。

項4社会教育費、目1社会教育総務費、節19負担金補助及び交付金は志岐小学校自主文化事業負担金4万円の増額、目3社会教育施設費、節13委託料200万円、節15工事請負費3,050万円の増額は、温泉プール天井及び壁改修工事費の増額、目5

志岐集会所管理費、節１報酬１万７，０００円の増額です。

４２ページをお願いします。

項５保健体育費、目２学校給食費、節７賃金１３万３，０００円の増額、節１１需用費は給食調理場の機器修繕料４９万円の増額、目１３委託料６万９，０００円の増額、節２７公課費７，０００円の増額です。

４３ページをお願いします。

款１０災害復旧費、項１農林水産業施設災害復旧費、目２林道施設災害復旧費、節１５工事請負費は、森林基幹道苓北天草線工事請負費２，１２３万３，０００円の増額です。

４４ページをお願いします。

項２公共土木施設災害復旧費、目１河川等災害復旧費、節９旅費２２万９，０００円の増額、節１１需用費は、消耗品費１０万円の増額、節１３委託料は、町道善亀線地すべり関係の査定設計委託料５００万円の増額、節１５工事請負費は、方針線他４件の工事請負費１億５，０９０万円の増額です。

以上で、平成３０年度苓北町一般会計補正予算（第４号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

ここで、１０時５５分まで休憩をいたします。

—————○—————

休憩 午前１０時４０分

再開 午前１０時５５分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

一般会計補正予算（４号）についての質疑を行います。質問をされる方はページ数を言って、それから簡単明瞭に質問を願いますし、答弁の方も簡単明瞭に答弁をお願いしたいと思います。

それでは、只今より質疑を行います。質疑はありませんか。

松本君。

○１番（松本良人君） １４ページです。収入の土地売払金の関係でございすけれども、里道を売却した収入というふうにお聞きをいたしましたけれども、現在、里道は町の財産になっておるわけですかね。私は、里道は国有財産じゃなかろうかなと思いましたのでお尋ねをします。

それから、１７ページ、雑入です。有線テレビジョン放送施設加入、これはただのテレビを今のあれにつなぐというだけなんですかね。この何か有線テレビジョン放送云々

とありますが、そこらへんを教えてください。

25ページ、5の後期高齢者医療費の欄でございますけれども、給料の220万円ほか、人件費が組んでありますが、これは職員の組み替えによるものですかね。増員ですかね。そこらへんを教えてください。

それから、30ページ、漁港建設費の委託料の850万円、この内容について教えてください。ここは例の明神山関係の分ですかね。そこらへんを教えてください。

それから、31ページ、商工振興費とか、次の観光費の関係の需用費、修繕料が各々組んであるわけですが、当初予算ではわからなかったのでしょうか、突発的なものなのでしょうか、教えていただきたい。

33ページ、道路維持費から需用費、使用料、工事請負費、それから道路新設改良費ということで、単独費の中でいろいろと消耗品費とか重機借上料とか工事請負費が組んであります。例えば、道路維持費とか、あるいはその他の中で工事費あたりは特にですが、災害復旧工事等に採択されるような条件ではないのか、あるいは採択して不採択になっている分等をこういった形で提起されておるのかお尋ねをします。

34ページです。河川総務費でございますけれども、この修繕料にしても、重機借上料にしても同じ質問でございます。

災害対策費の消防費の中で需用費が140万円組んであります。これは当初予算ではわからなかったのか。すみません。37ページです。

39ページでございますが、委託料で216万5,000万円組んであります。これは富岡小、志岐小については、当初予算で組んであるということですが、中学校がもう既に着工してあると思うんですが、中学校の設計の経緯が、例えば業者の方から見積もりを取ってから云々とかして後に設計委託を出すのか、そういったことであれば、もう業者を既に選定してから見積書を取って、業者を選定してから発注してもいいんじゃないかと。そうした場合は、設計委託料は要らないのではないかなと。設計施工を何社か見積もりを取ってした場合は、この216万円、あるいは富岡小、志岐小についての分にはちょっと資料を持ってきておりませんので、どれだかわかりませんが、そこらへんお金が浮くのではないかなというような感じがいたします。そこらへんをお尋ねします。

それから、41ページ、社会教育施工費の中で、これは昨日あったプールの件だと思いますけど、3,000万円組んであります。これは壊れてから、もう使えなくなってから、一応もう駄目だからというような感じを、昨日の説明で受けたんですが、随時、例えば腐食するところ等については、随時点検を行って、その間、塗装したり、補修をしたり、今までそういったメンテのようなこと、これは町有の施設には全てでございますけれども、そういったことはなされたのかどうか。そして、ほかの施設等については

どうなのか。もう錆び付いても錆び付きっぱなし、壊れても壊れっぱなしで放っておいて、もうこういったいっぺんにポーッとしないといけないというような感じが往々にしてあるような感じがいたしますので、そこらへんをお聞きをいたします。これは温泉プールそのものにもお尋ねしますけれども、ほかの町の施設について、どなたかそこらへんをお尋ねをいたします。

それから、44ページ、1の河川災害復旧工事の件ですけれども、査定設計書の500万円、それから工事請負費の1億5,000万円組んでありますけれども、査定設計書あたりは町でできないのか、査定設計作成等についてはあまり補助は付きにくいんじゃないかならうかと思しますので、私は5日の時点でこういった査定設計書の作り方は技術者を養成していくというようなことをお願いしましたけれども、そこらへんはできないものかどうか。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 質疑が終わりました。

それでは、課長たちをお願いをします。ページ数を言って、そして答弁を簡潔・明瞭に行ってください。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 14ページでございます。

現在、里道、水路等、国から町に現在移管されておりますので、町の財産ということです。

33ページ、34ページでございます。

需用費、使用料、工事費でございますけれども、34ページまで含めまして、災害ではなく、町道の側溝布設等でございます。災害に係る分ではございません。災害対象分ではございません。維持修繕関係でございます。

それと、44ページでございますけれども、今回、査定設計委託料を計上させていただいております500万円の件につきましては、町道善亀線の地すべりの災害の査定設計委託料ということでございまして、専門的な知識を要することによって外部発注ということとさせていただきます。

以上です。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 17ページ、諸収入、雑入の苓北町有線テレビの放送施設加入工事費負担金、これにつきましては都呂々地区の一部が九電テレビ組合に加入されておりましたけれども、このほど苓北町の有線テレビジョン放送施設に加入いただくというようなことで、52戸分、加入工事費の負担金を九電のほうからいただくようにしております。テレビ工事に関しましては費用がかかりますので、それから加入負担金を

差し引いた分をこの加入工事費負担金で計上させていただいております。

それから、37ページになります。災害対策費の消耗品費修繕料ですけれども、当初予算では組めなかったのかというご質問でございますけれども、これにつきましては、このほど歳入のほうで熊本地震復興基金指定避難所等機能強化支援事業分と地域防災力強化促進事業分をいただけることになりましたので、これによりましてまず指定避難所等機能強化支援事業分につきましては、木場集会所の空調の取り付け、これを行うこととしております。それと、地域防災力強化促進事業分につきましては、地区の防災会の消耗品、備品を購入するようにしております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 25ページの目5後期高齢者医療費、節2給料220万円の件につきましてですけど、これは人事異動に伴う組み替えでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 30ページでございます。漁港建設費の委託料850万円でございます。これは国の補助事業により、今回、漁港施設のうち海岸保全施設の長寿命化計画を策定するものでございます。主なものに、浜の町海岸の離岸堤6ヶ所、紺屋町海岸の消波堤5ヶ所、それとほかに松原川の河口部分が坂瀬川漁港の漁港区域ですけども、その分につきましても一応長寿命化計画を策定して、今後整備を図っていきたいと考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 31ページになります。商工業振興費、観光費の修繕料につきまして、当初予算で見込めなかったのかというご質問でございました。商工業振興費の修繕料につきましては、物産館の修繕費ということで計上しておりますけれども、これまで事業者の方が入っておられました。諸事情がございまして、今回出られましたので、次の方にお貸しをするに当たっては修繕が必要ということで判断をしておりますので、今回補正を計上させていただいております。

また、観光費の修繕料につきましては、観光のPR看板ということで計上させていただいておりますけれども、これにつきましては当初予算のときにそこまでちょっと検討に至らなかったということで、今回補正で計上させていただきました。

以上です。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） まず、39ページの設計委託料の件でございますけれども

も、現在、参考見積もりということで業者のほうから見積もりを取りまして、入札を実施するという形であります。

それと、41ページですけれども、維持管理の件でございますけれども、それぞれ点検はしているわけですが、今回、温泉プールは天井板が落ちてきて初めてわかったというところでございます。そのほか各施設についても、それぞれ点検はしているわけですが、修繕箇所が出てきたら、その都度対応しているというような状況で、今後、維持管理の計画を立てまして、各施設毎に対応をしまいたいというふうに考えております。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 加えて、その他の町の施設についてのメンテナンスはどうかという質問でございますが、昨日も一般質問の中で町長の回答としてございましたけども、町の総合管理計画を策定しまして、基本方針を定めております。もう既に先ほどの海岸堤防の長寿命化計画もありますけども、個別、具体的にこういった長寿命化計画を作っているものもございまして。私のほうで全ての施設のメンテナンスをどのようにやっているのか、全て把握しているわけではございませんが、今後、個別、具体的に各施設の管理計画については作っていくという方針でございますので、その中でそのようなことも検討をしていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） これで全て答弁は終わりましたが、松本君。

○1番（松本良人君） まず39ページ、一応3社あたりから見積もりを取って云々というように説明でございましたけれども、そういうことになれば、設計委託料はいらないんじゃないかと思うんですね。そこらへんはどうですか。私はそれがベターだと思います。どうせ設計者もそういった業者の方にとりあえず出してくれということで、それら単価を計上してやるぐらいのもので、私は今課長がおっしゃったとおりでいいと思いますけれども、そういった場合は設計料はいらないんじゃないかなと思いますので、再度お願いをします。

それから、41ページの修繕の問題、これは今、企画課長あたりは何か総合計画に基づいて順次やっていくということだろうと思っておりますけれども、それではいけないと思うんですよ。きれいなところでも何でも、そしたらやらないと、これはやらないという形が出てくるんじゃないかなと。今回この天井板の落下ということは、たまたま人がいなかったり、あるいはほかのところが傷んでいるのに、落ちてきて云々、そこを見たら、見い見いしとって休ませとったら落ちたというようなケースもあろうと思っておりますけれども、使っていた中で天井板が落下して、ケガ等があったら、今、苓北町ではそこらへんも管理が、河川にしても、道路の通行止め等にしても、あるいは今の町内の施設等にしても、やっぱり何か事故があったときのその対策あるいは責任問題というのは、一向に

考えておられないんじゃないかなと思います。そこらへんをもう一回、本当にそうなのか、今、企画課長がおっしゃったとおり、そうなのか。あるいは、私は悪いところは変えて、良いところはやっていくと。そして、お金がなかった場合は、ここには危ないから近寄らないでくださいというような指示をして、やはり町民の方々の安全・安心をやっぱり確保するのが先決だと思いますけれども、そこらへんの問題についてお尋ねをします。

それから、44ページ、災害査定委託料云々のが出ましたけれども、善亀線の分、これは1件ですか、1億5,000万円。そこらへんをお尋ねをします。

それから、30ページの漁港建設費の中で、いろいろ諸々の分が上がってきて計画策定がなされると、設計委託がなされるということのような感じを受けましたけれども、自分のところで簡単に金額を出したり、発注されたりするようなところはないわけですか。もう全て発注する分については、業者に設計していただいて、あるいは管理までしていただくとか、そういったことなんですか。例えば、明神山の護岸あたりには一括でぽっと設計ができておりますけれども、その後は町で単価を入れてすればいいような感じが、私たちは受けます。そこらへんもう一回よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 44ページでございます。44ページの委託料につきましては、善亀線の分の査定設計委託料でございまして、15工事請負費につきましては、7月の豪雨の方針線ほか4件分の工事費でございます。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 30ページです。長寿命化計画、自分のところできるところはというところがございますが、これにつきましては当初、県の単価で積算をすると1,400万円に上るということでございました。しかしながら、私どもといたしましても、浜之町海岸はできたばかりでございます。それと、今整備しております紺屋町海岸は同じ断面でございます。そういったことも含めまして、その1,400万円を自分たちで目視あるいは既存の設計書できるところはないかというところで1,400万円を850万円まで圧縮したところで、今回一応業者の見積もりもいただきました。今回、圧縮して計上させていただきました。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 町有施設の維持管理でございますけれども、住民の方に事故がないように、それぞれ担当課で管理をしているところではございますが、今回、天井からの落下がプールであったということで、再度認識を徹底して見直しをしていきたいと思っております。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） ３９ページの設計の件ですけれども、とにかく入札で一番安い業者をお願いするという形になっております。この時点で一番安くなると。

○議長（山本政人君） 松本君。

○１番（松本良人君） 要するに、今の３９ページの施設の問題は、一応見積もりを取って、一番安い方の見積もりを取って、それを見直して法的な単価を掛けて、そういった仕事をする分についてがこれだけということですかね。

それと、今、施設をもう一回云々ということでございましたけれども、ここらへんは十分にやっぱり庁内で検討していただきたい。すみません、関連しますのでお願いしますが、道路あたり、崖下れしそうなところあたりは、県とか天草市あたりは完全にもう危険の表示がしてあります。ここから天草町まで行ってみてください。地域振興課という何かそこらへんは名前を立てて、危険の表示をばっちりしてあります。そういった形をしてあれば、もし落石があったときは、「してあったばってん、あんた通ったっじゃなかつかな。」で注意してくれれば事故はなかったというような逃げも出てくると思いますけれども、何の標識もないなら、これはその補償は町がしなければいけないのじゃなかろうかなと思います。私はこのことについては、昨日も一般質問の中で竹の迫付近のことも申し上げましたけれども、雨が何mm降るから注意してくださいという、そういった広報の無線はありますけれども、あそこをとおるときには用心してくださいというのは一回もないんじゃないかなと。そこらへん、やはり住民、県民を守るためには、やっぱりいろんな手立てをしないとイケない。よその市町村の状況等も十分勉強なさって対応していただきたい。

それから、施設も一緒です。今まで消防倉庫の上の鉄筋が吹き出してきて落ちるところも多々ありましたけれども、これは前の我々の議員の中までも指摘があってありましたけれども、「危なかばい」というようなことは本当はないかのではないかと思いますので、これは人命とか何かに関わるのは、もう一番大事なことです。これは一番感じたのは、例の大阪の小学生のコンクリートブロックの下敷きになられた方の、お一人亡くなられた、それからコンクリートブロックを点検してやり直ささいというようなことが全国的に広まったわけですが、そこらへんを教訓にしてでも、ぜひ苓北町でもそういった形をとっていただきたい、そう思っております。

終わります。

○議長（山本政人君） 答弁をお願いします。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 先ほどの３９ページの件ですけれども、参考見積もりを取りまして、町で設計をしまして、入札をするわけですけれども、その中で最低制限価格

とかもあるときもありますけれども、一番安い業者の方をお願いするような形になります。

以上です。

○1番（松本良人君） そういった形を取れば、委託料として計上はいらないんじゃないかということをお尋ねしたんですけれども。

○議長（山本政人君） ほかに答弁はよかったですか。

教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 委託料のほうも、一応入札をして決定をしますので。

○議長（山本政人君） 企画課長は何か答弁はありませんか。安全性の問題、よかですか。

○企画政策課長（荒木広之君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず10ページですが、10ページの災害復旧費国庫負担金は、それぞれ国庫補助率は全て同じなのか、箇所数は何ヶ所なのか教えてください。

それから、14ページで、今、松本議員からもお尋ねがありましたが、私も里道は国の所有で、町は単に管理しているだけというふうに理解しておりましたので、これの財産売却収入は町が一応預かって、あとはまた国に送るか何かしないといけないのではないかと思います。あといつぺん確認させてください。

それから、30ページですが、浜之町海岸、紺屋町海岸等の長寿命化計画ということですが、これは急遽こういう事業が出て補正を組んだのかどうか。

それから、31ページですが、観光費の中で看板の修繕料が補正で入っています。このことは現在、西川内漁港におっぱい岩のモニュメントがあります。あれは元国道の側にあって、小さいおっぱいなので、もうちょっと大きなおっぱいのモニュメントを造るべきではないかと。何か夜の陰は、首が垂れて、もう今から海に飛び込むばいという、そういう映像しか浮かばないという話をしましたけども、そういう考えはないのかお尋ねします。金曜日にも情報発信が不足しているという話があったと思います。

それから、35ページでは、富岡港の改修事業の負担金が200万円組んでありますが、内容を教えてください。

それから、43ページで、林道の災害復旧の予算が組んでありますが、ちょっと遡った分もありますけども、まず8月7日の臨時会の折には、この箇所の発見はできていなかったのかということです。それから、この箇所が災害になって、当然車が通れなくなったということになると思います。とすれば、査定時の工事費における積算の運搬費に変更はしなくてもいいのかということです。もし変更するとなれば、査定価格も変わっ

てくるのではないかというふうに思います。もしそのことが8月7日のときに、どの時点までこの箇所をつかんでおられたのか。それによっては、当然、8月7日の臨時会のときに実はこういう状況は今あるということで、やっぱり併せてお知らせすべきではありませんでしたか。この周辺に複数箇所、林道の路面が高さ何cmですかね、5cmから10cmぐらい盛り上がった部分が、横断する形で盛り上がった箇所が複数箇所あります。それは確認しておられるのか。もし確認しておられるとすれば、今回のこの2件の災害復旧と、あるいはもしかすれば、もっと広く言えば善亀、都呂々地区全体の地盤の状況には何の影響もないのかお尋ねします。

それから、44ページですが、善亀、委託料が500万円万組んであると。善亀の地すべり対策だということですが、これまでも何かボーリングを何ヶ所か打ってあるというふうに思います。できますれば、これまでボーリングを打たれた箇所、それから今回新たにボーリングの計画をされている箇所を教えてください。そして、併せて地域住民への対応をどのようにしていこうと考えておられるのか教えてください。

以上です。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 10ページでございます。10ページの補助金の対象は5件で、補助率は0.667ということで計算をしております。

続きまして、14ページでございますけども、里道水路につきましては、ちょっと時期を私が今ここでお答えできないんですが、国から町に移管できるものは所有権移転するということになっていまして、それで町のものに今なっております。

35ページでございます。35ページの負担金でございますけども、富岡港港湾整備事業負担金ということで、浮き栈橋の移設工と、岩壁補修を22.5mするということで、それに対する負担金でございます。

44ページのボーリング箇所ということでございますけども、口で言うのはちょっとあれなんですけど、図面を後ほど用意させていただきます。

それと、地域住民の方に対する説明というか対応ですけども、区長さんには概略説明しましたが、まだ対策工までできておりません。その対策工ができてから、住民の方にはお知らせしたいということで考えております。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） ページ、30ページの業務委託でございます。この長寿命化計画につきましては、水産庁が平成26年度から32年度の間にインフラ長寿命化計画の行動計画を示されております。それに基づきまして、今回は漁港施設のうち、海岸の保全施設の業務委託を図るものでございます。これは特に海岸は今般、高潮、高

波、そういったことの施設がしっかりしているのか、今後の対策はどうしていくのかということで、今回、業務委託を発注するものでございます。

それと、ページ、43ページの災害復旧費の工事請負費でございます。今回の災害につきましては、8月3日の日に査定を受検をしております。臨時議会が8月7日であったわけですが、その時点においては査定結果の決定書の通知はまだ来ておりませんでしたが、実際査定が終わったということは判明しておりました。それで、地すべりにつきましても、地元の住民、そしてまた議員の方々からも相当ご心配をおかけしているところでございます。この新たな災害箇所が地すべり工事につきましても、工事の施行性が低下することは間違いのないところでございますので、ちょっと報告の資料、配慮不足があったかと反省をいたしております。

それと、査定時の工事費の運搬に支障がないかということでございますが、一番は資材費の運搬だと考えております。特に生コンクリート等の運搬でございます。これは地区別単価、天草地区としての単価計上ですので、特に変更はないと、影響はないと考えております。

それと、その付近の路面の5cmから20cm傷んでいるという箇所を把握しているかということでございますが、この分につきましては把握はしております。それで、原因が何か、表層が一番主なものだと考えております。その中の水が影響しているのか、路盤が影響しているのか、このへんにつきましても今後しっかりと調査してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 商工観光課長。

○商工観光課長（尾脇宣宏君） 31ページの観光の修繕料に絡みましてといいますか、おっぱい岩のモニュメントを、小さいので大きいものにする考えはないかというご質問だと思いますけれども、確かに大きなものを造ればPR効果はあるとは思いますが、おっぱい岩の場合ははっきり言いまして、すぐ目の前にといいますか、現物がございしますので、それを誘導するために陸上にモニュメントを設置していると思っておりますので、すぐ近くに現物があるということで、私はいいんじゃないかと思っております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、14ページですが、これは先ほどまでの説明は国から移管されていたということですが、所有権移転があったということで理解して、言葉とすれば理解していいのかどうかですね。

それから、21ページのモニュメントの件ですが、そこにあっても私が言うまでもありませんけれども、あれが陸上の施設なら、24時間365日見ることが出来ますけれども、昨日の話では海に隠れるから神秘的でいいんだという、内容とすればそういうこと

だったというふうに思います。私もそうだと思いますので、ぜひこれはセクハラになるのかどうかわかりませんが、大きなおっぱいがなかなかうけるようでございますので、そういう意味も含めて、再度、これは返事は要りませんので、今後検討してもらえればというふうに思います。

それから、35ページの浮き桟橋と岸壁23mは、もう少しどの浮き桟橋をどこに持って行かれるのか教えてください。

それから、43ページの災害復旧の件ですが、やっぱり8月3日に査定を受けて、7日だったということですので、当然、朱入れとかそういうものがあって、一定の工事費といえますか、設計額といえますか、は出ていたというふうに思います。そういうことからすると、やはりその状況をつかんでおられたのなら、やっぱり実はこういうふうに査定を受けたけども、こういう現場に行くまで到達できない状況になりそうということ、ちょっと難しい部分もあろうかと思いますが、こういう状況があるということは議会に報告があってもよかったのではないかと思います。

それから、原因は表層なのかどうなのかということですが、よく調べるということですが、これはぜひ関連、これもかなり広がってきますので、対象がですね。そこまではかなり厳しい面もあろうかというふうに思いますが、ぜひよく調べていただきたいと思います。

それから、44ページの善亀線ですが、これは先ほどの話では、区長さんと関係住民のぐらいという、どうなのかわかりませんが、できますればもっと幅広く、最低でも都呂々木場地区の3行政区ですか、の方には皆さん、出席されるされないは別にして、どういう形でそこを通るのか、そこらへんを通られるのかわかりませんので、あるいは畑とか何とかいっぱいあちこち持つとらすかもしれませんので、ぜひそういう形で幅広く説明会を開いてほしいと思います。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 14ページでございますけども、所有権が町に移ったと考えていただいたら結構でございます。

それと、35ページでございます。浮き桟橋は、元あった船客待合所前に古い浮き桟橋を元漁協本所付近に移転するものでございます。失礼しました。九大の付近に移転するものでございます。

44ページでございます。都呂々の木場地区3区について説明をさせていただくようにしたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 富岡港の浮き桟橋ですが、九大のほうに移るとすれば、今、野

積場からペーロンの一般男子の乗降口になっている、あそこにまたつなぐということになるのでしょうか。それとも、今ある分を取り替えるということになるのでしょうか。それとも、どこかあそこらへんの別のところにつなぐのでしょうか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 入れ替えるということになります。老朽化していましたので、それを前の旧富岡船客待合所の分を持って行って、それに変えるということでございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） 3ページのちょっと関連した質問ですけども、道路の膨らみ、先ほど浜口議員のほうから質問があっていましたが、これはかなりの箇所に見られますよね。それで、あそこらへん一帯がスロースリップ現象といいますかね、地震の前兆あたりに起きる、いわゆるスロースリップ現象が見られるんじゃないかなという、それは私は素人だからわかりませんが、そういうふうな現象が1ヶ所ならば表面の収縮とな何かで考えられるかもしれませんけれども、かなりの箇所になっているわけですよね。やはりそこらへんは徹底した調査をされとったほうがいいんじゃないかなと思っております。もしそういうふうな現状が見られるならば、今後やはり大きな地すべりというのがここらへん一帯に出てくる可能性がないともいえないわけですね。もしその現象が現れたのであれば、やはり広範囲にわたって、その道路のみでなくて、山の中腹とか何かにもやっぱり起点を設けられて、定期的に調査をされて、その現象が見られないならば幸いですけれども、見られるならば、それなり対応をしていかないと、今後大きな災害が出てくる気がするわけですよね。そこらへんの対応について、私はされたほうがいいと思いますけれども、どうお考えかお尋ねをします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 林道のスロースリップのご指摘でございます。議員の言われるとおり、今後は林道のパトロール、あるいは災害調査も含めてですけども、全林道の調査をやってまいりたいと思います。それで、どうしても専門的な判断が必要な場合は、若干、調査の業務の委託が発するかと思いますが、そういった状況がないか、今後調べてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） よろしいですか。

錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） ぜひ進めていただきたいと思います。今、測量も精密にできるし、やはりミリ単位で動いたのも確認できると思うんですよ。やはり私はぜひそういうような形で、費用はあまりかからないと思うんですよ。起点をあちこちに持

っという、そしてその起点が動いているか動いてないか、どっちに動いたかは、測量の精度が今ものすごくいいですので、確認はすぐとれると思うんです。あまりの費用もかからないと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思っております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 1点だけお尋ねします。

20ページの情報課推進費の中の委託料2件の分ですけれども、これは先ほど説明では、九電テレビ組合から町の光ケーブルのほうに移されるための委託料ということで説明を聞いたと思いますけれども、これはテレビ以外、例えば告知端末機も一緒にこれは移転というか、その新規でつくられる予定の事業なのかお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） まず、20ページの委託料ですけれども、これにつきましてはテレビのほうではございませんで、上のほうはすみません、テレビの分でございます、テレビ関係が52件が町の組合に移転をされるということでございます。それから、告知端末につきましては、4件、4世帯が移行されるということで、その分の委託料、歳出のほうが増えますので、その分を計上させていただいております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 今の告知端末機が4件ということですが、この前、今まで期間を限定して初期は無料で当然町が付けてくれたわけですが、今回このような場合も4件分は無料なのか、それとも有料での移転といいますか、設置になるのか、その点をお尋ねします。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 今回の分は、無料期間は過ぎておりますので、工事については有料となります。ただ、加入負担金につきましては、九電のほうが負担をされるということでお聞きしております。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） ほかの地域でもこれはあるんですけれども、設置費用が確か3万円ほど告知端末を新たに設置するのにはお金がかかるということで、こんなにかかるのであればもう付けずにおきますということで、設置されない世帯が町内何軒あるかはわかりませんが、数軒はあると聞いておりますけれども、これによって、区長さんの話では区からの緊急連絡等で告知端末を利用する場合があるけれども、やっぱり付いてない世帯に関しては、この連絡網が徹底できないということで、この前話があったおりました。そういうことであれば、町のほうとしても、こういった区からの連絡、また緊急連絡網等が徹底しないのであれば、その理由としてこの料金的なものが理由であるなら

ば、今後は考え直す必要があるんじゃないかと思います。完全無料化とは言わずとも、半額、数パーセントの町負担、そういったものも考えて、なるべく多くの方にこの告知端末は設置していただくような方策を考えていただきたいと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（山本政人君） このことについてはどなたですか。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） これにつきましては、設置当初はその当時の町内在住者につきましては無料ですよということで周知を行った上でやりました。その期間が終了しましたので、その後につきましては手数料をいただいているというところでございます。ただし、新規の転入者の場合は優遇措置もございますので、そちらのほうで対応しております。

○議長（山本政人君） もう一回、どうぞ。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） その特例措置、それは町内の方にも、新規の場合でしょうけども、徹底されたその説明というのはされているんでしょうか。どうも聞いた話では、あまりそのへんが徹底できてないような気がするんですけども。そしてまた、町内には空き家等も結構あります。その中で設置されているところもあると思うんですけども、そういうところも例えば、もちろん所有者の方はよそにおられて、たまに帰ってくるから必要な場合もあるかもしれませんが、いやもううちは付けていただいたけども利用しないので、できればそういう新規で来られた方に再利用できればしてもいいという、そういう意向調査なりしていただければ、その無駄な告知端末も減るんじゃないかという気もするんですけど、そのへんも今後考えていただければと思いますけども、どうでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 先ほどちょっと言いましたけども、私の説明が悪かったかと思いますけども、新規の定住者につきましては、移住定住の促進から優遇措置ということで、新規の転入者の場合はその加入負担金の免除等を行っております。ただし、町内におられる方につきましては、先ほど申しましたように、設置当初は無料でありますということで周知をした上で行っております、その時点でうちは必要ないというようなことの中で付けておられない家庭がございますので、現在、その後、申し出があった分につきましては、有料という形でしております。

あと、今まで付けてあったところに、新たに新しい方が来られて転入された場合、それにつきましてはその機器の継続の継承という形で手続きをしていただいております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 2点だけお尋ねしたいと思います。

ページ数で39ページ、委託料でございますけども、先ほど教育課長のほうから、業者から前もって参考見積もりではありませんけど、いただいていると。その業者というのは、工事を行う業者なら、当然、私はそういう施工業者から取るべきではないと思います。あくまでも設計は設計屋さんだということで考えておりますけども、教育課長が言われる業者とはどういった部類の業者なのか。

それから、あと1つが、43ページ、工事請負費の中に工事請負費単独150万円ございますけども、この150万円を使用する箇所、今回出されております2ヶ所の工事請負費と、前回、臨時議会の折に出されました地すべりの箇所にも、この150万円が適用されるのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 43ページの単独工事費の150万円でございます。これにつきましては、このうちの50万円を、今回計上いたしました苓北天草線の災害の流末処理に単独工事を50万円予定しております。

それと、あと100万円を今後、地すべり工事に入ってもらいますが、その地すべりの部分の流末の処理に100万円を単独工事で予定しているものでございます。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） 設計につきましては、専門の設計の業者でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私は、専門の業者、今、教育課長が言われました、その専門の業者が施工業者なのか、設計屋さんなのか、そこなんですよ。

○議長（山本政人君） 教育課長。

○教育課長（西川文孝君） その事業に関わる事業会社というかですね。専門の設計の業者でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 私が聞くのは、専門の業者はわかってるんですよ。ですから、その施工業者ではないんでしょうねという言い方なんです。設計と施工が同じなら、松本議員が言われるように、委託料はいらんわけですよ。しかしながら、設計と施工が一緒の業者ならば、範囲が非常に狭まってきます。当然のごとく、設計した業者が落札するのは当たり前なんです。ですから、私は落札の公平性からいうと、設計は設計だと、工事は工事屋さんなんだということで、当然組むべきだろうと思いますので、あえて何回もこういった質問をしているわけですけども。あと1回、お願いします。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、高戸議員からご質問がありましたが、私が聞いて算定を見たところ、普通の設計業者でございます。

○議長（山本政人君） 高戸君。

○3番（高戸幸雄君） はい、それならいいんです。設計は設計屋さん、施工業者は空調の工事をする管工事、そういった業者であるのが当たり前だということで、ちょっと教育課長には申し訳なかったんですけども、私のほうで理解が苦しみましたので、何回もお聞きしたわけでございます。

それから、農林課長につきましては、単独事業150万円のうち応分の金は今回、この後、工事請負費が出ますけれども、その部分だということで理解をしたいと思います。それでいいんですか。

○議長（山本政人君） いいですか。

○農林水産課長（野田尚之君） はい。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

石田君。

○6番（石田みどり君） 一般質問のほうでも質問させていただきましたけども、風月線のガードレールについては、どこかの補正に入っているわけでしょうか、それをお聞きいたします。

それと、善亀線の地すべりですけども、今までボーリングもやっていらっしゃいます。その途中経過をやはり住民なり、議会に報告をするべきではないかなと思うんです、結果が出ているとすれば。結果が出なくても、今どういう状況にあるということも知りたいと思います。そこらへんが一般質問でも言いました。だから、報告は必ず途中経過であつてもしてほしい。じゃなかったら、町民の方も心配ですし、どうなってるのかという問いをやっぱり掛けられます。だから、そこらへんはぜひ途中報告でもいいからしてほしいというふうに思っております。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 町道風月線のガードレールの設置費につきましては、当初予算で対応させていただくようにしております。

それと、善亀線の経過ですけども、何分まだ結果が出ておりません。途中経過といいますのは、調査中ということでしかないわけですし、一般質問でもございましたけども、今まだ調査と追加ボーリングをさせていただいて、要約その町の提案する地すべり範囲というのを固めたということで、今後いわゆる復旧方法等を、今後詰めさせていただきたいと思います。それが途中経過でございますけども、この場でずっと説明をさせていただいてもよろしいですか。

以上です。

○議長（山本政人君） 石田君。

○6番（石田みどり君） 途中経過でもいいです。結果が出てなくてもいいです。やっぱり今どうなっているのかというのが、やっぱり町民の方のご心配なんですね。だから、それを今どういう状況であると、ボーリング中であるということも含めて、ぜひ報告をしてほしいというふうに思います。

それと、風月線のガードレールについては、施工はいつになるのか、それをお聞きいたします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 説明は、今後検討させていただきます。どの場であるかということでございますので、検討させていただきます。

ガードレール施工については、もう9月中に発注したいと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

倉田君。

○5番（倉田 明君） 1点お尋ねをいたします。

21ページ、賦課徴収費、これで85万円のいわゆる過誤納の還付金がありますが、この中でいわゆる町の課税の誤りというのはどの程度あったものかお尋ねし、誤りがあった関係者の方にはどういった対応をされたのか、それを2点お尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 賦課徴収費の23償還金利子及び割引料ですけれども、当初予算で220万円計上いたしておりまして、現在、支出済額が215万6,000円で、4万4,000円ほどの残となっております。それと、去年のこの時期から年度末までの実績を勘案しまして、その分の見込額を合わせますと不足額が出てきますので、今回85万円の増額補正をお願いするものでございます。先ほど申しました215万6,000円の中には、個人の所得税の遡って過年度分の更正をされた場合に、住民税の還付も発生してきます。その分とか配当割、株式譲渡所得割等がありまして、これの分でもう約78万円、それと法人の確定申告や更正の請求によって、これで136万円ほど支出しております。あと、固定資産税の分が1件だけ、家屋の滅失の分で課税の更正をしました分が還付金として1万4,000円、1件だけあっております。

以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 税収等については、非常に努力した跡が見られております。しかしながら、若干の誤り等は、もうこれはどこの部分においてもあるんですが、その関係者への誤ったところのお詫びというか、そのへんはどういった対応をなされているの

か、もしあれば。なければいいんですけども、町としてのこの過失というか、こういうのがあった場合の対応。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 今の家屋の滅失等による分については、本人のほうにもお詫びを申し上げて、還付の手続きをさせていただいております。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） こういった類については、過去にもあったような記憶があるわけですけども、やはり誤りは誤りとしてあるのは、どこの世界も同じでございますが、そういった誤る文書、あるいは口頭でされているんですか。その点だけお尋ねいたします。

○議長（山本政人君） 税務住民課長。

○税務住民課長（宮崎裕昭君） 直接会いまして、口頭で申し上げております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

議案第45号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第45号、平成30年度苓北町一般会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決しました。

ここで昼食のため、休憩をします。1時まで休憩をします。

—————○—————

休憩 午後0時00分

再開 午後1時06分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、本会議を開きます。

—————○—————

日程第6 議案第46号 平成30年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 日程第6、議案第46号、平成30年度苓北町坂瀬川財産区特

別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第４６号、平成３０年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ８５万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１,９７３万７,０００円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、６ページをお開き願います。

歳入でございますが、款２項１目１繰越金が８５万４,０００円の増額でございます。これは、平成２９年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、７ページをお開き願います。

歳出でございますが、款１総務費、項１総務管理費、目２財産管理費が３万円の増額でございます。これは、ふるさとの森分収育林契約に係る出資者への説明会開催を通知するための郵便代を計上するものでございます。

次のページ、８ページをお開き願います。

款２項１目１予備費が８２万４,０００円の増額でございます。これは、先ほどご説明いたしました６ページの歳入の増額を受け、７ページの歳出の増額分を差し引いた分を予備費に増額するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第４６号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第４６号、平成３０年度苓北町坂瀬川財産区特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第 7 議案第 4 7 号 平成 3 0 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第 7、議案第 4 7 号、平成 3 0 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 議案第 4 7 号、平成 3 0 年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第 1 号）（案）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 1 0 4 万 3, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5, 0 8 7 万 6, 0 0 0 円とするものでございます。

それでは、補正予算の内容についてご説明いたしますので、6 ページをお開き願います。

歳入でございますが、款 2 項 1 目 1 繰越金が 1 0 4 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。これは、平成 2 9 年度の繰越金が確定したことによるものでございます。

次のページ、7 ページをお開き願います。

歳出でございますが、款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 2 財産管理費が 2 2 万円の増額でございます。これは、平成 3 0 年 7 月 6 日から 7 日にかけて発生した大雨により都呂々財産区の山林が崩れ、町道を塞いだため、その土砂撤去に要した費用を計上するものでございます。なお、崩れた山林の場所は、都呂々上区の上流で松浦河内橋の近くでございます。

次のページ、8 ページをお開き願います。款 2 項 1 目 1 予備費が 8 2 万 3, 0 0 0 円の増額でございます。これは、先ほどご説明いたしました 6 ページの歳入の増額を受け、7 ページの歳出の増額分を差し引いた分を予備費に増額するものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

錦戸君。

○1 1 番（錦戸俊春君） 1 点だけ、山崩れで土砂をはねられて、これは道路は町道ではなかったのでしょうか。

○議長（山本政人君） 総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 財産区の山が崩れまして、町道を塞いだということで、都呂々財産区のほうで支出をする予定にしております。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○1 1 番（錦戸俊春君） そうすると、財産区の山が崩れてとなると、個人の山が崩れ

て町道を塞いだときは、これは金の出所というのはどっちになるわけですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） そのときは一応町道管理費で支出する予定にしております。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） そうすると、その理論からいくと、町道管理費で出すべきじゃないかなという気はするんですけど、そこらへんの考え方についてお願いします。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 基本的には、その地主さんがということでございますが、一応個人の方はその負担がということで、町道管理費で支出させていただいておりますが、明確に団体ということで、財産区の団体ということでございますので、一応ご負担を願ったものでございます。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第47号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第47号、平成30年度苓北町都呂々財産区特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第48号 平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第8、議案第48号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第48号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ5,260万1,000円を

追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億８,２９４万４,０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では平成２９年度の繰越金、高額医療費貸付基金条例の廃止に伴う国保会計への繰り入れ、歳出では基金の積み立て、退職者医療交付金の確定によるものでございます。

補正予算の中身についてご説明いたしますので、６ページをお開き願います。

歳入です。款６県支出金、項１県補助金、目１保険給付費等交付金、節２特別交付金２７万円の増額です。これにつきましては、来年、元号改正が予定されておりますので、それに対応するためのシステム改修への交付金でございます。

７ページをお願いいたします。

款９繰入金、項１一般会計繰入金、目１一般会計繰入金、節５その他繰入金は１万８,０００円の増額です。これにつきましては、本年１０月より最低賃金の改定が行われますので、その増額分であります。

８ページをお願いいたします。

款９繰入金、項２基金繰入金、目２高額医療費貸付基金繰入金、節１高額医療費資金貸付基金繰入金は１００万円の増額です。これは高額医療費資金貸付基金条例を廃止したことによりまして、国保会計に繰り入れを行ったものです。

９ページをお願いいたします。

款１０繰越金、項１繰越金、目１その他繰越金、節１その他繰越金は５,１３１万３,０００円の増額です。平成２９年度の収支確定による繰越金でございます。

１０ページをお願いいたします。これより歳出となります。

款１総務費、項１総務管理費、目１一般管理費、節１３委託料は２７万円の増額です。これは先ほどの歳入でご説明したとおり、元号改定に伴うシステム改修委託料でございます。

１１ページをお願いいたします。

款６保険事業費、項２特定健康診査等事業費、目１特定健康診査等事業費、節１報酬は１万８,０００円の増額です。これは本年１０月から最低賃金の改定によるものでございます。

１２ページをお願いいたします。

款７基金積立金、項１基金積立金、目１財政調整基金積立金、節２５積立金は４,０００万円の増額です。収支の確定による基金の積み立てでございます。

１３ページをお願いいたします。

款９諸支出金、項１償還金及び還付加算金、目７療養給付費等交付金償還金、節２３償還金利子及び割引料は３８１万７,０００円の増額です。これは２８年度の事業費の

確定によるものでございます。

14ページをお願いいたします。

款10予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費は849万6,000円の増額です。これにつきましては、歳出に充当した分の残の分を予備費として計上しております。

以上が、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これから、討論を行います、討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第48号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第48号、平成30年度苓北町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第9 議案第49号 平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第9、議案第49号、平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 議案第49号、平成30年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,942万4,000円を追加し、歳入歳出それぞれ9億4,566万4,000円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、前年度実績による国・県交付金の精算及び繰越金確定によるものでございます。

それでは、補正予算の中身についてご説明いたしますので、6ページをお開きください。

歳入です。款3国庫支出金、項2国庫補助金、目地域支援事業交付金2万6,000

円の増額は、歳出の権利擁護事業費の増に伴うものでございます。目3補助金82万9,000円の増額は、介護保険法改正に伴うシステム改修国庫補助金の増に伴うものでございます。

7ページをお願いいたします。

款5県支出金、項2県補助金、目1地域支援事業交付金の1万3,000円の増額は、歳出の権利擁護事業費の増に伴うものでございます。

5ページをお願いいたします。

款7繰入金、項1一般会計繰入金、目2地域支援事業繰入金の1万3,000円の増額は、歳出の権利擁護事業費の増に伴うものでございます。目3事務費繰入金82万9,000円の減額は、システム改修国庫補助金増に伴う財源調整でございます。

9ページをお願いいたします。

款7繰入金、項2基金繰入金、目1介護準備費基金繰入金ですが、返還金等の財源不足により1,088万9,000円の基金を取り崩すものでございます。

10ページをお願いいたします。

款8繰越金ですが、前年度決算により1,848万3,000円を増額するものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳出です。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、国庫支出金と事務費繰入金の財源調整でございます。

12ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項1介護予防日常生活支援総合事業費、目2一般介護予防事業費は、最低賃金の変更等によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

款3地域支援事業費、項2包括的支援事業任意事業費、目1権利擁護事業費6万8,000円の増額は、成年後見人1件の増による経費でございます。

14ページをお願いいたします。

款1基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金は1,000万円の基金積立によるものでございます。

15ページをお願いいたします。

款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1第1号被保険者保険料還付金18万6,000円の増額は過年度分の保険料払戻金で、目2償還金1,799万7,000円の増額は前年度精算により、国・県及び支払基金に対して負担金及び交付金を返還するものでございます。

16ページをお願いいたします。

項２繰出金、目１一般会計繰出金は、前年度実績により１１７万３,０００円を増額し、一般会計へ繰り出すものでございます。

以上が、平成３０年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第１号）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第４９号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第４９号、平成３０年度苓北町介護保険特別会計補正予算（第１号）は、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１０ 議案第５０号 平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第１０、議案第５０号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第５０号、平成３０年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ３４２万４,０００円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ１億１,８１２万２,０００円とするものでございます。

今回の補正の主な理由は、歳入では、熊本県からの補助金と２９年度分の収支によります繰越金でございます。歳出では、システム改修委託費でございます。

補正予算の中身によつてご説明をいたしますので、恐れ入ります、６ページをお開きください。

歳入です。款３繰入金、項１繰入金、目１一般会計繰入金、節３高齢者医療制度円滑運営事業繰入金は１６２万円の増額です。熊本県から一般会計に入りまして、その後、

後期高齢者医療特別会計に繰り入れとなります。中身につきましては、システム改修委託への補助金になるものでございます。

7ページをお願いいたします。

款4繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金は、158万6,000円の増額です。29年度収支の確定によるものでございます。

8ページをお願いいたします。

款5諸収入、項2償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節1保険料還付金は20万円の増額です。還付金の増額によるものでございます。

9ページをお願いいたします。

款5諸収入、項5雑入、目1雑入、節1雑入は1万8,000円の増額です。これにつきましては、本年10月からの最低賃金の改定によるものでございます。

10ページをお願いいたします。

これより歳出となります。款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節1報酬は1万8,000円の増額です。これは先ほど申しました10月からの最低賃金改定によるものでございます。節13委託料は、162万円の増額です。これは保険料を徴収するにあたり、保険料の賦課のデータのシステム改修の委託料でございます。

11ページをお願いいたします。

款2後期高齢者医療広域連合納付金、項1後期高齢者医療広域連合納付金、目1後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金補助及び交付金は44万6,000円の増額です。これにつきましては、事業の確定によるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款3諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1保険料還付金、節23償還金利子及び割引料は20万円の増額です。保険料還付金の増額によるものでございます。

13ページをお願いいたします。

款4予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費は114万円の増額です。これにつきましては、歳出への充当をした後の分を予備費のほうに充てております。

以上が、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）（案）の内容でございます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第50号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成30年度苓北町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第11 議案第51号 平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第11、議案第51号、平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第51号、平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ291万9,000円を追加し、歳入歳出それぞれ2億1,576万7,000円とするものです。

内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものです。

歳入につきましては、6ページをお願いします。

款5項1目1節1繰越金は、前年度繰越金の確定により291万9,000円の増額です。

歳出につきましては、次のページをお願いします。

款1水道費、項1水道管理費、目1一般管理費、節3職員手当は、職員の人事異動に伴う増額です。節11需用費は、落雷に伴う機器の修繕料で94万9,000円の増額です。

以上で、平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第51号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第51号、平成30年度苓北町水道特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

-----○-----

日程第12 議案第52号 平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第12、議案第52号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第52号、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ277万2,000円を追加、歳入歳出それぞれ3億7,446万8,000円とするものです。

内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものです。

歳入につきまして、6ページをお願いいたします。

款5項1目1節1繰越金は、前年度繰越金の確定により277万2,000円の増額です。

歳出につきましては、次のページをお願いします。

款1公共下水道事業費、項1下水道管理費、目1一般管理費、節1需用費消耗品費は紫外線滅菌ランプの購入費として150万円、修繕料はマンホールポンプ修繕などの127万2,000円の増額です。節12役務費は、保険料から手数料への組み替えです。

以上で、平成30年度苓北町下水道特別会計補正予算（第2号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） この消耗品修繕費、これは当初で見込めるような内容ではなかったということで理解すべきなんですかね。紫外線何とかかんとかマンホールポンプ。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 紫外線滅菌ランプに関しましては、富岡浄化センターの特性としまして、普段、海面に流すときに次亜塩素酸で処理をして、海面に放流します。富岡湾の養殖等に勘案いたしまして、富岡浄化センターでは紫外線滅菌ということ

で消毒のほうを行わせていただいて放流をしております。このランプが1基当たり30万円ほどいたします。衣料を染色した水の流入がございまして、その分で紫外線滅菌のランプが切れることがちょっと多くございましたので、補正のほうにさせていただきました。

マンホールポンプの修繕につきましては、ポンプのほうがかなり経年劣化しておりますので、各マンホールに2台ずつポンプがございます。一応大きなものになりますと、修繕代が100万円とか150万円かかりますので、その分を計上させていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 計上されとるのはわかるわけですが、これは当初予算では想定外の事件・事項だったということなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 一応当初予算では組んでおりましたが、繰越金の確定もございましたので、これからの修理費の状況を見たときに、予算があつたほうがよからうということで増額といたしました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） そしたら、ちょっと課題ということでは不適切かもしれませんが、用心するためにここで補正したということなんでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 一応今後、故障のほうがいつ何時来るかわかりませんので、マンホールポンプ場には、先ほどご説明いたしましたとおり、2台のポンプがございますけども、できるだけ早く修繕をするためには予算のほうの余裕があつたほうがいいのかと考えております。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ほかに質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第52号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第５２号、平成３０年度苓北町下水道特別会計補正予算（第２号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第１３ 議案第５３号 平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第１３、議案第５３号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第５３号、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４６万９,０００円を追加し、歳入歳出それぞれ１,８３６万５,０００円とするものです。

内容は、前年度繰越金の確定に伴うものが主なものです。

歳入につきましては、６ページをお願いいたします。

款４項１目１節１繰越金は、前年度繰越金の確定により４６万９,０００円の増額です。

歳出につきましては、次のページをお願いします。

款１農業集落排水事業費、項１農業集落排水管理費、目１一般管理費で、節１１需用費はマンホールポンプ等の修理費として４６万９,０００円の増額です。

以上で、平成３０年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第１号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

浜口君。

○８番（浜口雅英君） またマンホールポンプの修繕料が出ましたけども、これも当初では見込めなかったということでしょうか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 農業集落排水におきましても、近年、年数が大分経ってきておりますので、ポンプのほうの故障がいつ来るかわかりませんので、先ほどの下水道特別会計と一緒になんですけども、予算のほうに余裕があったほうが年度末にまた修理費がないということが想定されますので、計上させていただきました。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○８番（浜口雅英君） 先ほどの下水道も同様だと思いますが、繰越金があったから修繕費に回したじゃなくて、もうちょっとポンプも使えるということであれば、余ったと

きには予備費が何かに計上すべきではないかというふうに思います。何かせんでもよか
とに、金が余ったからそっちに回すということは、会計法上はあまり適切ではないと。
あるけん使え、あるけん使えと、予備費においとけば、いざ使うときには、機械が故障
したときには予備費からすぐ回されますよね。やっぱりそういう予算の組み方をすべき
ではないかというふうにと思いますが、いかがですか。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） ご指摘をいただきましたので、今後はそのようにい
たしたいと思います。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、ほかに質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第53号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第53号、平成30年度苓北町農業集落排水特別会計補正予算（第
1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第14 議案第54号 平成30年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
補正予算（第1号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第14、議案第54号、平成30年度苓北町特定地
域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第54号、平成30年度苓北町特定地域生活排水
処理事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ111万5,000円を追
加し、歳入歳出それぞれ4,761万円とするものです。

主な内容は、前年度繰越金の確定に伴うものです。

歳入につきましては、6ページをお願いいたします。

款3県支出金、項1県補助金、目1節1特定地域生活排水処理事業補助金は、前年度
事業の確定により5万5,000円の増額です。

次のページをお願いいたします。

款４繰入金、項１目１節１一般会計繰入金は、繰越金の増により５５万５,０００円の減額です。

次のページをお願いいたします。

款５項１目１節１繰越金は、前年度繰越金の確定に伴い１６１万５,０００円の増額です。

歳出につきましては、９ページをお願いいたします。

款１特定地域生活排水処理事業費、項１特定地域生活排水処理管理費、目１一般管理費、節３職員手当は、職員の扶養家族の増に伴う増額です。節１１需用費は、ブローワなどの修理費の増に伴う修繕料で、７０万５,０００円の増額です。

すみません。歳出につきまして、款１特定地域生活排水処理事業費、目１生活排水処理事業費、節需用費は、消耗品で１万円の増となっております。

１１ページをお願いします。

款２公債費、目１元金は、財源調整で５万５,０００円の減額となっております。

以上で、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）（案）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第５４号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第５４号、平成３０年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第１号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第１５ 議案第５５号 平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）

○議長（山本政人君） 次に、日程第１５、議案第５５号、平成３０年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第１号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 議案第55号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）（案）についてご説明いたします。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ27万9,000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ737万3,000円とするものでございます。

補正の内容につきましては、6ページをお開きください。

歳入でございます。款3繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金27万9,000円の増額は、平成29年度からの繰越金の確定に伴うものでございます。

7ページをお開きください。

歳出でございます。款3予備費、項1予備費、目1予備費、節29予備費27万9,000円につきましては、繰越金をそのまま予備費とするものでございます。

以上で、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 6ページと7ページですが、こういうことで繰越金が確定した場合は、予備費に計上されています。

以上です。終わります。

○議長（山本政人君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第55号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第55号、平成30年度苓北町宅地造成事業特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第16 議案第56号 請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その1）〕の締結について

○議長（山本政人君） 次に、日程第１６、議案第５６号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）〕の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第５６号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）〕の締結について。

本町は、下記のとおり、工事請負契約を締結するものとする。

平成３０年９月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

記

１ 工 事 名 森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）

２ 契約の方法 指名競争入札

３ 契約の金額 １億２，７４４万円

４ 契約の相手方 熊本県天草郡苓北町都呂々９１６番地

前川建設株式会社 代表取締役 前 川 敏 士

提案理由、地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

それでは、補足説明をさせていただきます。これまでの災害対応並びに経緯、今回の工事の内容についてご説明をいたします。

森林基幹道苓北天草線地すべり災害につきましては、平成２８年４月に確認されて以来、復旧に向けて調査・観測並びに災害査定に向けての国・県との事前協議、並びに崩壊した山林や土捨場となる土地所有者と用地交渉などを行ってまいりました。

災害発生名と要因につきましては、熊本地震を誘因とした平成２８年４月１６日から平成３０年５月２９日にかけての地すべりによる災害といたしまして申請をしました。また、地すべりは平成３０年５月２９日を終息日と判定し、地すべり災害の場合は、終息日が発生日に置き換えられるため、同日付で復旧計画概要書を国へ提出いたしました。

災害査定は、平成３０年６月２７日、２８日両日に、林野庁災害査定官及び財務省立会官において実地による査定を受けております。

災害復旧事業の計画にあたっては、復旧工法や工事費などから４つの復旧案を作成いたしまして、比較検討の上、国・県と事前協議を行い、災害査定を受検をいたしました。査定により決定された復旧工法は、経済性、施工性、安定性から総合的にみて、地すべり土砂を全て排除した上で林道の線形変更をする工法が採用されております。

参考資料といたしまして、図面をお配りしておりますので、表紙の次のページをお開きください。山腹縦断図でございます。この図は、地質調査や観測結果に基づきまし

て、想定地すべり断面図に今回採用されました排土工と線形変更の復旧工法を図示したものでございます。

調査ボーリングを3ヶ所実施し、内2本は地すべり地内に、1本は地すべり背後地の山林斜面に実施して観測をしております。図面中、ボーリングNo.1、No.2、No.3とあるのがボーリングの箇所位置でございます。また、観測につきましては、パイプ歪計、地下水位計、そして地盤伸縮計の設置により観測をいたしております。

地質調査及び観測結果に基づきまして、想定地すべり断面とそれぞれの地層を特定して図示してあります。図面にあります地層の、一番下の砂岩、これはオレンジ色でございますが、これから最上部の崩積土、これは黄色の部分でございますが、今回の地質につきましては、砂岩、泥岩が硬質の堅い地層、そして上部になるにつれ軟質の柔らかい地層になっております。

今回の地すべりは、すべり面が岩盤内にありまして、滑落崖の形状、すべり落ちる崖地の状況から岩盤すべりと判断をいたしております。

赤の太線内で示された部分が、今回、地すべり部分の移動層でございます。それ以外が不動層になっております。

図面中に濃い青色で示してある部分が、今回、地すべりにより生じた不安定土砂を排土する部分の断面部分でございます。この青い線まで土砂を排土していく予定でございます。

次のページをお開きください。工事の平面図でございます。

図面の上部にある道路方線が、線形を変更した新しい林道でございます。その下の薄い緑の部分が、排土後に平地となる部分でございます。そして、その左下の黄色い部分、これが土捨て場につながる法面部分になります。図面の左斜め下が、これも薄い緑色になっておりますが、盛り土をして残土処理をする谷間部分でございます。土捨て場部分にあたるものでございます。一番下の赤い部分ですが、これが土捨て場の最も下流の部分に設置する重力式擁壁の箇所になります。その上の濃い緑の部分が、盛り土後ののり面部分になります。

次のページをお開きください。

崩壊した土砂を排土して、新しく林道の線形を変更する箇所の横断面図でございます。右上のBC.2の横断面図をご覧ください。滑落崖が表記されています下の方に波線がございますが、その下にまた一点波線がそれぞれございます。この波線の部分が、切り土部分の土砂、これは崩積土ですね。崩積土と軟岩1A、これは軟岩1、比較的柔らかい岩層ということですね。これとの地層の境界を示しております。そして、一点波線が軟岩1A（強風化砂岩）と軟岩1B（弱風化砂岩あるいは泥岩）、これは硬い部分でございますが、この地層の境界を示しているものでございます。この一点波線を境に下は

モルタル吹き付け、上の部分が植生基材の吹き付けと分かれる部分を図示したものでございます。

次のページをお開きください。

同じく、断面図でございます。この部分につきましては、掘削、切り土の最も大きい断面部分 S P. 2、No. 3 を図示しているものでございます。

次のページをお開きください。

同様に、No. 4 から No. 5 + 5. 0 までの横断面図でございます。

それでは、次のページをお開きください。

土捨場の縦断面図でございます。土捨場には 4 万 4, 0 0 0 m³ の排土土砂の受け入れを行い、転圧、盛土をいたします。

図面の最も右側にあるのが、土捨場の最も下の部分に設置する重力式擁壁の箇所でございます。土捨場部分の底の部分に地下排水工を施工いたしまして、盛土処理をいたして完了した後に、表層の排水工を施工する予定であります。

流末処理工の工事につきましては、今回の契約工事には含まれておりませんが、町の単独工事により、洗掘防止や誘導流路の工事を施工してまいります。

次のページをお開きください。

土捨場の横断面図でございます。上流の方から No. 0、No. 1 となっております。No. 1 をご覧ください。土砂の受け入れは、側面の山林と一体化するように、地山側面を 6 0 c m ごとに段切りをいたしまして、転圧は 3 0 c m を一層といたしまして、盛り土をしてまいります。

次のページをお開きください。

同じく、横断面図でございます。No. 3 をご覧ください。左側の法面は、表面の崩壊土砂を切り土いたしまして、法面には、保護のための植生シートを施工する予定であります。

次のページをお開きください。

同じく、横断面図でございます。この横断部分につきましては、土捨場の幅が最も広い部分の、No. 3 + 1 0 及び No. 4 の横断面図でございます。

次のページをお開きください。

この分につきましても、同じく横断面図で、No. 4 + 1 0 及び No. 5 の横断面図でございます。

次のページをお開きください。

同じく、横断面図でございますが、No. 5 + 1 0、No. 6 及び No. 7 の横断面図となります。この部分につきましては、土捨場の下流側の末端の部分になるところでございます。擁壁にとりつく斜面の横断面図でございます。

一番下のNo.5 + 1 0をご覧ください。赤い波線が、No.5 + 6 . 1 5でございます。この測点、高さにつきましては、ここから斜面傾斜が始まりまして、赤い実線はNo.5 + 1 0の盛土の高さを示しております。

No.6をご覧ください。実線は、No.6の盛土の高さを示しております。赤い波線は、No.6 + 1 1 . 1の高さを示しておりますが、これが一番下流に設置する擁壁の天端高となっております。

今回の工事につきましては、被災した既設構造物の撤去、被害を受けた立木の伐採、抜根、崩壊した岩盤による落石など、通常とは全く異なる規模の危険な現場でありますので、今後、安全管理を徹底いたしまして、工事施工計画をしっかりと確認しながら慎重に進めてまいりたいと思います。

以上で、これまで災害対応の経緯及び今回工事の内容についての説明を終わります。

なお、工事契約の工期は、平成31年3月20日までを予定しております。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） 工事の計画図についてちょっとお尋ねですが、まずこの平面図、2回目のこの中の横断図も含めてですけども、No.0からNo.5 + 5までの右側の泥水処理がなされておられません。よって、ボリューム1、ボリューム2の残土処理場に全て路面水が流れ込むということになるのではないかと思います。そして、しかもこの残土処理場の大きな矢印は、さらに谷に埋め込んだこの部分に勾配がついているように思うわけですが、大丈夫なんでしょうか。先ほどのこの箇所の手前の原因は、路面水が原因だというお話もされておりましたので、果たしてびしっと路面水はこの擁壁の部分まで、赤で示された擁壁の部分まで水を導くべきではないかと思います。実際、この断面図の中でNo.0 + 0とか、No.1 + 1 0の断面の旧道路の部分の右側は亀裂が入っています。そういう状況もありますので、何らかの対応はしなくていいのかということです。

それから、No.3の切り土面がかなり高いわけですが、これはこの前の補正予算のときもちょっと若干お尋ねしましたけども、これに対する落石防護工法を柵とするのか法面保護なのか、この中ではよくわからないわけですが、そういう部分の必要はないのか。

それから、平面図に戻りまして、この広い薄緑の部分ですね。これは、これだけ広い面積があるわけですけども、何か具体的な活用策は、例えば広葉樹の植栽とか、そういう対応は考えておられるのかお尋ねします。このままであれば、雨が降る度に表面がずっと流れてしまうと。場合によっては、大きな都呂々川に流れ込む。場合によっては、さらに都呂々ダムまで何かの影響を与える可能性もあります、最近のゲリラ豪雨を考

た場合ですね。そこらへんをちょっとお尋ねします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず最初に、No.0 からNo.5 につまましての排水処理のお尋ねでございます。この土捨場部分の排水処理につまましては、査定の当初においては計画をしております。それで、査定の結果、必要ではないというような結果をいただきまして、それで流量計算、そういったのをまた再度し直したわけなんですけども、これにつまましてはぎりぎり処理はできるということでございますが、この最終的に土捨場を造り上げて排水をする部分については、下流の部分は今回の工事に入れておりますが、側面の部分の排水対策については、今回の工事については、再度検討の上で次の工事で対応するように考えております。

ご指摘の排水対策については、最近のゲリラ豪雨、毎年のように続く時間雨量の100mm、そういったのを大変懸念しております、この工事とは別に、再度確認の上、排水対策をやってまいりたいと思います。

次に、No.3 の切り土面の落石対策でございます。これにつまましても、当初、段切りで災害申請をしておりました。これにつまましても、林道の規定上、カットされた部分でございます。この分につまましても、それぞれの地層を確認しながら切り土をやっていくわけでございますが、それに応じたところで頂上部分には落石をする箇所がないか、慎重に見極めてまいりたいと思います。それと、法面の部分につまましては、不安定な地質がないかどうか、これについて確認を行ってまいりたいと思います。

最後に、広い緑部分の平地の活用でございますが、この部分につまましては、今後、広葉樹、特に今、林務関係で進めております剪断の活用等を、しっかりした根が張るような広葉樹を植栽を考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） また2枚目に戻りますが、この残土処理場の、平面図から見て右左で言いますが、左側の右端にはずっとU字溝が入っていますが、左側には何も入っていないですね。さらに左側の現林道にも何ら側溝も入っていないわけですが、ということは、この路面水はそのままこの左側の残土処理場にそのまま流れ込むというふうになると思います。とすれば、この残土処理場の左角、既設林道との斜面のところに、やはり右側と同じようなU字溝を設置しなくても、ここの部分は安全性は保てるんでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 林道の排水につまましては、これは片側のほうに側溝がございます。それで、形状といたしましては、迫のほうにはあまり流れ込まないよう

な部分もございしますが、この部分的にはやはりご指摘のとおり、ブロック積みとかございしますので、迫のほうに流れ込みます。この部分につきましても、先ほど査定でカットされたと申しましたが、実際ここに計画はございました。これも含めまして、再度、流量計算、現地の確認を行いながら、最終的に調整をして工事の完成にしたいと考えております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 先ほどもちょっと触れましたように、これだけ全体で4万4,000立米とおっしゃいましたか。実際もしかすると、もうちょっと増える可能性がありますよね。苓北町の土木のこれまでの経過からするとですね。ちゃんとプラスマイナスゼロが、8,000立米ですか、残りましたので。そういう泥がこの中に埋め込まれると、そしてゲリラ豪雨とか重なった場合は、これが最悪下に、当然上には流れませんので、下に流れていくと。そして、それがまた都呂々ダムに影響を及ぼす可能性もやっぱり考慮しながら、慎重に現場の状況を、進捗の状況を見ながら、現地の状況を見ながら、工事にかかってもらいたいと思います。

終わります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） この2枚目の図面の平面図をちょっと見させていただきます。この図面でいうと、中央に表面水を取るようになっていきますよね。これは盛り土の分はこの中央の部分に5パーセントだったかな、この前の説明では。傾斜してるとか何かという説明だったように記憶しとるとですけれども、この表面水のU字溝、それと道路の要するに掘削された分も全部これに入ってくるわけでしょう、中央のこの排水溝に。そうすると、この排水溝が、要するにこの濃い緑の法面になるところで曲がっるとですよ。ここらへんあたりは、やはりこれはもう一回工事してしまうと、なかなか掃除というのはできないという気がするわけですよ。このままでは、何かすぐ詰まりはせんとかなという心配がするわけですよ。やはりこういうふうなのをまっすぐできるだけ、水の流れができるような感じで取ったほうがいいんじゃないかなという気がするんですけども。やはりこれだけの面積になると、この集水量というのがかなりの量になってくるんじゃないかなという気がするわけですよ。この流末処理については、またその2でされるということですが、やはりこの工事の中の表面水は、やはりスムーズに流れるような形状のほうがいいんじゃないかなという気がするんですけど、そこらへんはどんななんですか。

それとついでに、ここで方線を変えられて、山側をずっと持ってきて、ここでまたくるっと回って、またこっちに戻ってきています。ここらへんの排水というのがどうい

ふうに、傾斜というのはどっちにどうなっているんですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 平坦部分の排水並びに斜面部分の排水も、現在のこの図面の計画でいけば、議員のご指摘のとおり、ここに集中してくることになります。そのため、この排水は再度検討いたしまして、この今回の工事とは別に次の工事において、この3.5haの流量計算は、足してできるとは、足しておりますが、やはり不安が残るということでございますので、今後もまた再度検討いたしまして、この出来上がった土捨場の一番表面の排水につきましては検討して、また今後の工事につなげてまいりたいと思います。

それと、2番目のご質問でございますが、現道のすり付けで曲がっている部分でございますが、これは右側に縦断が相当低く、右側が相当低い縦断となっております。したがって、この広場部分の一番右側に排水溝がございますが、この部分でも3分の1程度の水平の箇所がここで拾って、現道のすり付ける林道の道路側溝につなげる予定で考えております。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） この部分を検討されるということですが、工事が仕上がってから、またやり直しというような形になってきはしないですかね。そういうふうな考え方であると、今の段階でやはりどうするかというのを検討されてしないと、工事をしました、またこれじゃちょっと無理じゃなかかなとか何かに結果的になったときに、また工事のやり直しというような無駄のような、後戻り工事のような感じがするわけですが、そこらへんはどんなでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 只今のご指摘につきましては、こちらでも早い段階で決定して考えてまいりたいと思います。

この土捨場の排水につきましては、最終的にこの間に設置する側溝につきましては、どうしても盛り土を一番最後に設置する工事となります。それに合わせたところで計画を立て直して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 錦戸君。

○11番（錦戸俊春君） これだけ大きな災害が出ているわけですので、よほど慎重にして、もう今後やはり地盤も一応安定したということでされておりますので、やはりこれは想定外というのが生じてくるから絶対とはいえないと思いますけれども、やはり今後起こらないような方法で取り組んでいただきたいと思います。

○議長（山本政人君） ほかにございませんか。

山下君。

○10番（山下時義君） 10番の山下です。

この工事が始まるということは、地元木場地区にとってはたいへん有り難いことで、待ちに待った工事であります。ところが、非常にこの工事が大きいだけに不安もあるわけですね。特にこの工事が始まった場合には、先ほどから説明がありますように、相当な生コン車とか、いろいろな重機の出入りあれこれがあります。という交通事故の問題もよく考えていただきたいということと、先ほど善亀線のところで、浜口議員から、やっぱり地すべりについては、地域としてもたいへん心配だから、途中経過でもいいから調査が終わったら説明をしてくれと、こういうお話がありました。この地域、この場所についても、そういう機会を捉えていただいて、交通安全の問題、工事の内容の問題、期間の問題、このことについて地元でもやっぱり説明をお願いしたいと思います。

それから、これはたいへん先の話になろうかと思いますが、問題は新しく取付道路、これに住民としても大きな期待をかけているわけですよ。この取付道路が完成しないと、この林道の全体的な利用ができませんから、その工事はいつぐらいから始まって、だいたい完成はどのくらいになるのかというようなことを聞かれるんですよ。そういうこともお知らせいただければと思います。

この3点について、よろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 施工にあたりましての工事車両、そしてまた説明会につきましては、現在、地元区長さんを通じ、住民全体の説明、これについての日程あるいは実施するかしないかというところも含めたところで、区長さんにご相談を申し上げているところでございます。要請があれば、直ちに説明会を開催いたしたいと思っております。

それと、取付道路の完成、付替道路の完成の時期ということでございます。これにつきましては、今回、工事発注した部分が主に廃土して、土捨場に盛り土をするというような、土工を中心とした工事でございます。そのため、それをこの進捗を見ながら、その地層を確認しながら、影響範囲を確認した上で次の工事に発注となりますが、発注は道路工事の部分、舗装の部分につきましては、2月頃の発注ではないかと考えております。したがって、年度内に完全に竣工がやや難しいのではないかと考えております。ただ、梅雨の時期、あるいはそれまでには、雨の多い時期までは何とか道路を完成させたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

石田君。

○6番（石田みどり君） 先ほどからも出ていますように、ここは本当に流水量がすごく多いと私も感じております。その手前も流水によってもう道路は陥没してしまってお

りますので、下までずっともう陥没して流れていっております。もう完全に通れない、道路が寸断されている状態になっております。だから、流水量が多いので、その流水については本当に完全なものをお願いしたいと思うんですね。造ったが、また流水によって壊れたということにならないように、そういうことになれば税金の無駄遣いでありますので、そういうことにならないようにきっちりしたやっぱり排水を考えての工事をさせていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議員のご指摘のとおりだと考えております。今回の補正で、流末処理の単独工事費を計上させていただきました。その点につきましては、今後もう現地を重々確認した上で、流れ方を見ながら、適切な流末の処理工事をしてまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 2、3お尋ねをします。

この災害関係部所の土地の所有はもう苓北町に所有権は移してあって工事をなさるわけですか。あるいは、そのままの所有権のままで盛り土をしたり何かしていくということでしょうかね。そこらへんが1点と、それから道路はちょっと短くなりますね、距離的にですね。道路延長がですね。勾配なんかは十分、あまり無理せん程度の勾配になっておるわけですかね。勾配がもし足りないのならば、もうちょっと先まで切り込んで勾配を良うせんといけないのではないかなというようにも考えますが、だいたい道路縦断ですよ。そこらへんと、それから水の終末処理ですが、この何か終末を単独費で云々というようなことをちょっと今話が出ていましたが、今回補正されましたのは150万円の分でなさるわけですかね。そうした場合は、ある程度の計画はどのような形になっているのかお示しをしていただければなと思います。

それから、今回の議会でも一般質問の中で、都呂々川との関係をこの工事に伴って、危険度が増すんじゃないかと。というのが、この林道ができた関係で、かなり道路の形は変わっております、当初よりですね。というのが、河川を歩いてみますと、川の真ん中に杉の木が立って、この川が出来とっても、川自体ももう流れ自体も変わって、もう田んぼなんかが川になってきているところが点々とあるんですよ。もう上部です。所有者の方もあきらめてお出でのごようではございますけれども、確かにここには砂防もございます、落ち込んだところにですね。砂防もございますけれども、都呂々川に直接面したところは、相当急で流速が早い。そういう関係で、都呂々川にのった場合は、時間の都合上、いろんなこともお聞きできませんでしたが、例の涼松橋の前後あたりはもう災害が発生したままになって出ております。あそこらへんが崩れて、

県道にかかる涼松橋、あのへんにもし例えば小路川のあのボックスに引っかかったと、何かそういうことになれば、下流部に相当な被害を及ぼす経緯があると。

それから、28年度にあそこらへんは林務で砂防もしてありますね。もう砂防もしてありますけども、もう既に満杯になって、その土石が下の私道に流れて、廃土とか何かの対策をとっておられるようでございます。そういった状況で、ここは地形的にも相当土質的に、相当やっぱり注意しなければならない土質であろうと思いますけれども、そこらへんはどのようにお考えか、再度お尋ねをしたいと思います。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） まず、用地についてでございます。これにつきましては、まだ用地買収までは至っておりません。これは災害査定のための段階で、工事の施工の同意ということで、一応用地の測量はしております。それで、潰れ地面積も出したところで用地の承諾書をいただいております。

それで、次に道路の縦断勾配についてでございますが、これにつきましては前の道路、被災した道路とほぼ変わらない縦断勾配でっております。若干、議員のご指摘のとおり、若干カット部から短くなっておりますが、ほぼ前の林道と同じような縦断となっております。

それと、流末の単独工事の計画ということでございます。この2枚目の平面図の赤い部分が一番下の擁壁になりますが、この下に水を横にはねて、またその山林の横にまた持ってくるような計画でありますが、この部分についての必要なところに、フトンカゴを洗掘しないように、生コンを基礎にベースを打って、その上にフトンカゴを設置する、あるいは必要に応じて流路、洗掘しないように水の道のある程度導いてやるような工事、それを現場の状況を見ながら設置をしていきたいと思っております。

次に、都呂々川の洗掘状況が見られるということで、確かに議員のご指摘のとおり、川に近い山林もですけども、畑、水田、相当洗掘がひどい状態も承知しております。今後、この地すべりの隣接の溪流にも、一応県の治山関係の各課に、治山ダムの要望はしていきたいと考えております。今後とも、そのへんは留意しながら施工してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） この災害関係者、今この色付けなされているところが、多分、盛り土とか切り土とかになる部分だと思いますけれども、これは後でまた購入とか何かなさるということですか。あるいは、工事だけをもうさせてくれと、用地はもうまだそのまま使ってくださいというようなことで地権者の方には言われるわけですかね。了解をとってされるということですかね。埋め立て部とか、切り土部とか、あるいは道路にかかる部分あたりのところまで、工程はどうしてあるのかなというようなことがあるも

のですからね。そこらへんわかりますか。

それから、水の処理でございますけれども、浜口議員のほうからも、路面水の関係あたりも質問があつておりましたけれども、今回また法面と道路部分、多分盛り土の部分あたりに道路が水が流れるということであれば、アスカーブなんかを付けて、片一方のほうに水は導かれるんじゃないかなと思いますけれども、その部分がやはりどうしても流末は都呂々川に入っていきますね。そこらへんやっぱり十分に注意していただければなと思います。

以上でございます。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 工事にかかる用地についてのご質問でございます。これにつきましては、工事の完成後にまだ確定測量をいたします。その後に用地売買を契約して、それに基づき用地代をお支払いするというような形をもっていきます。

それと、流末についてのお尋ねでございます。都呂々川に、議員の言われたとおり、最終的には都呂々川に落ちてまいります。先ほど申し上げましたが、今回の工事が都呂々川に影響しないように、そしてまた必要であれば、先ほど申し上げましたが、治山の施設の要望などを行いまして、対応してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 2件についてはわかりました。頑張っていたきたいなと思っております。

もう1件、例の流末関係で単独分の150万円の分、これについては上手な採択の方法なら、多分、補助の中で組み入れて申請なんかもされるんじゃないかなと思いますね。もうこういったことが発生して危ないから、ちょっとこのくらい延ばしましたよと、150万円ぐらいですよということであれば、事業費が大きいので、多分認められると思います。できる限り、その補助の中に入れていただくように、150万円でも純粋な単独というのは、たいへん町にとっては貴重な財源でございますので、そこらへんもぜひ努力をしていただきたいなと、そう思います。

以上です。

○議長（山本政人君） はい、努力をしてください。

○農林水産課長（野田尚之君） はい、ご指摘のとおり、努力してまいります。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 2点だけ、質問したいと思います。

まずもって、前回の補正予算の中で、1億7,173万7,000円という補正がなされました。そして、今回1億2,700万円程度の工請けでございます。ざっと計算し

て4,000万円ぐらいが補助対象で経費が残っておりますので、これに「その1」というふうに明記してありますので、「その2」があるのかなと思います。総務委員会ですから、私たちの範囲外でございますけれども、「その2」についてもできるだけ、先ほど課長が申されましたけども、土工以外については2月頃で、もしかしたらその繰り越しかなというニュアンスも、私自身ももっておりますけれども、地元説明会の折には全体工事の内訳といいますか、今回「その1」ではここまでですよと、「その2」でこれだけがまだ残っております。最終的には、あくまでも現年度で3月20日ですか、今、工期を定めてありますけれども、もしかしたら繰り越しになるかもしれませんという説明が地元にはほしいなと、私は思っております。

それから、先ほど松本議員から、用地交渉のことで申されましたけども、正式にはまだ確定測量等々が終わって後にするんだという、今答弁でございました。この中に一つだけ気になっているのが、一番末端に都呂々神社宗教法人の名義がございました。そういったところで、いろんな手続き上、長期にわたる可能性がなきにしもあらずだろうと思います。ですから、用地交渉の折には、相続関係についてはできるだけ早めに地権者の方々にご了解を得て、工事が終わって確定測量が終わったらすぐでも、お金の支払い、並びに登記ができるんだという手続き方をお願いしたいと思います。いかがですか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 地元説明会につきましては、議員のご指摘のとおり、地元の方々が不安をもたれないように、しっかりと説明をしてまいりたいと考えております。次の残工事も含めたところで説明は行ってまいりたいと考えております。

それと、土地につきましてはですけども、登記の関係もご助言いただきましたが、この件につきましては、今回の請負契約が成立、ご承認いただいたら、4名の地権者の方々、それぞれ工事内容を説明しにまいりますので、その時点でもご相談を申し上げまして、最終的に確定測量を行って、用地売買契約に至るということをお願いしてまいりたいと考えております。

登記につきましても、ご指摘のとおり、期間がかからないように準備してまいりたいと考えております。

○議長（山本政人君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、それでは質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第56号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号、請負契約〔森林基幹道苓北天草線災害復旧工事（その１）〕の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩をしたいと思います。３時まで休憩をします。

—————○—————

休憩 午後２時３９分

再開 午後２時５９分

—————○—————

○議長（山本政人君） それでは、時間が若干早うございますが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、本会議を再開します。

—————○—————

日程第１７ 議案第５７号 富岡浄化センター更新事業委託協定の締結について

○議長（山本政人君） 日程第１７、議案第５７号、富岡浄化センター更新事業委託協定の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 議案第５７号、富岡浄化センター更新事業委託協定の締結について。

本町は、下記のとおり、委託協定を締結するものとする。

平成３０年９月７日提出。苓北町長 田嶋章二。

記

- １ 協定の目的 富岡浄化センター更新事業の委託
- ２ 協定の方法 随意契約
- ３ 協定の金額 １億８,８５０万円
- ４ 協定の相手方 東京都文京区湯島２丁目３１番２７号

日本下水道事業団 理事長 辻 原 俊 博

提案理由、地方自治法第９６条第１項第５号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

協定の内容について説明します。今回の協定は、富岡浄化センターの水処理を制御する施設で、電気受電設備、微生物を活性化させるためのエアレーション制御設備、放流水を管理する放流計設備、汚泥量を管理する流量計設備、汚水等混和状態を計測するディッチＤＯ計設備、雨量計、全体の状況を監視するシーケンスコントローラーや非常時

の警報装置などの更新が主な内容でございます。

次のページをお願いいたします。

富岡浄化センターの平面図になっております。上のほうが富岡湾になっております。

まず、1の管理棟でございます。一番右側です。ここは浄化センターの中核で、全体の制御を担当する部署です。今回の更新では、負荷設備、これは電気関係の設備ですけれども、エアレーション装置制御盤、受電設備、高圧気中開閉器、制御計装電源装置、無停電電源設備、監視制御設備、シーケンスコントローラー、これは水処理を制御する装置が対象でございます。

次に、2のポンプ場でございますが、流入水の取水処理水の放流などを行う施設です。更新では、計測設備の放流流量計、濾過処理水位計のポンプ井水位計、雨量計などが対象でございます。

次に、図の3の汚泥ポンプ室でございます。最終沈殿池の汚泥を管理する施設です。更新では、計測設備の返送汚泥流量計、余剰汚泥流量計などが対象でございます。

4のオキシデーションディッチ施設でございますが、汚水が最初に処理を受けるところで、空気や微生物などを注入・攪拌し、微生物を活性化させ、水処理の促進を図る施設でございます。更新では、処理状況を確認し計測する溶存酸素量計（ディッチDO計）が対象でございます。

なお、委託の協定の期間は、平成33年3月31日までを予定しております。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行います。質疑はありますか。

倉田君。

○5番（倉田 明君） 1点、お尋ねをいたします。

この件につきましては、今年度の当初予算にも債務負担行為等が32年度まで2億1,200万円ほど組まれております。お陰をもちまして、我が町は早くから取り組んで快適な生活環境を構築されております。また、今後においても必要不可欠なものと思っております。

そういった中で、今度の更新はやはり長寿命化等に向けた対応の一環と思うんですが、ご承知のとおり、現在やはり人口、全国的に地方においては減少気味でございますが、一応加入率も今年度当初で98パーセントだったんですかね。私はあくまでも記録しただけでございますが、98.9パーセントぐらいだと記憶しておりますが、そういった中でも、これ以上あまり伸びていかないと思います。そういう中で、やはり人口減少等々も加わりながら、やはり必要であります。将来的なこのいわゆる数値の変化、そのへんをどういったニュアンス、非常に厳しいと思うんですけれども、どういった感で

おられるのか、そこをまず1点をお聞きしたいと思います。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 今、加入率ですけれども、公共下水道が89.41パーセントでございます。今後の推移ですけれども、ご存じのように、水道環境課のほうでも加入促進ということで、各ご家庭にお声掛けをして、できるだけ加入してくださいということでご案内を申し上げております。今のところ、加入率に関しては、これより落ちることはないと思っております。対象のお宅が高齢者の方が多いものですから、その分で分母のほうが減っていくという形にはなるかと思えます。ただ、倉田議員ご指摘のとおり、全体の人口も減っておるということは間違いございませんので、今後、2年前に料金改定をさせていただきましたけれども、それも含めて今の状況では一応維持管理費の分は使用料で賄うような形をとらせていただいております。今後、また人口の推移、加入率等も含めて、ご検討させていただければと思っております。

以上です。

○議長（山本政人君） 倉田君。

○5番（倉田 明君） 公共下水道の加入率については、失礼しました、ありがとうございます。89.41パーセントということでございます。

非常に、しかし環境的にも水質的にも、非常に良くなって、お陰で良い生活をさせていただいているわけでございますけれども、やはり近年、企業等の使用料の落ち込み、あるいは戸数の減少、あるいは人口の減少等で、非常にやはりこの稼働率といいましょうか、収入面においては非常に厳しい面があります。一方、歳出面においては、やはり維持管理、今後、私は相当増えてくるものと思えます。

そういう中で、まだまだ21億数千万円ぐらいの、まだあれもありますし、それは致し方ないわけございまして、ただ一番心配するのは、やはりここをまた数年来、やはり値上げする使用料金、値上げする可能性が十分にあると思うんですね。これは致し方ないんですけれども、最後にこの数字的な見通しだけでも結構です。どういう感じでおられるのか、そのへんの値上げも含めて、ここ1年はないと思えますけれども。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 倉田議員ご指摘のとおり、先ほどご説明しましたように、一応目標が維持管理費の分を料金で見合うような形で収入できればと考えております。今の時点では、プラスに多少なっておりますけれども、もう数年後にはまたマイナスの分がなろうかと思えます。そしてまた、前年度は決算審査も今度ございますけれども、火力発電所の定修がなかったということで、料金のほうも落ち込んでおります。今年は幸いにして、実施のほうをしていただきましたので、水の使用量のほうも去年よりは今のところ上がるとる状況ですけれども、何分、そういういろんな諸々の状況がありま

すので、将来的には値上げをさせていただかねばならないような状況になると思われます。

以上です。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

松本君。

○1番（松本良人君） 今回の更新の委託料と、この平面図を見せていただくと、何かぽつんぽつんとまた違う施設がありますね。その分については、どういうことになっているのかなと思うのと、もしその分についてもやはり日本下水道事業団に請け負っているのか。そして、およそ2年ちょっとぐらいの期間ですけれども、全部合わせたら、年間にどのくらいのこの委託料として払わないといけないのかというようなことをお聞きをしたいと思います。

それから、この日本下水道事業団というのは、日本に一つしかないんですかね、それに関係するようなのは。今、何かいろんなマスコミを賑わせます、特にスポーツ関係あたりは相当やっぱ裏で妙な動きをしたり何かして、いろんな問題が起こっております。この事業団についてのそのへんの上のトップのそこらへんが、下水道事業団については何も今のところはありませんけれども、そこらへんは大丈夫なのでしょうか。そして、もしやっぱ事業団に委託しないと、この下水道はどうもできないのか、あるいは町内で技術者あたりを雇っていただいて、技術的に磨いてもらう。そして、1億8,000万円全部をすれば、3億円も4億円もなると思うんですね、まだほかにも支出がありますので。これは相当な金がかかるのじゃなかろうかなと。そこらへんをもしそういった形でできるとしたならば、町にも相当金が入ってくるんじゃないかなというように思うと思います。そこらへんはどうお考えになっているのかをお聞きしたいと思います。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 一応、中の更新でございますが、これに書き加えてない部分も細々はあるんですけども、大まかにその設備の関係の一番大元を記入させていただいております。

○1番（松本良人君） 赤で囲ってあるところと、なかところのあるものですから。

○水道環境課長（錦戸和友君） そこは対象外になっております。

○1番（松本良人君） それはまた別の請負でしてあるんでしょう。

○水道環境課長（錦戸和友君） いいえ、今回は3年でそこを。

○1番（松本良人君） 今回じゃなくて、ほかの契約でしてあるんでしょう。

○水道環境課長（錦戸和友君） いいえ、今回はそこは全然。

○1番（松本良人君） 今回じゃなくて。

○水道環境課長（錦戸和友君） 今度の委託ではそこは入っておりません。

○1番（松本良人君） 今回じゃなくて。これは別の契約でまたしてあるとでしょう。

○水道環境課長（錦戸和友君） はい、そうです。

○1番（松本良人君） この別の契約と、今回のを足せばどのくらいになるか。

○水道環境課長（錦戸和友君） 一応年度別の契約額ですけども、平成30年度が2,450万円程度を見込んでおります。平成31年度が7,000万円、平成32年度が9,400万円の金額になっております。

下水道事業団の件ですけども、日本下水道事業団は国が認めた国の特殊法人ということで、生活排水の改善、公共用水の水質保全を目的として、各自治体の、要するに技術者が不足する自治体とか何とかなの請負をして協定を結んで、工事から施工、会計検査までを受け持つということになっております。

以上です。

○議長（山本政人君） 町長。

○町長（田嶋章二君） この日本下水道事業団は、概ね国土交通省下水道部というのがあんですが、そこと人事を交流しながらやっております、この下水道に関しては最高の技術水準をもっております。

それと併せまして、確かに町でもいろいろな人を雇ってやればできるかと思いますが、それなりの相当の給料が要るんじゃないかと思いますがし、これは設備費も入れた中でございますので、そういった意味では全体的に安心して委託できる団体ではないかと、信頼性をもっているところでございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 年間に7,000万円あるいは9,400万円ということが出ましたけども、これは機械の設備から何から、もう機械の更新料から何から含めてですか。それとも、維持管理費だけ。もし機械が駄目になったら、それを取り替える、その経費なんかもこれに入っとるわけですか。そうすれば、もうこれだけしか要らなくても、これだけお金を払っておけば、もう何も手は要らないということですかね、機械が増えなくても。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 今回の更新は、一応ここに書いております機械の更新ということで、今の施設を利用しながら機械を取り替えていくという内容でございます。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 私が言うのは、私たちはこの下水道を運営していくために、どのくらい金がかかるのかなというのが一番心配なんです。それで、私が聞くのは、この

例えば1億8,000万円、1億9,000万円ぐらい、それを払っておけば、もう安心かなと、もう何もしなくてもいいのかなと。例えば、ここにオキシデーションディッチとか何かと、いろんなことがありますけれども、これは2基ありますけれども、これが故障してもこの中の1億8,000万円の中で交換したり何かしてやられるのかなと。また、同じ機械のような形が隣にありますけれども、この分も、私はさっきお尋ねしたのは、こういった分については別の契約の中でどのくらい年間要るのかなというようなことを聞いたんです。そこらへんが、年間の維持費が全くもう私たちが出す金がどのくらいあれば、その下水道が運営できるのかなと、あまり余計要る、どうもこうもとてつもないくらい要るならば、町あたりで練習をしながら維持管理をしたほうがよくはないかなというような考え方でありました。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 今回の更新の内容でございますが、耐用年数が来た分に限って、国からの50パーセントの補助をいただいております。今までは、議員ご指摘のとおり、修理代ということで、もう単費で修理をしたわけでございますが、今回は国からの50パーセントの補助があるということで、この機器の取り替えということをさせていただきます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、この計画平面図の①から④までの総額で1億8,800万円ぐらいですが、この①から④のそれぞれの価格がわかれば教えてもらいたいと思います。併せて、何年経過して、今度取り替えた場合に、今後何年後ぐらいにまだ同じようなことになるのか。

それから、33年3月までということですが、その間の運用上の何か課題があるのか、機械を取り替えることによってですね。順次、その年数に合わせて、工期に合わせて取り替えるので、運用上は何ら問題ないということなのか。

それと、この赤枠で囲んでない部分については、先ほど2,400万円、7,000万円、9,400万円という話をされましたけども、どれをどういう形で今後計画されているのかお尋ねします。

以上です。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 今回の更新ですけども、一応今手元に対象表は、年数を持っているんですけども、一応7年から15年の範囲でもう対象物になります。これは補助対象になるということでございます。

図示の赤の部分ですけども、今回の委託協定の部分は、ここの赤の部分で図示したと

ころに関しての協定でございます。

以上でございます。

1ヶ所ごとの金額は今、設計書が手元にございませんで、後日お知らせいたしたいと思ひます。

替えてから何年もつかというご質問ですけれども、一応先ほど説明しましたように、7年から15年の補助対象期間となっておりますので、替えた部分に関しては、その期間は大丈夫だというふうに認識しております。

赤で囲んでない部分に関してですけれども、後ほど更新の計画表がございますので、こちらも一緒にこちらの期間の明記されたものをご提出させていただきたいと思ひます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 施設の耐用年数は、補助対象で計算すると7から15ということです。これが①も②も③も④も同じ考え方でいいのか、それとも①は15ですけれども、②は7年度か、そういう形でなっているのかどうか。

それと、補助対象とする年数と、実際機械が、例えば最長7から15年が対象になっているということですが、補助対象じゃなくて、変えようと思えば15年までということですが、実際は15年の補助対象が使うとすれば20年、25年と使えるのかどうか。

それと、ちょっと回答がいただけませんでしたでしたが、工期が33年3月31日になっていますが、その間、下水道処理場は休むのか、それとも順次やっていけるのかどうか、あと1回お願いします。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 一応機器の耐用年数が先ほど申し上げました耐用年数でございますので、故障しない限りは使えるものと思っておりますけれども、何分もう耐用年数が過ぎて、いつ壊れるかわかりません。そういうときに、先ほど申し上げましたように、単費で修理ということになりますので、この際、半額の補助がありますので、取り替えて更新を行ったほうがよいことだと考えております。

更新中の処理場の処理状況ですけれども、先ほど日本下水道事業団ということで委託することになると思ひますけれども、事業団のほうはこういった施設を何ヶ所も造っておられし、またこういう工事もされております。当然のごとく、施設を止めるということはないで運営を行うようにしております。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今発言の中で、いつ壊れるかわからないのでやるとか何とかということじゃなくて、やっぱり補助と計画的に詰めた維持管理に努めてもらいたいと思ひます。

それから、もう1点、運用上、私はこの苓北町の下水設備はずっと使えると、そして私がお尋ねしたのは、その①から④をそのまま設置したままで使えるのか、それとも例えば大きな大型トラックを持ってきて、臨時的にそういう機械を使って処理していくのか、それとも今のままでとりあえず一応まずやるぞと、そして後の②③④はそのまま現役を使うと。そして、①が済んだら今度は②をします。そして、①③④でやっていくと、そういう形になるのか、ちょっとこれだけの2カ年でやっていくとなってくれば、そこらへんの考え方、工事と実際の下水道の運用の考え方を教えてください。

○議長（山本政人君） 水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 当然ここの施設はもう止めないということなので、今の機械、古いやつと新しいやつを入れ替えながらするような工事になると思います。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第57号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第57号、富岡浄化センター更新事業委託協定の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

—————○—————

日程第18 議案第58号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（山本政人君） 次に、日程第18、議案第58号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 議案第58号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のとおり変更する。

平成30年9月7日提出。苓北町長 田嶋章二。

提案理由でございますが、広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第

291条の11の規定により議会の議決を経る必要があるためでございます。

次のページをお願いいたします。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年熊本県指令市町村第23号）の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 広域連合議員は、構成市町村の長または議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。

（広域連合議員の選挙の方法）

第8条 広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから各構成市町村の議会において1人を選挙する。

2 前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長又は議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

附則です。

（施行期日）

1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

（経過措置）

2 この規約の施行の日（以下「施行日」という。）から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

3 この規約の施行の際、現に在職する広域連合議員及び次項の規程による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。

4 施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

この規約の変更につきまして、補足説明をさせていただきます。

現在、熊本県後期高齢者医療広域連合議会議員の定数は32人で、構成市町村が45市町村ですので、最低でも13の市町村からは議員は出ていないことになります。また、同一の市町村から2名選出されているところもございますので、選出していない市

町村は、さらに多くなっています。このことで、市町村によっては後期高齢者医療の保険料を決定するなど、大切な制度運営に意見表敬ができないと問題提起もあり、全ての構成市町村の住民の声が反映できる制度とするため、議員構成を各市町村から1名確保し45名とする規約の変更です。

これまでの32人の構成は、団体等の推薦により、市長8人、町村長8人、市議会議員8人、町村議会8人となっていましたが、規約変更により構成市町村の長か、議会の議員による45人となります。また、議員の選出は、構成市町村の議会において1人を選挙で決めていただくことになります。さらに、任期についてでございますが、今まで議員の任期は2年となっており、当該市町村の長及び議員の任期満了による度重なる補欠選挙が行われていたことから、任期を市町村の長又は議員の任期へと変更されます。

以上が、今回変更されます内容でございます。構成市町村それぞれの同文議決となっております。その後は、全市町村の議決がそろい次第、熊本県に変更の申請をされる予定となっております。

2ページ以降につきましては、新旧の対照表でございます。ご参照をお願いいたします。と思っております。

以上、審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

次に、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

議案第58号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、議案第58号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

————○————

日程第19 同意第2号 苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任について

○議長（山本政人君） 次に、日程第19、同意第2号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを議題とします。

提案者の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第2号、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についての
お願いでございます。

次の者を坂瀬川財産区管理会委員に選任したいから、苓北町坂瀬川財産区管理会設置
条例第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

第1選任区、錦戸幸春、昭和25年5月11日生まれ、苓北町坂瀬川702番地、農
業。和田区でございます。

提案理由でございますが、苓北町坂瀬川財産区管理会委員の欠員に伴い、管理会委員
1名を新たに選任する必要があるためでございます。

ご同意のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論はありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

これから、同意第2号の苓北町坂瀬川財産区管理会委員の選任についてを採決しま
す。

この採決は、会議規則第82条の規定によって、無記名投票で行います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

議序の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（山本政人君） 只今の出席議員数は11名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第3条第2項の規定によって、1番 松本良人君、2番 廣田幸英君、3番
高戸幸雄君を指名します。

事務局長が投票用紙を配ります。

投票用紙の枠の中に、賛成の方は「賛成」、反対の方は「反対」と記載願います。

〔投票用紙配付〕

○議長（山本政人君） はい、投票用紙の配付漏れはございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

[投票箱点検]

○議長（山本政人君） 異状なしと認めます。

只今から投票を行います。

事務局長が議席番号と指名を読み上げますので、順番に投票願います。

○議会事務局長（龍岡 学君） 1 番 松本良人議員、2 番 廣田幸英議員、3 番 高戸幸雄議員、4 番 松野重幸議員、5 番 倉田明議員、6 番 石田みどり議員、7 番 野崎幸洋議員、8 番 浜口雅英議員、9 番 田嶋豊昭議員、10 番 山下時義議員、11 番 錦戸俊春議員。

[投票]

○議長（山本政人君） はい、投票漏れはございませんね。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

これから、開票を行います。

立会人の松本君、廣田君、高戸君、開票の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（山本政人君） はい、それでは、同意第2号の投票の結果を報告します。

投票総数11票、有効投票11票、無効投票はありません。

有効投票のうち、「賛成」11票、「反対」ゼロであります。

以上のとおり、賛成が多数です。

したがって、同意第1号、錦戸幸春君を苓北町坂瀬川財産区管理委員会委員に選任することについては、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

—————○—————

日程第20 発議第2号 苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（山本政人君） それでは、日程第20、発議第2号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。山下時義君。

○10番（山下時義君） 発議第2号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例について。

苓北町議会委員会条例の一部を、別紙のとおり改正することとする。

平成30年9月7日。苓北町議会議長 山本政人。

提案の理由を申し上げます。現行の議員定数に鑑み、より多角的な意見が出ることを

考慮し、常任委員会の数を３委員会から２委員会に改編、あわせて委員の定数を４人から６人に改正するものです。

平成３０年６月８日開催の全員協議会において協議、私、総務常任委員長の山下が提出者、町民福祉委員会の松野委員長、建設経済委員会、田嶋委員長が賛成者ということでの発議ということでございます。

条例改正案を朗読いたします。

平成３０年荅北町条例第 号。

荅北町議会委員会条例の一部を改正する条例（案）。

荅北町議会委員会条例（昭和３１年荅北町条例第４９号）の一部を次のように改正する。

第２条を次のように改める。

（常任委員会の名称、委員定数及び所管）

第２条 常任委員会の名称、委員の定数及び所管は、次のとおりとする。

（１）総務文教厚生委員会 ６人

ア 総務課の所管に属する事項

イ 税務住民課の所管に属する事項

ウ 企画政策課の所管に属する事項

エ 会計課の所管に属する事項

オ 選挙管理委員会の所管に属する事項

カ 教育委員会の所管に属する事項

キ 福祉保健課の所管に属する事項

ク 監査委員の所管に属する事項

ケ 建設経済環境常任委員会の所管に属しない事項

（２）建設経済環境常任委員会 ６人

ア 土木管理課の所管に属する事項

イ 農林水産課の所管に属する事項

ウ 農業委員会の所管に属する事項

エ 商工観光課の所管に属する事項

オ 水道環境課の所管に属する事項

附則、この条例は、平成３１年２月５日から施行する。

なお、改正部分の条例新旧対照表も添付しておりますので、ご協議ください。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（山本政人君） 説明が終わりましたが、説明の中で若干字句の違いがございました。これはこの条例（案）のとおりとすることに変更したいと思います。

これから、質疑を行います、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

討論を行います、討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、討論なしと認めます。

発議第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、発議第2号、苓北町議会委員会条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで認定第1号から決算の認定に入ります前に、登本代表監査委員に出席を求めていますので、ご着席をお願いいたします。

[登本代表監査委員 着席]

○議長（山本政人君） また、倉田監査委員も監査委員席へ着席をお願いいたします。

[倉田監査委員 着席]

—————○—————

日程第21 認定第1号 平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第22 認定第2号 平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第23 認定第3号 平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第24 認定第4号 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第25 認定第5号 平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第26 認定第6号 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第27 認定第7号 平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第28 認定第8号 平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 29 認定第 9 号 平成 29 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算
の認定について

日程第 30 認定第 10 号 平成 29 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計
歳入歳出決算の認定について

日程第 31 認定第 11 号 平成 29 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算
の認定について

○議長（山本政人君） それでは、日程第 21、認定第 1 号、平成 29 年度苓北町一般
会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 31、認定第 11 号、平成 29 年度苓北町
宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、11 件を一括議題としたいと
思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

認定第 1 号から認定第 11 号までを一括議題とします。

一般会計から、順次、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 認定第 1 号、平成 29 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定
についてのご説明を申し上げます。

平成 29 年度苓北町一般会計歳入歳出決算は、地方自治法第 233 条第 1 項及び第 2
項の規定による所定の手続きを終わりましたので、同条第 3 項の規定により監査委員の
意見を付して議会の認定をお願いするものでございます。

一連の手続きは、会計管理者から平成 30 年 6 月 27 日付けで提出を受けました一般
会計、特別会計に係る決算書につきまして、平成 30 年 7 月 6 日付けで監査委員に審査
をお願いいたしました。

監査委員におかれましては、平成 30 年 7 月 10 日から 8 月 1 日までの間、各費目ご
とに担当課の事情聴取をしていただきながら慎重に審査をしていただき、その結果につ
きまして、平成 30 年 8 月 31 日付けで適正であるとの審査意見書をいただきました。

本年は類をみない猛暑の中でありましたが、それにも関わらず膨大な資料と長時間に
わたり審査をいただきました監査委員会のご労苦に対しまして、深く敬意を表するもの
でございます。

一般会計における決算の状況でございますが、歳入総額 52 億 471 万 3,650
円、歳出総額 50 億 4,964 万 2,807 円で、翌年度へ繰り越すべき財源 4,919
万円を差し引きますと、実質収支額は 1 億 588 万 843 円の黒字となりました。

なお、平成 29 年度における主要施策の成果につきましては、別紙でお手元に配付し
ております。決算の詳細につきましては、企画政策課長及び担当課長から説明をいたさ
せます。

また、認定第2号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定から認定第11号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定につきましては、それぞれ担当課長から説明をいたさせますので、よろしくご認定のほど、お願いを申し上げます。

○議長（山本政人君） それでは、認定第1号の平成29年度一般会計の歳入歳出決算の認定についての説明をお願いします。

企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） それでは、平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算書の内容について、説明させていただきます。

決算書の7ページをお開きください。実質収支に関する調書でございます。

決算額は、歳入総額が52億471万3,650円、歳出総額が50億4,964万2,807円で、歳入歳出差引額が1億5,507万843円です。そのうち翌年度へ繰り越すべき財源の繰越明許費繰越額4,919万円を差し引いた実質収支額は、1億588万843円となりました。この残金の処理につきましては、地方自治法第233条の2及び地方財政法第7条の規定により1億588万8,843円全額を平成30年度への繰越金とし、5,500万円を財政調整基金に積み立てます。決算書の6の欄は、全額繰り越しましたのでゼロ円となります。

詳細につきましては、歳入が決算書の11ページから48ページまで、歳出が49ページから195ページまでに掲載しております。330ページから337ページに財産に関する調書を添付しております。

また、平成29年度の主要施策成果説明書を別冊で配付しております。

ご審議方、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第2号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 認定第2号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の198ページをお開き願います。

苓北町坂瀬川財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額1,901万7,591円、2 歳出総額16万3,500円、3 歳入歳出差引額1,885万4,091円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。
5 実質収支額は1,885万4,091円で、実質収支額のうち地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第3号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（山崎秀典君） 認定第3号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の207ページをお開き願います。

苓北町都呂々財産区特別会計の実質収支に関する調書でございます。

1 歳入総額4,856万1,320円、2 歳出総額111万7,584円、3 歳入歳出差引額4,744万3,736円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5 実質収支額は4,744万3,736円で、実質収支額のうち地方自治法第23条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第4号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 認定第4号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

恐れ入ります。決算書の28ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。1番です。歳入総額13億2,065万5,367円、2 歳出総額12億6,934万401円、3 歳入歳出差引額5,131万4,966円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5 実質収支額5,131万4,966円、6 実質収支額のうち苓北町国民健康保険財政調整基金条例第2条の規定による基金繰入額は全額繰り越しましたので、ありません。

以上が、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第5号、平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

福祉保健課長。

○福祉保健課長（福田誠一君） 認定第5号、平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の246ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、1 歳入総額8億9,622万8,054円、2 歳出総額8億7,814万3,518円、3 歳入歳出差引額1,848万4,536円、4 翌年度に繰り越すべき財源はございません。5 実質収支額1,848万4,536円、

6 実質収支額のうち、苓北町介護保険給付費準備基金条例第2条の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第6号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

健康増進室長。

○健康増進室長（本田 保君） 認定第6号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

恐れ入ります。決算書の269ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書ですが、1番 歳入総額1億997万8,605円、2番 歳出総額1億839万1,264円、3番 歳入歳出差引額158万7,341円、4番 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5番 実質収支額158万7,341円でございます。6番 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第7号、平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第7号、平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の281ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。1 歳入総額2億2,790万8,679円、2 歳出総額2億2,298万8,914円、3 歳入歳出差引額491万9,765円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。5 実質収支額491万9,765円です。6 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第8号、平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第8号、平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の２９３ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。１ 歳入総額３億４,８０９万７,７３３円、２ 歳出総額３億４,５３２万４,５３９円、３ 歳入歳出差引額２７７万３,１９４円、４ 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５ 実質収支額２７７万３,１９４円です。６ 実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成２９年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第９号、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第９号、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の３０６ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。１ 歳入総額１,８５６万３３２円、２ 歳出総額１,８０５万１,０８９円、３ 歳入歳出差引額５０万９,２４３円、４ 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５ 実質収支額５０万９,２４３円、６ 実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成２９年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第１０号、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

水道環境課長。

○水道環境課長（錦戸和友君） 認定第１０号、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の３１５ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書です。１ 歳入総額４,６６２万４,１２２円、２ 歳出総額４,４９９万８,５３０円、３ 歳入歳出差引額１６２万５,５９２円、４ 翌年度へ繰り越すべき財源はありません。５ 実質収支額１６２万５,５９２円です。６ 実質収支額のうち、地方自治法第２３３条の２の規定による基金繰入額はありません。

以上が、平成２９年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の状況であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 次に、認定第１１号、平成２９年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、説明を求めます。

土木管理課長。

○土木管理課長（汐崎正喜君） 認定第11号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明いたします。

決算書の325ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。1 歳入総額497万8,680円、2 歳出総額469万7,708円、3 歳入歳出差引額28万972円、4 翌年度へ繰り越すべき財源はございません。5 実質収支額28万972円です。6 実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はございません。

以上が、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の状況でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これから、質疑を許します。ただし、明日火曜日から決算審査特別委員会において審議をお願いする予定でございますので、総括的な質問に限らせていただきます。

質疑は、各会計ごとに行います。

なお、質疑については、決算書のページを言われてから質疑されますようお願いいたします。

それでは、認定第1号、平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第2号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第3号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第4号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第5号、平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第6号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第7号、平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第8号、平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第9号、平成29年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第10号、平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

次に、認定第11号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を許します。本案について、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を終わります。

以上で、質疑を終わります。

お諮りします。

認定第1号から認定第11号については、議長と議選の監査委員を除く10名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、認定第1号、平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算から認定第11号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算までの11件については、議長と議選の監査委員を除く議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

決算審査特別委員会の日程は、9月11日火曜日、12日水曜日、13日木曜日のいずれも、午前9時30分から大会議室で行います。

—————○—————

日程第32 報告第6号 平成29年度決算における健全化判断比率等について

○議長（山本政人君） 日程第32、報告第6号、平成29年度決算における健全化判断比率等についてを議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 報告第6号、平成29年度決算における健全化判断比率等について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により、平成29年度決算における健全化判断比率の財政指標を別紙監査委員の意見を付けて議会に報告する。

平成30年9月7日。苓北町長 田嶋章二。

指標について説明させていただきますので、2ページをお願いします。

健全化判断比率の状況ということで、①から④まで番号を付けております。

まず、①の実質赤字比率で、一般会計の赤字比率ですが、赤字はございませんので、数値はあがってきません。

次に、②は連結実質赤字比率で、一般会計と特別会計を合算した赤字比率ですが、これも同じく赤字はありませんので、数値はあがってきません。

次に、③の実質公債費比率は、一般会計、特別会計、広域連合まで含めた公債費比率で12.0パーセントになり、早期健全化基準値の25パーセント以内となっております。

次に、④の将来負担比率ですが、一般会計、特別会計、広域連合を含めた将来負担比率で、128.3パーセントでございます。早期健全化基準値の350パーセント以内となっております。

3ページから5ページまでが、計算式等を用いた数値を示しています。

また、決算審査意見書の50ページに、今申し上げた数値を監査委員さんに審査していただいた意見書が出ております。

以上で、平成29年度決算における健全化判断比率等についての報告を終わります。

○議長（山本政人君） 説明が終わりました。

質疑を行いますか、質疑はありませんか。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） この2ページの下段に標準財政規模33億2,619万円が示されています。それに伴って、①から④までの数値が記載されていますが、これは標準的な基準ということなのか、最低、言うならば数値的には最高なのか、そこらへんのレベルはこの下の表はどの水準にあるということ Understanding すればいいのでしょうか。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） これは国が定めたその標準的な数値ですね、各自治体でいろいろなその事業で財政規模は変わってきますけども、それで判断した苓北町の標準財政規模ということになります。それで、この③と④の数字についてですが、その財政規模によって判断をするという数値になっておりますので、ここに掲げてございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 確認しますが、下の表の数値は国が示した標準値ということで、繰り返しになりますが、最低なのか、最高なのか、そっちで教えてください。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） あくまでも標準ということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 標準ということは、平均的な数値ということで理解していいんですかね。それとも、そこらへんですよ。これはもう最悪の数値なんだと、例えば標準値が、④ならば350という数字が上がっていますよね。それに対して、町は128だと。350というのは、この数字よりも増える、351になれば、名前を出していいかわかりませんが、北海道の夕張が崩壊したというようなことがあります。350まではまだそこらへんをちょっと確認させてもらいたいと思います。もう最後ですので、一つよろしくお願いします。

○議長（山本政人君） 企画政策課長。

○企画政策課長（荒木広之君） 標準財政規模というのは、地方公共団体の経常的な一般財源の標準規模を表すものということで、基準財政収入額、国が示した基準がございしますので、それに基づいて計算した額でございます。

○議長（山本政人君） ほかにありませんか。質疑ありませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これで、報告第6号を終わります。

監査委員の方におかれましては、たいへんご苦勞さまでございました。本日は、これでご退席いただいて結構でございます。

また、明日からはよろしくどうぞ、お願いします。

〔監査委員 退席〕

—————○—————

日程第33 報告第7号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について

○議長（山本政人君） 日程第33、報告第7号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告について、その報告書が提出されましたので、お手元に配付をいたしております。朗読は省略します。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、質疑なしと認めます。

これで、報告第7号を終わります。

お諮りします。

9月11日から13日にかけては、決算審査特別委員会による審査のため、休会したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、9月11日から13日の3日間については、休会とすることに決定しました。

次の本会議は、14日金曜日、午前9時30分から開催します。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

本日は、これで散会します。

どなた様も大変お疲れ様でした。

散会 午後4時24分

平成 3 0 年 9 月 1 4 日（金）

（第 3 日 目）

平成30年第21回苓北町議会定例会会議録（第3日目）

平成30年第21回苓北町議会定例会は、平成30年9月14日苓北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1 番	松本 良人	2 番	廣田 幸英
3 番	高戸 幸雄	4 番	松野 重幸
5 番	倉田 明	6 番	石田 みどり
7 番	野崎 幸洋	8 番	浜口 雅英
9 番	田嶋 豊昭	10 番	山下 時義
11 番	錦戸 俊春（副議長）	12 番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員（なし）

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局 長 龍岡 学 書 記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町 長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教 育 長	濱崎 敏和	総務課長	山崎 秀典
税務住民課長	宮崎 裕昭	企画政策課長	荒木 広之
教 育 課 長	西川 文孝	土木管理課長	汐崎 正喜
農林水産課長	野田 尚之	商工観光課長	尾脇 宣宏
水道環境課長	錦戸 和友	福祉保健課長	福田 誠一
健康増進室長	本田 保	会 計 課 長	坂元 俊司

8. 議事日程

- | | | |
|--------|----------------|---|
| 日程第 1 | 認定第 1 号 | 平成 29 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 2 | 認定第 2 号 | 平成 29 年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 3 | 認定第 3 号 | 平成 29 年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 4 | 認定第 4 号 | 平成 29 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 5 | 認定第 5 号 | 平成 29 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 6 | 認定第 6 号 | 平成 29 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 7 | 認定第 7 号 | 平成 29 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 8 | 認定第 8 号 | 平成 29 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 9 | 認定第 9 号 | 平成 29 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 10 | 認定第 10 号 | 平成 29 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 11 | 認定第 11 号 | 平成 29 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告） |
| 日程第 12 | 陳情等文書表について | |
| 日程第 13 | 閉会中の継続審査（調査）の件 | |
| 日程第 14 | 議員派遣の件 | |

9. 議事の顚末

開会 午前9時30分

○議長（山本政人君） おはようございます。

只今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、只今から本日の会議を開きます。

なお、ここで先日ご意見もあっておりましたが、平成30年台風21号並びに北海道地震により、尊い命を失われた皆さまのご冥福をお祈りするため、黙禱を捧げたいと思います。ご協力お願いいたします。黙禱。

[黙 禱]

○議長（山本政人君） はい、ご協力ありがとうございました。ご着席ください。

—————○—————

○議長（山本政人君） ここで、諸般の報告をいたします。

先日、議会から申し込んでおりました回答書がお手元に配付されております。

それでは、諸般の報告を終わります。

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） はい。

○1番（松本良人君） 諸般の報告の中の、多分、町内小学校全教室への早急なエアコンの設置についてということの回答が町長からあっておりますけれども、私はこういった町にお願いするとか、あるいは予算をどうのこうのと一言も触れなかったはずで。私は、今までいろいろな要望をした中で、このことは十分町としては取り上げていただけたけれども、実施ができなかったと、エアコンについてはですね。そのことはその前においても、町長からの説明で今度、来年度から、あるいは今年度から逐次やっていくということをお聞きしました。ただ、私がお願いしたのは、そういったことを前提とした話し合いをやろうじゃないかというようなことで、議員全員にもう一回やり直さなければならないのじゃないかということ、私を含めた浜口議員さんの提出のもとにしましたけれども、それが否決をされました。ということは、我々議員は暖かいところでも、子どもはさせていいんじゃないかということでもございましたので、私はそういうことであれば、我々自らもそういった体感を経て、そして本当に小学生・中学生の子どもたちが暑い中で、あるいは寒い中で勉強するという環境があるということで、我々も体感してみよう。我々議員は、そういったことを踏まえながら、町政に携わっていかねければ、我々はぬくぬくとしとって、町民の方々にやっぱりそうでない環境を与えてはいけない。そういったことでございますので、我々はやはり行政を引っ張っていく上では、仮に町が間違った考え方をしていても、議会の議員としてはそうじゃないというようなことを、あるいは「松本、お前の言うのと反対ぞ」と、あるいはそういった形

で、体感した後のあれを行政に反映していなければいけないということで、こういった町長からの意見が回答が来ておりますけれども、この件はもう分かったということで、もう一回、議会運営委員会自体は間違った捉え方をして話し合いがなされておるのじゃないかなと思います。もう一回、私がここで説明した内容を再度検討していただいて、そしてもう一回審議をしていただきたいと思います。

○議長（山本政人君） 只今のご意見に対して、議長としては、先日発言がありました。したがって、それは動議だと受け止めて議会運営委員会にお諮りをしました。これは、議会は合議体でありますから、10人おれば10人の考え方がございます。そんな中で慎重審議をなされまして結論を得ました。そして、答弁をいただくという結論に至ったわけでありますので、議長と議運長と2人をお願いに行って回答書をいただいた、ということでございます。よろしいですか。

○10番（山下時義君） 今の件で、私は僭越ながら、総務委員長をさせていただいておりますので、この件について、昨日、町内の4つの小学校に、校長あるいは教頭先生に状況をお尋ねしたんですよ。そしたら、今の状況は松本議員がおっしゃるような状況ではない。やはり、エアコンがあるところには、エアコンを利用した授業の展開をされておる。これは事実ですよ。そういうことで、ぜひ来年度、そういう設備をしていただいたならば有り難いというような回答なんですよ。私たち議員が、特別にエアコンを使ってしているならともかく、町内の事業所あるいは商店、その他いろいろ町民の方々もやっぱり夏場はエアコンを使って、冬はもちろんエアコンを使って仕事をしていらっしゃるわけですよ。私たち90億円からなる大切な町民の生活に係った予算の審議に真剣にやるためにも、そういう環境で審議するのは当然であって、議運の中でもせっかく施設があるのに、それを活用せんことは、それは本意ではないかというようなご意見がありました。そういうことで現実には小学校の状況は非常によいということを、皆さん方に報告しておきます。

以上です。

○議長（山本政人君） たくさんのそれぞれの意見がございます。ただ、さっきもう一回再度諮ってくれということでしたので、会議終了後、議会運営委員会を開催します。

—————○—————

日程第 1 認定第 1号 平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 2 認定第 2号 平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

日程第 3 認定第 3号 平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

- 日程第 4 認定第 4 号 平成 29 年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 5 認定第 5 号 平成 29 年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 6 認定第 6 号 平成 29 年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 7 認定第 7 号 平成 29 年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 8 号 平成 29 年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 9 号 平成 29 年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 10 認定第 10 号 平成 29 年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）
- 日程第 11 認定第 11 号 平成 29 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について（委員長報告）

○議長（山本政人君） それでは、只今から、日程第 1、認定第 1 号、平成 29 年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第 11、認定第 11 号、平成 29 年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 11 件を一括議題としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） はい、異議なしと認めます。

したがって、認定第 1 号から認定第 11 号までを一括議題とします。

本件は、決算審査特別委員会に審査を付託しておりました。

報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付いたしております。

会議規則第 41 条の規定により、決算審査特別委員長に審査結果の報告を求めます。

錦戸俊春委員長。

○決算審査特別委員長（錦戸俊春君） それでは、報告いたします。

苓北町議会決算審査特別委員会審査結果報告書。

平成 30 年第 2 1 回苓北町議会定例会において、本委員会に付託された平成 29 年度苓北町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算の認定について、次のとおり審査の結果を報告します。

記

1 審査年月日 平成 30 年 9 月 11 日・9 月 12 日・9 月 13 日の 3 日間

- | | | |
|---|---------|--|
| 2 | 審査場所 | 大会議室、第1・第2委員会室 |
| 3 | 委員の出席 | 錦戸俊春委員長、田嶋豊昭副委員長、松本良人委員
廣田幸英委員、高戸幸雄委員、松野重幸委員
石田みどり委員、野崎幸洋委員、浜口雅英委員
山下時義委員 |
| 4 | 委員の欠席 | なし |
| 5 | 委員外の出席 | 山本政人議長 |
| 6 | 監査委員の出席 | 登本玄一代表監査委員、倉田明監査委員 |
| 7 | 執行部の出席 | 町長、副町長、教育長、総務、企画政策、会計、土木管理
農林水産、商工観光、税務住民、福祉保健、水道環境
教育の各課長及び健康増進室長 |
| 8 | 委員会の書記 | 龍岡議会事務局長、錦戸総務課長補佐、吉本税務住民課長補佐 |
| 9 | 審査の過程 | 本委員会は平成29年度苓北町一般会計及び各会計の歳入歳出
決算書に基づき監査委員及び執行部の出席を求め、提出を求め
た各資料を含めて慎重に審査いたしました。 |
- 10 審査の結果
- | | |
|-------------|--|
| (1) 認定第 1 号 | 平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定について |
| (2) 認定第 2 号 | 平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| (3) 認定第 3 号 | 平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| (4) 認定第 4 号 | 平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| (5) 認定第 5 号 | 平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて |
| (6) 認定第 6 号 | 平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認
定について |
| (7) 認定第 7 号 | 平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定について |
| (8) 認定第 8 号 | 平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定につい
て |
| (9) 認定第 9 号 | 平成29年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定
について |
| (10) 認定第10号 | 平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入
歳出決算の認定について |

(11) 認定第11号 平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

以上、11件、全て認定するものと決定しました。

11 少数意見の留保 あり

12 あわせて次の事項について執行部に対し要望することを決定しました。

(1) 一般会計（歳入について）

1、町税等の滞納については、負担の公平性を図るためにも、引き続き努力されたい。

2、ふるさとづくり寄附金については、返礼品の充実を図り、自主財源の確保に努められたい。

3、苓北町の魅力を発信するため、積極的に情報発信を行われたい。また、富岡城内の交通環境整備に努め、歴史資料館については、その所蔵品の充実なども創意工夫され、入館者の増加を図られたい。

(歳出について)

1、結婚事業については、成婚につながるような取り組みを創意工夫し、再検討されたい。

2、都呂々ダム共同管理費負担金については、都呂々ダムの収支等の現状を再確認し、引き続き熊本県企業局と負担金の見直しについて協議されたい。

3、新たな宿泊施設の誘致を含めた企業誘致を積極的に行き、人口減少の歯止め、雇用の確保・拡大に努められたい。

4、町有施設の管理については、危険箇所を再確認し、危険箇所の表示を行い、補修、危険防止に努められたい。

5、公民館活動をはじめ、社会教育行政の充実を図られたい。

(2) 坂瀬川財産区特別会計（特記事項なし）

(3) 都呂々財産区特別会計（特記事項なし）

(4) 国民健康保険特別会計

健康保持増進の取り組みを進められたい。

(5) 介護保険特別会計

介護予防について、積極的に取り組まれたい。

(6) 後期高齢者医療特別会計

健康保持増進の取り組みを進められたい。

(7) 水道特別会計（特記事項なし）

(8) 下水道特別会計（特記事項なし）

(9) 農業集落排水特別会計（特記事項なし）

(10) 特定地域生活排水処理事業特別会計（特記事項なし）

(11) 宅地造成事業特別会計

1、分譲区画の価格の見直しをはじめ、販売促進の調査研究を行い、売却に努められたい。

平成30年9月13日。苓北町議会決算審査特別委員会委員長 錦戸俊春。

苓北町議会議長 山本政人様。

ここで、執行部に対する要望についての補足説明をいたします。

一般会計について、まず歳入についてです。町税等の滞納処理についてですが、納税者の不公平感払拭のためにも、不納欠損の扱いにならないように、引き続き滞納整理に努力をお願いします。特別会計になりますが、国民健康保険税、介護保険料も併せてお願いをいたします。

次に、歴史資料館については、開館後2年を経過いたしました。入館者が少ないようです。多額の費用をつぎ込んであります。展示内容や入館料などをよく検討されて、有効な利活用を図っていただきたいということでもあります。併せて、富岡城出丸までは大型バスで通行できるような道路整備の検討をお願いいたします。

歳出についてです。県営都呂々ダムについては、収支等の現状を再確認し、町の負担金となる都呂ダム協同管理費負担金について、その軽減となるように熊本県企業局と引き続き協議していただきたいということでもあります。また、企業誘致は人口の減少の歯止め、税收確保や雇用の拡大のためにも重要な取り組みであります。また、新たな宿泊施設の誘致も最優先に考えておられるとのことでしたが、都市再生整備計画事業の成果を発揮するためにも有効であると考えます。苓北町の活性化につながるよう、さらに努力していただきたいと思っております。

次に、特別会計についてでございます。国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、各会計に共通してですが、健康教育を含めた健康保持・増進及び介護予防に取り組まれ、医療費の軽減や保険料を増加させないよう、積極的な取り組みを期待します。

また、買い戻した土地が分譲区画として適した土地であるか、またほかの分譲区画の価格が適正価格であるかの検討を踏まえ、さらに販売促進に努めていただきたいと思います。

以上、報告いたします。

○議長（山本政人君） 委員長の報告が終わりました。

次に、本案については、浜口雅英君から、会議規則第76条第2項の規定によって、少数意見報告書が提出されています。少数意見の報告を求めます。

浜口雅英君。

○8番（浜口雅英君） 平成30年9月13日。苓北町議会議長 山本政人。

平成29年度苓北町一般会計決算審査特別委員会委員 浜口雅英。

賛成者、石田みどり、松本良人。

少数意見報告書。

9月11日から9月13日までの平成29年度苓北町一般会計決算審査特別委員会において、留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記

1 議案番号 平成30年第21回苓北町議会定例会 認定第1号

件名 平成29年度苓北町一般会計決算の認定について

2 意見の要旨

平成29年度苓北町一般会計決算の認定は、下記理由により反対する。本来、企業誘致等の産業振興、道路の舗装や維持管理、教育環境の整備など、町民の生命・財産を守ること、そして生活に密着した項目を第一に考えた行政の執行が求められるべきだが、本決算は都市再生整備計画事業による富岡城関連施設の復元等が重点的に執行された。

このような、住民生活に直接的に利便性のない箱物行政は、これの維持管理のために今後の町の行政・財政運営に大きな負担をかけることになる。

よって、平成30年第21回苓北町議会定例会 認定第1号、平成29年度苓北町一般会計決算は認定できない。

以上です。

○議長（山本政人君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論がありますので、これから討論を行います。まず原案に反対者の発言を許します。なお、発言者は、当初、冒頭で反対か賛成かを述べられて、そして意見を述べてください。どうぞ。

松本君。

○1番（松本良人君） 反対の立場で申し上げます。

企画費の中で、当初予算として1,623万7,000円、それから補正予算の中で48万円、計1,671万7,000円の予算が計上され、1,638万8,285円の支出がなされております。私たちは、常に期待をもちながら、この予算に臨んでまいりました。そして、やむないと、頑張ってくださいということで予算決定をしてきましたけれ

ども、その成果が見られない。そして、この前、委員会の折にも申し上げましたけれども、執行部からは給料とか何かを使うと。要は、目的外使用もあるんじゃないかなろうかというようなことがございます。それで、先ほど私は監査委員さんにそのことをお尋ねしたいと思いましたがけれども、後でまたお尋ねをします。

それからまた、教育費の目の社会教育費においても、今後はやはり社会教育というのは相当な重要なものではなかろうかなと。確かに学校教育も必要です。しかし、苓北町の今後を見ると、社会教育のウエイトは相当高いと思ひまして、私だけじゃなくて常々この会においても要望がなされてきておりますけれども、一向に検討・改善が見られない。改善どころか衰退しているようなところも見られるというように感じます。

よって、本案には反対します。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

山下君。

○10番（山下時義君） 10番、山下時義です。私は、賛成の立場で討論を行います。

この決算書は、町の基幹産業である第一次産業の振興と支援、都市再生計画事業による天草の要害である苓北町の観光の拠点でもある富岡城関連施設の整備、町民の健康保持・増進のための各種健診、介護予防の取り組み、平成29年度までに被災した道路、河川、港湾の復旧事業の取り組みなど、平成29年度の苓北町一般会計決算、予算の執行は、町民に寄り添った、安心して生活できる事業の展開であると考えております。

よって、平成29年度苓北町一般会計決算の認定については賛成します。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の方の発言を許します。

石田君。

○6番（石田みどり君） 一般会計決算に反対の立場で討論を行います。

私は、一般会計全部に反対ではありません。町も努力をしてくださっていることは認めます。一般質問でも申しましたが、町民からの要望について、計画があつたにも関わらず、執行されていなかった件、これは町長が謝罪をしていただきましたが、町民の立場に立ち、生命・財産を守るための行政運営をしていただきたい。ハウレンソウ、報告、連絡・連携、相談、それに点検も加えてもらった行政運営を望み、反対をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

高戸君。

○3番（高戸幸雄君） 平成29年度一般会計決算の認定に賛成をいたします。

私は、平成29年度当初予算に反対した経緯があります。よって、日ごろから是々

非々主義を持ち続けることが責務であると考え、定例会及び臨時議会において提出された議案に対し、賛成する一方で反対の討論を行ったところでございます。結果、支出の一部については考えることもあります。

なお、決算委員会から要望された事項について検討され、今後の補正、また来年度の予算に反映されることを信じ、認定第1号、平成29年度一般会計決算認定には賛成をいたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の方の発言を許します。

浜口君。

○8番（浜口雅英君） この決算審査は、言うまでもありませんが、町政のチェック機関として、平成29年度予算の執行と行政成果の検証はもちろん、次年度以降に向けての施策の推進、財政の進め方などを提言していくための重要な機会だと考えます。数の力だけの行政執行ではなく、何が、どのような施策が町民のためになるのかを熟知し、当該年度の決算を検証しなければなりません。

私は、29年3月の29年第13回苓北町議会定例会の折、29年度一般会計当初予算審議の本会議における採決の前に、4人の賛成者を得て少数意見の報告書を提出しました。内容は、先ほど会議規則第76条第2項の規定に基づき提出した決算認定に係る少数意見の報告書と同じでした。具体的には、本来、企業誘致等の産業振興、道路の舗装や維持管理、教育環境の整備など、町民の生命・財産を守ること、つまり生活に密着した項目を第一に考えた行政執行が求められるべきだが、本予算、29年度当初予算は、都市再生整備計画事業による富岡城関連施設の復元等が重点的に計上されている。このような住民生活に直接的に利便性のない箱物行政は、これの維持管理のために今後の町の行政・財政運営に大きな負担をかけることになる。よって、平成29年度苓北町一般会計予算案には反対するというものでした。

このような経過の中で、今回の一般会計の決算の認定に当たっては、この1年間の施策の執行状況を振り返り、同様の理由から、決算の認定反対するものです。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

野崎君。

○7番（野崎幸洋君） 次に、平成29年度の一般会計決算の認定について、賛成の立場で討論いたします。

平成29年3月の予算審査の折には、富岡城関連施設整備の予算は町民に対し十分な説明と理解がなされていないなどの理由により反対をいたしました。また、今定例会でも一般質問等で要望・意見等を述べたように、この富岡城関連施設については、私自身、まだ納得してはおりません。しかし、平成29年度予算は既に執行されておしま

す。９月１１日から１３日の３日間、厳正に審査を行った結果、他の予算の執行は適正に行われていたものと判断をいたしました。また、先ほど歳入歳出、そして各特別会計の意見・要望等も執行部に対し要望されました。

よって、私は、委員長から報告があったとおり、平成２９年度の決算は認定すべきと判断し、平成２９年度決算認定に賛成いたします。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

田嶋君。

○９番（田嶋豊昭君） 私は、平成２９年度苓北町一般会計決算の認定については、賛成の立場で討論に参加します。

苓北の里山・里海、資源を活用した観光交流ブランド創造事業、天草拓心高校マリン校舎のヒオウギ貝のアヒージョや蓬莱柿を使った洋菓子の創造とか、長崎、福岡、都市圏での町内事業者の試食を中心とした、苓北町を知ってもらう、商品の価値を知ってもらう催しの開催や、都市再生整備計画事業として長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連資産の世界遺産登録を見据え、国指定史跡富岡キリシタン供養碑の駐車場整備、富岡港船客待合所の改修、富岡港からの交通二次アクセス強化等に取り組まれ、人・物の往来が盛んになるような事業が展開されています。

これをはじめ、平成２９年度の苓北町一般会計・特別会計の予算執行により、町民、企業、行政がその力を発揮できたと考えます。職員も頑張っています。今後とも攻めの事業展開に期待しております。

よって、賛成します。

以上です。

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に賛成者の方の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 次に、原案に反対者の方の発言を許します。

ほかに討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） ほかに討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、採決を行います。

採決は、認定第１号から第１１号までを、それぞれ起立によって行います。

議会運営に関する申し合わせにより、決算については起立表決ということが定められております。

それでは、認定第1号、平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第1号、平成29年度苓北町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第2号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第2号、平成29年度苓北町坂瀬川財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第3号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第3号、平成29年度苓北町都呂々財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第4号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第4号、平成29年度苓北町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第5号、平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第5号、平成29年度苓北町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第6号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第6号、平成29年度苓北町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第7号、平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第7号、平成29年度苓北町水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第8号、平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第8号、平成29年度苓北町下水道特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第9号、平成29年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第9号、平成29年度苓北町農業集落排水特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第10号、平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第10号、平成29年度苓北町特定地域生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

次に、認定第11号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は認定すべきです。

お諮りします。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本政人君） はい、起立多数です。

したがって、認定第11号、平成29年度苓北町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

—————○—————

日程第 1 2 陳情等文書表について

○議長（山本政人君） 日程第 1 2、陳情等文書表についてを議題とします。

本会議までに受理した陳情等は、先にお配りしました 1 件が提出されております。

まず、陳情第 1 号、臓器移植の環境整備を求める意見書の採択を求める陳情書についてを議題とします。

陳情第 1 号については、議会運営委員会にお諮りし、会議規則第 9 5 条の規定並びに議会運営に関する申し合わせ事項により、議員配付することに決定いたしましたので、お手元に配付しております。

—————○—————

日程第 1 3 閉会中の継続審査（調査）の件

○議長（山本政人君） 次に、日程第 1 3、閉会中の継続審査（調査）の件についてを議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会活性化等検討特別委員長及び広報委員長から、会議規則第 7 5 条の規定に基づき、閉会中の継続審査（調査）の申し出がっております。

お諮りします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査（調査）とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申し出については、閉会中の継続審査（調査）とすることに決定しました。

—————○—————

日程第 1 4 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 日程第 1 4、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することにしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、お手元に配付しましたとおり、派遣することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

これで、本日の会議を閉じます。

平成３０年第２１回苓北町議会定例会を閉会します。
どなた様も大変お疲れ様でした。

閉会 午前１０時１６分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

芥北町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員